

# 第7期 埼玉県地域福祉支援計画

「支え手」「受け手」の関係を超えて、あらゆる人が地域と共に創り、  
一人ひとりが生き生きと暮らせる埼玉へ

令和6年度～令和8年度  
(2024年度～2026年度)



埼玉県のマスコット「さいたまっち」「コバトン」

【令和7年3月一部変更】

彩の国  埼玉県



## ごあいさつ

本県は、今、人口減少・超少子高齢社会の到来という、時代の転換期における歴史的課題に直面しています。

国勢調査開始以来、全国で唯一人口が増加し続けていましたが、令和4年に公表された人口推計で初めて人口が減少し、昨年も2年連続での減少となりました。労働生産人口が確実に減少する一方で、75歳以上の高齢者人口は全国で最も速いスピードで増加することが予想されています。

一方地域では、単独世帯、高齢者世帯の増加や核家族化の進行に伴い、介護、障害、子育て、生活困窮といった様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野にまたがる課題を抱えているなど、対応が困難となる事例が増えています。

また、コロナ禍により、人々のコミュニケーションが大きく制約され、地域コミュニティの希薄化も相まって、社会に内在していた「孤独・孤立」が顕在化し、大きな社会問題となっています。

このような状況の中、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域の中で助け合い・支え合う仕組みを機能させていくためには、様々な主体がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む「地域福祉」の考え方が重要です。

このたび策定した「第7期埼玉県地域福祉支援計画」（令和6年度～8年度）では、「支え手」「受け手」の関係を超えて、あらゆる人が地域を共に創り、一人ひとりが生き生きと暮らせる埼玉へ』を基本理念として掲げています。福祉サービスを必要とする地域住民も含め、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談支援機関、行政など、あらゆる主体が参画し、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会の実現」に向けた取組を展開します。

社会の在り方が変化し、多種多様な価値観が広がっている中、私はこの計画を通じ、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました埼玉県地域福祉推進委員会及び作業部会の皆様をはじめ、御協力いただきました関係団体や県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月



埼玉県知事 大野元裕

## 第7期埼玉県地域福祉支援計画 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の期間 .....	2
第2章 本県の福祉を取り巻く状況 .....	4
1 福祉を取り巻く状況 .....	5
1-1 人口・世帯等に関する状況 .....	5
1-2 福祉サービスの提供の状況 .....	11
1-3 虐待・権利擁護の状況 .....	19
1-4 担い手の状況 .....	22
1-5 新型コロナウイルス感染症による影響 .....	26
第3章 計画の理念と基本方針 .....	27
1 計画の理念 .....	28
2 計画の基本方針 .....	29
第4章 施策の体系と施策の展開 .....	35
1 施策の体系 .....	36
柱1 基盤づくり～包括的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～ .....	37
1-1 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援 .....	37
1-2 地域住民等との協働による地域生活課題への対応 .....	48
1-3 分野横断的な福祉サービスの展開や社会参加に向けた支援 .....	58
1-4 権利擁護体制の充実 .....	61
1-5 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実 .....	68
柱2 地域づくり～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～ .....	72
2-1 地域福祉の場・拠点づくりの促進 .....	72
2-2 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充 .....	78
2-3 災害時に備えた支援の取組の充実 .....	82
2-4 安心して子育てできる地域づくり .....	87
2-5 子供の貧困に対する取組の強化 .....	93
2-6 認知症になつても安心して暮らせる地域づくり .....	97
柱3 担い手づくり～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～ .....	102
3-1 民生委員・児童委員の活動への支援 .....	102
3-2 介護、保育等サービス人材の確保等 .....	105
3-3 NPO・ボランティア団体への支援 .....	109
3-4 住民による多様な地域活動の推進 .....	114

柱4 環境づくり～誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり～	123
4-1 孤独・孤立問題への対応	123
4-2 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり	127
4-3 生活困窮者対策の推進	130
4-4 ケアラー支援の推進	135
4-5 ひきこもり支援	141
4-6 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり	143
4-7 配慮が必要な方への支援	150
柱5 市町村の支援と計画の推進	157
5-1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援	157
5-2 計画の進捗管理	159
<b>参考資料</b>	<b>161</b>
1 埼玉県地域福祉支援計画数値目標一覧	162
2 重層的支援体制整備事業	163
3 埼玉県地域福祉支援計画策定の経緯	166
4 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿	167
5 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱及び作業部会員名簿	169
6 埼玉県地域福祉支援計画取組の県担当課一覧	171
<b>コラム</b>	
1 包括的な支援体制の構築～フクシと教育のつながりづくり～	46.47
2 コロナ禍における支援	56
3 事業者と自治会が連携した買い物支援「あんしん市場」	57
4 コミュニティソーシャルワーカーによる地域づくり～カギは「ネットワークづくり」～	77
5 子どもが共に生き、遊び、学ぶローカル・コモンズ(地域の共有財)としての居場所づくり	92
6 多様な主体との連携による地域づくり	113
7 子供の福祉学習体験～福祉への理解を深めるきっかけづくり～	121
8 シラコバト長寿社会福祉基金を活用した地域社会活動への支援	122
9 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム	126
10 埼玉県思いやり駐車場制度	146

## 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本県では、令和3年度から令和5年度（2021年度～2023年度）を計画期間とする「第6期埼玉県地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援してきました。

このたび、計画期間の満了を迎えるに当たり、少子化や異次元の高齢化、個人や世帯の抱える課題が複雑化・複合化し、コロナ禍で顕在化あるいは一層深刻化したこれらの課題への対応など、引き続き市町村の地域福祉の取組を支援する必要があることから、新たに「第7期埼玉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものであり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられるものです。

また、「埼玉県高齢者支援計画（埼玉県認知症施策推進計画）」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」、「埼玉県ケアラー支援計画」、「埼玉県再犯防止推進計画」など個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画です。

さらに、市町村支援のガイドラインとしても位置付けられます。

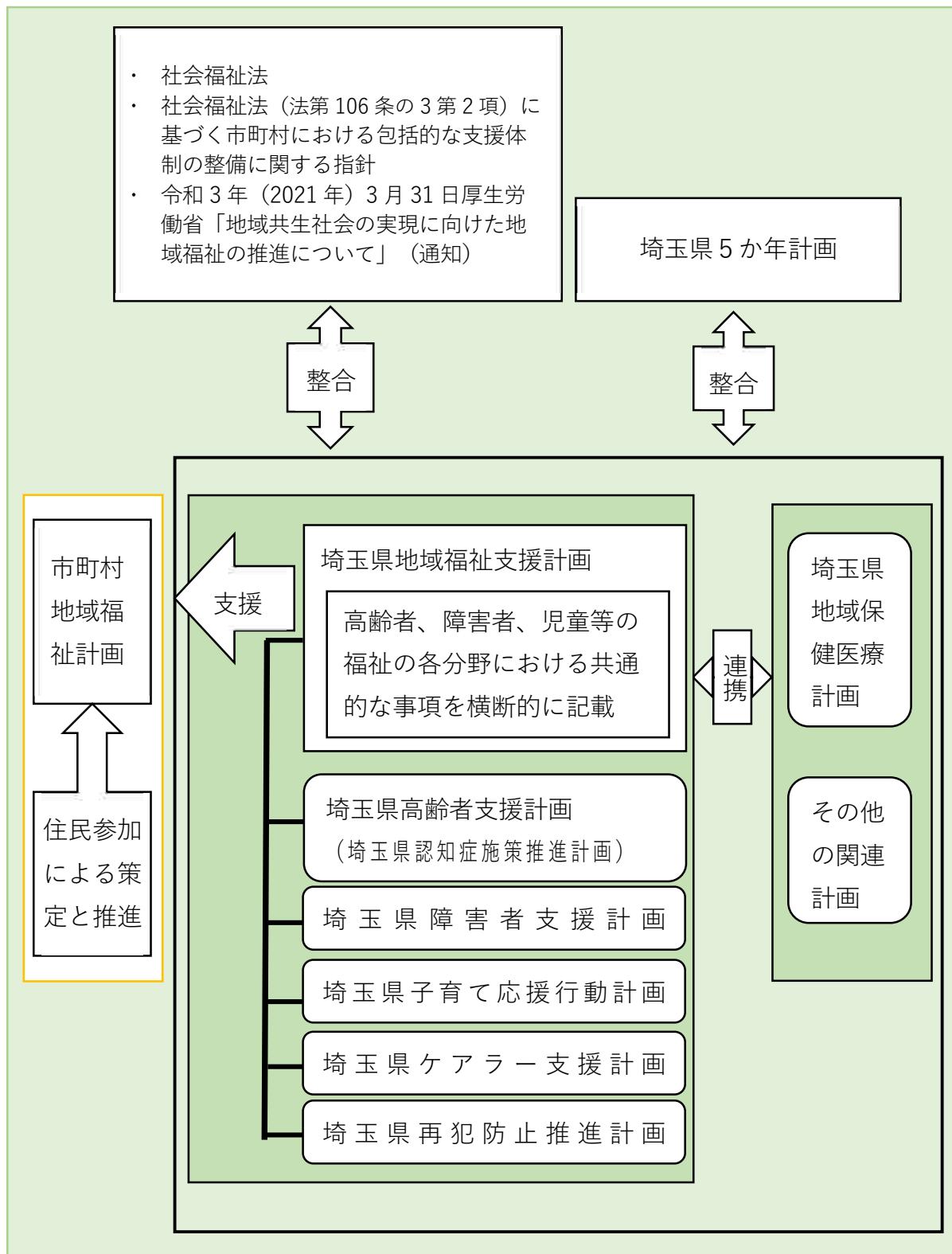
## 2 計画の期間

令和6年度から令和8年度（2024年度～2026年度）までの3年間とします。

### 用語解説■ 「地域福祉」とは

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに応えていくものです。

## ■埼玉県地域福祉支援計画の位置付け



## 第2章 本県の福祉を取り巻く状況

## 1 福祉を取り巻く状況

### 1-1 人口・世帯等に関する状況

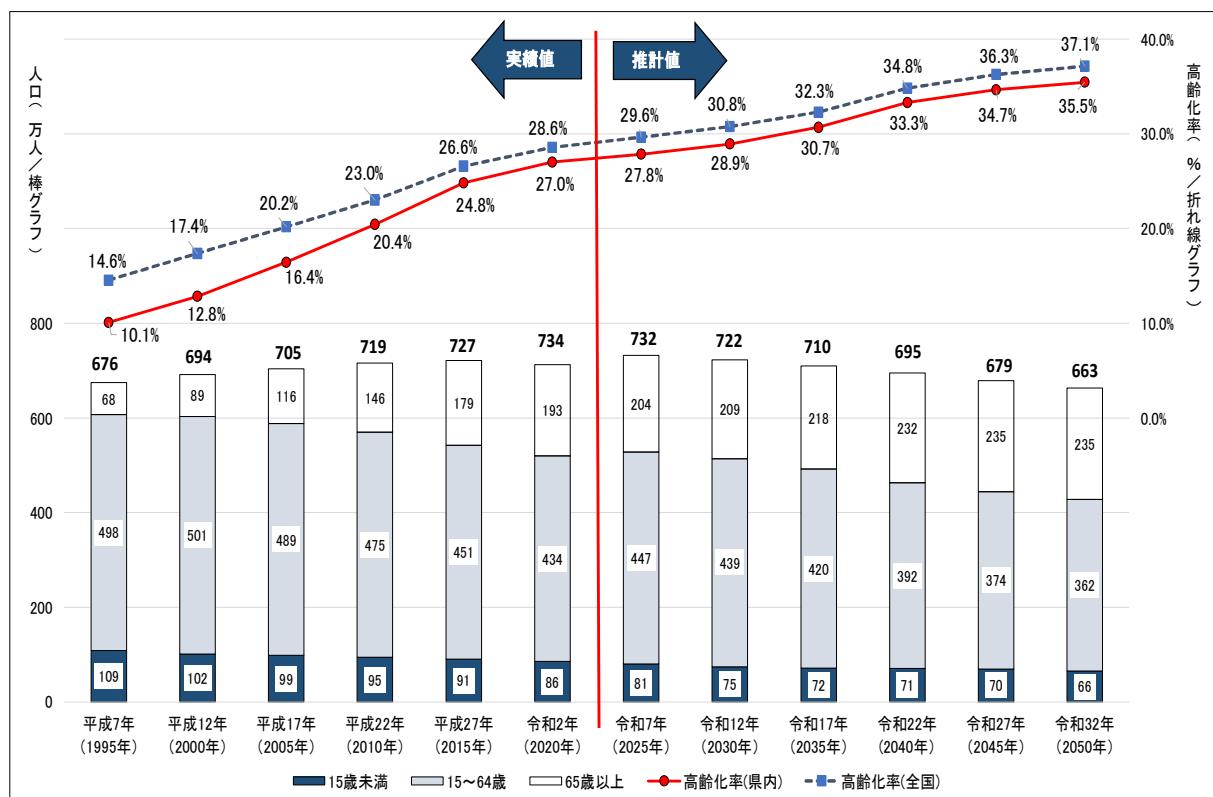
#### ①人口減少と高齢化の進行

埼玉県の総人口は、昭和30年代から平成2年（1960年代～1990年）にかけて急速に増加し、令和2年（2020年）頃に人口ピークを迎える。令和7年（2025年）には732万人、令和22年（2040年）には700万人を割ることが見込まれています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和55年（1980年）の146万人をピークに減少が続いている。また、生産年齢人口（15～64歳）は、全国では平成7年（1995年）頃から減少しており、埼玉県においても平成12年（2000年）の501万人をピークに減少が続いている。

一方で高齢者人口（65歳以上）は令和2年（2020年）に193万人、高齢化率は27.0%といずれも過去最高となり、超高齢社会（高齢化率21%超）となっています。

■図1 本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



資料：総務省統計局「国勢調査」(H7～R2)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」(R7～R32)

※国勢調査の人口総数には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない。

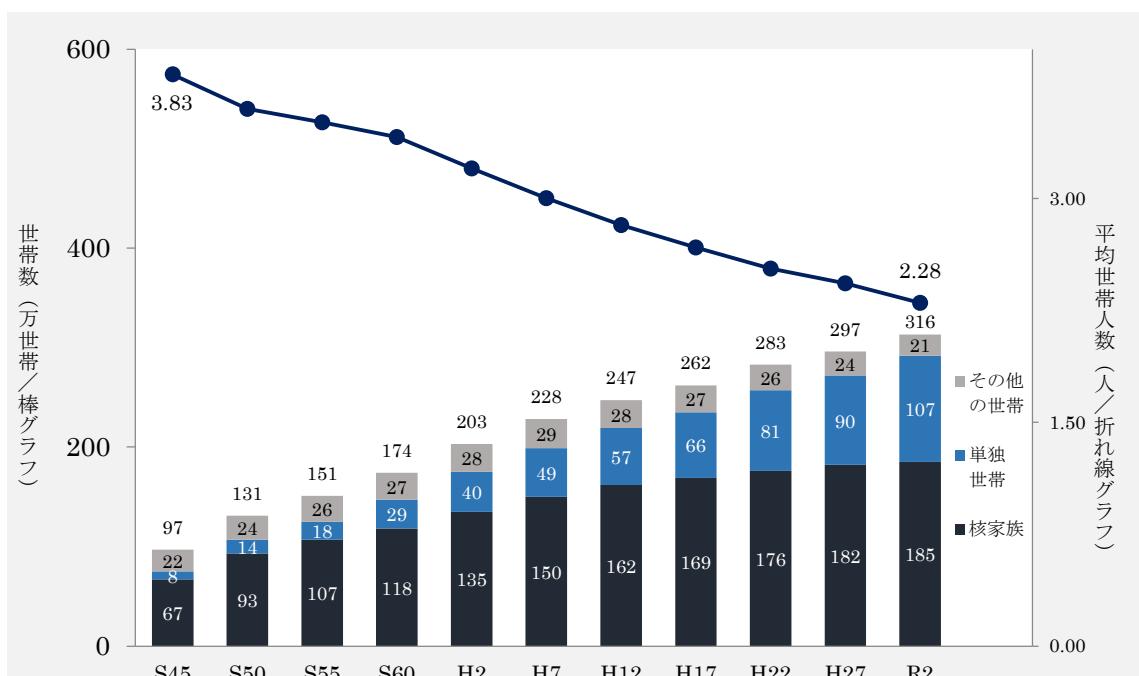
※令和2年の高齢化率は不詳補完値による。

## ②世帯の変化と単独世帯の増加

世帯数は増加傾向にあり、昭和45年（1970年）の97万世帯から、令和2年（2020年）には316万世帯に増加しました。一方で、平均世帯人員数は減少傾向にあり、昭和45年（1970年）の3.83人から、令和2年（2020年）には2.28人に減少しています。

世帯構成をみると、核家族世帯（夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親又は女親と子供から成る世帯の合計）が昭和45年（1970年）には67万世帯で全世帯の69%でしたが、令和2年（2020年）には185万世帯と全世帯の59%となっています。また、単独世帯（世帯人員が一人のみの世帯）が近年増加しており、昭和45年（1970年）には8万世帯でしたが、令和2年（2020年）には107万世帯と約13倍に増加し、全世帯に占める割合も34%に増加してきています。

■図2 本県の世帯数と平均世帯人員数の推移



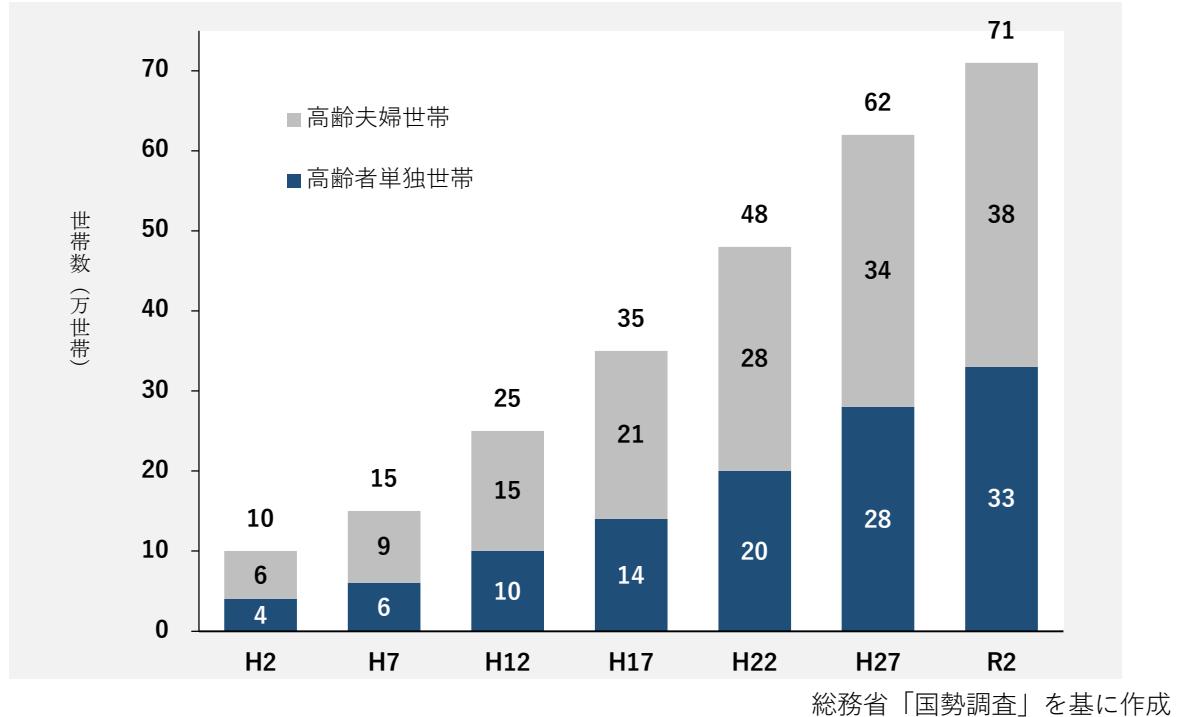
※国勢調査の世帯数については、四捨五入してあるため、内訳の合計とは一致しない。

総務省「国勢調査」を基に作成

## 第2章 本県の福祉を取り巻く状況

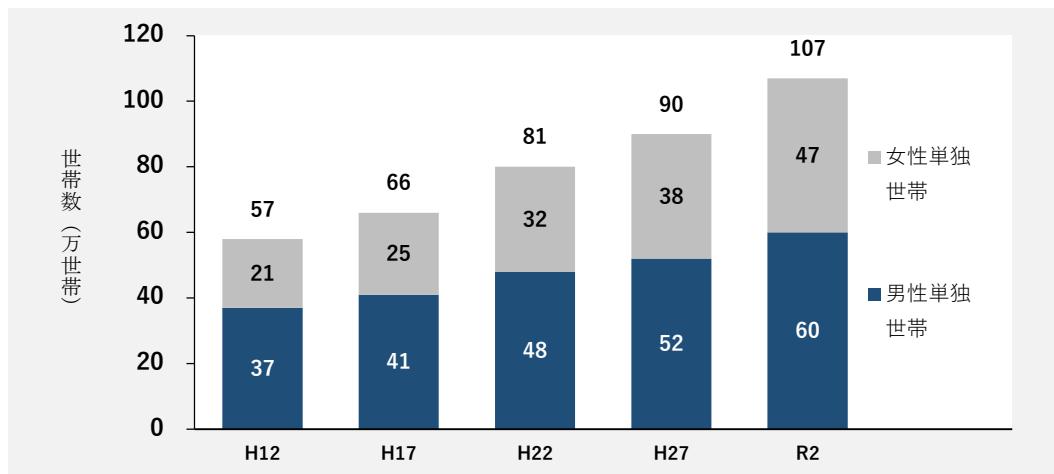
また、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）及び高齢者（65歳以上）単独の世帯である高齢者世帯は、平成2年（1990年）には合わせて10万世帯で、全世帯の5%にすぎませんでしたが、令和2年（2020年）には71万世帯と30年間で約7倍となり、全世帯の22%を占めています。

■図3 本県の高齢者世帯数の推移



単独世帯数は高齢者世帯に限らず増加しており、平成12年（2000年）には男性単独世帯約37万世帯、女性単独世帯約21万世帯でしたが、令和2年（2020年）には男性単独世帯約60万世帯、女性単独世帯約47万世帯と増加しています。

■図4 本県の単独世帯数の推移



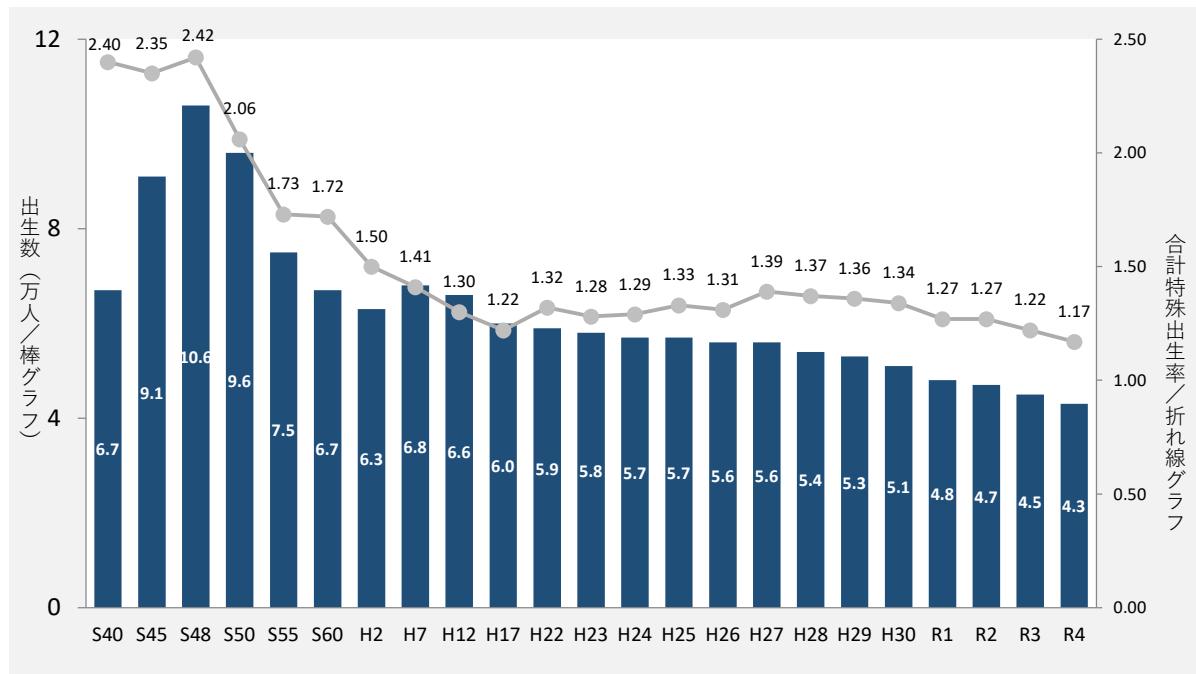
総務省「国勢調査」を基に作成

※国勢調査の世帯数については、四捨五入してあるため、内訳の合計とは一致しない。

### ③少子化の進行

本県における出生数は昭和 48 年（1973 年）以降、平成 2 年（1990 年）頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成 12 年（2000 年）から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、昭和 60 年（1985 年）から平成 17 年（2005 年）年にかけて、1.72 から 1.22 へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は再び減少が続いている。令和 4 年（2022 年）は 1.17 で、これは全国第 44 位となっています。

■図 5 本県の出生数と合計特殊出生率

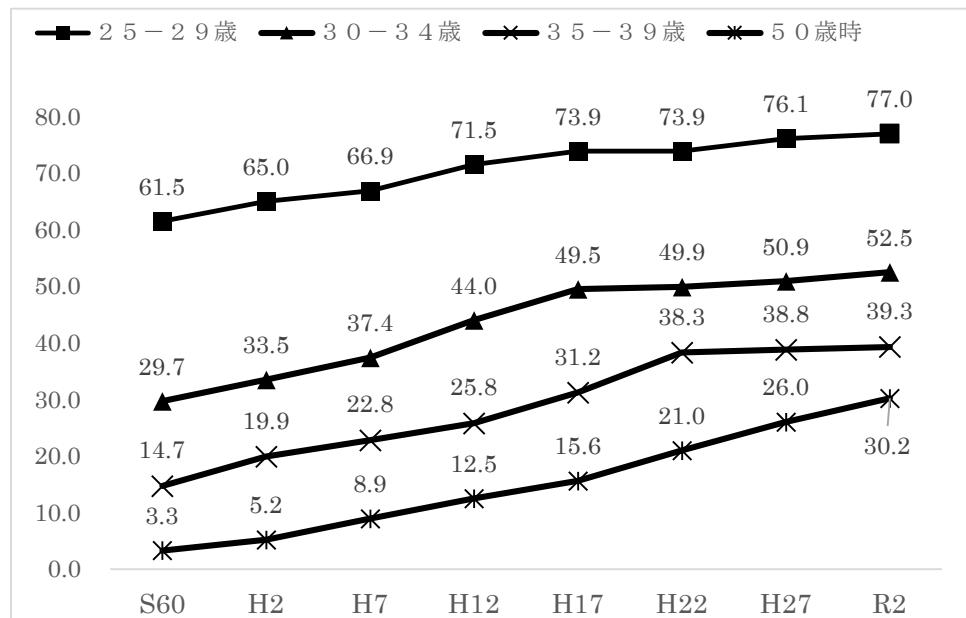


厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

#### ④未婚化・晩婚化の進行

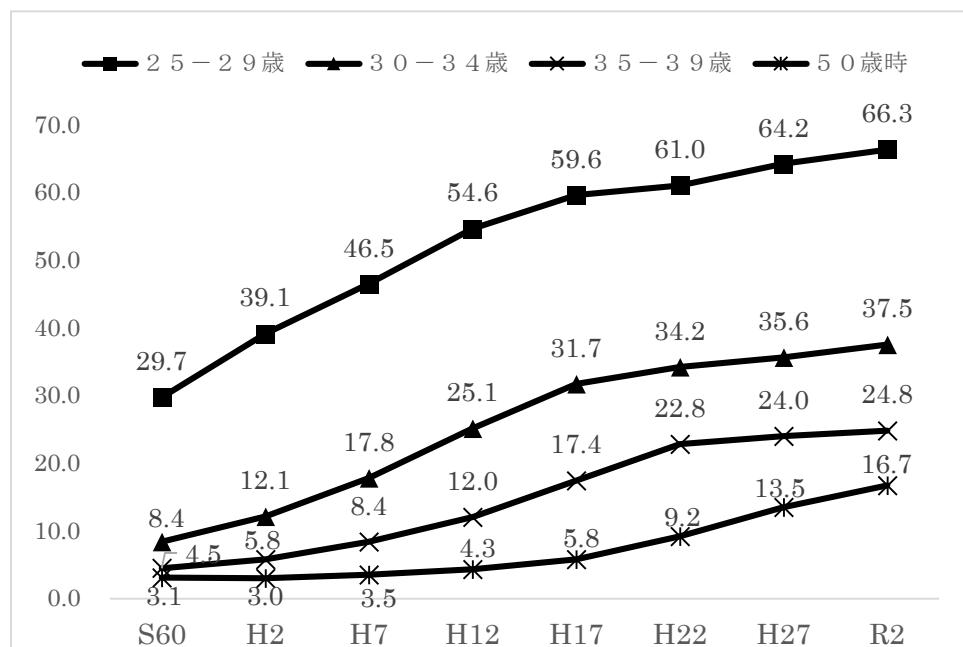
本県における未婚率は男女ともに昭和60年（1985年）年以降、大幅に上昇しています。特に、35歳～39歳の男性の未婚率は、昭和60年（1985年）の14.7%から令和2年（2020年）には39.3%に大幅に上昇しています。また、25歳～29歳の女性の未婚率も昭和60年（1985年）の29.7%から令和2年（2020年）には66.3%に大幅に上昇しています。男性は40歳未満の各年代において全国平均よりも未婚率が高くなっています。

■図6 本県の年齢階級別未婚率の推移（男性）



総務省「国勢調査」を基に作成

■図7 本県の年齢階級別未婚率の推移（女性）

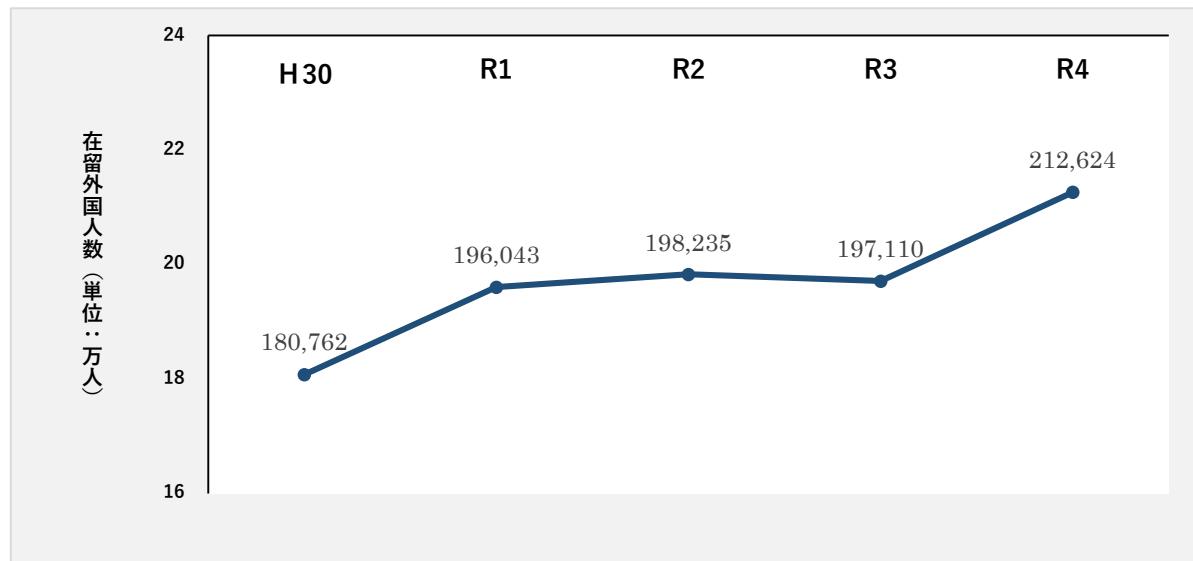


総務省「国勢調査」を基に作成

## ⑤在留外国人数の増加

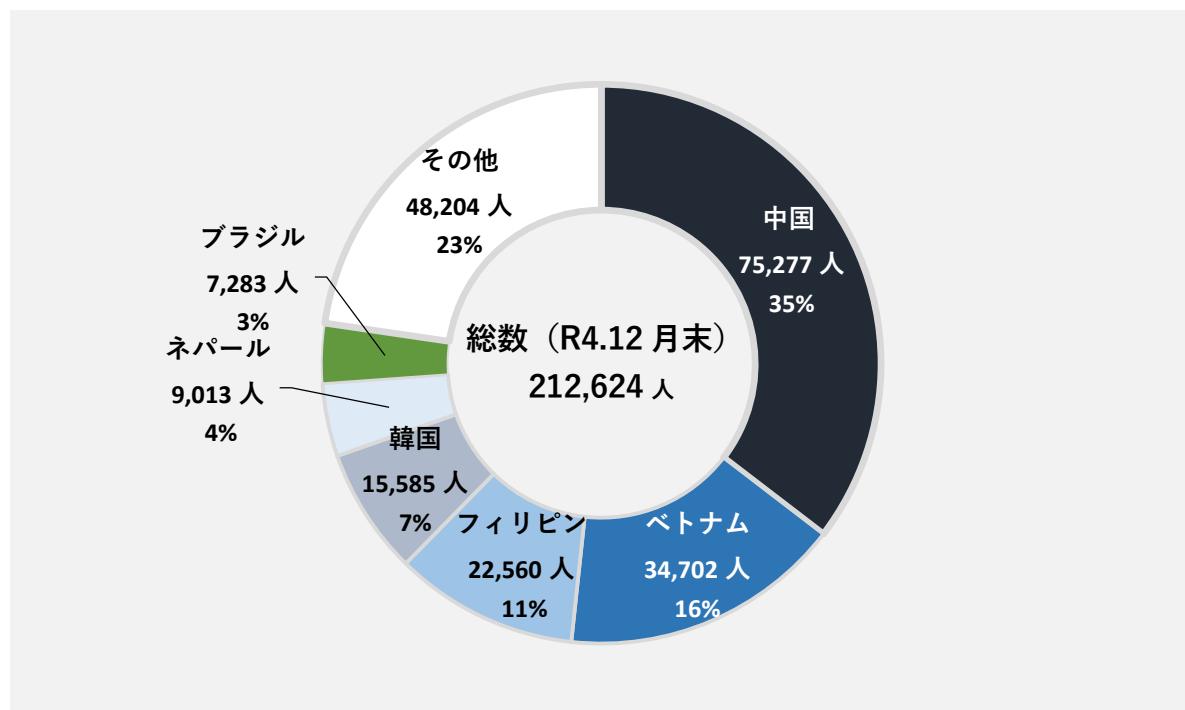
本県における在留外国人数は増加傾向にあり、令和4年（2022年）12月末時点では212,624人となり、平成30年（2018年）時点と比較すると約3万人増加しました。国籍は165の国及び地域と幅広く、人数が多い順に中国、次いでベトナム、フィリピン、韓国、ネパールとなっています。

■図8 本県における在留外国人数の推移



法務省「在留外国人統計」を基に作成

■図9 令和4年（2022年）12月末時点の在留外国人数の内訳



※四捨五入のため、内訳の合計は100%にならない場合がある。

法務省「在留外国人統計」を基に作成

## 1-2 福祉サービスの提供の状況

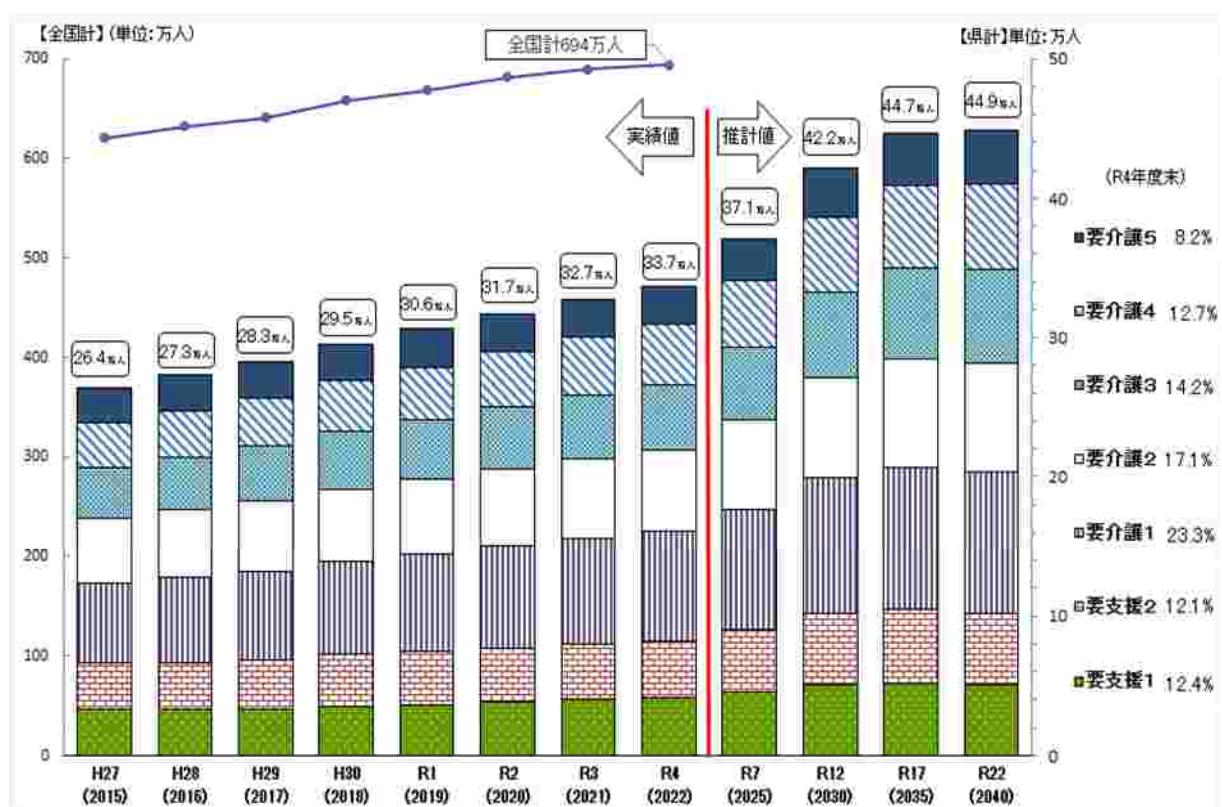
### ①高齢者に関する状況

本県の令和4年度（2022年度）末の要介護（要支援）認定者数は約34万人で、介護保険制度創設時の平成12年（2000年）4月と比較すると、約4.2倍になっています。

要介護（要支援）認定者の割合を要介護度別にみると、要介護1が23.3%で最も高く、次いで要介護2が17.1%、要介護3が14.2%となっています。

また、介護保険の第1号被保険者約197万人のうち、要介護（要支援）認定者は約33万人であり、その割合は約16.7%となっています。

■図10 要介護認定者及び介護度別認定者数



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年度3月末日） [H27～R4]

埼玉県推計（地域包括ケア「見える化」システム将来推計） [R7～R22]

## ②障害者に関する状況

障害者に関する状況は、令和4年度（2022年度）末で障害者手帳所持者数は、334,566人となっており、平成24年度（2012年度）末と比較し約23%増加しています。特に療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。

■表1 本県の障害者手帳所持者数の推移



障害者福祉推進課調べ

※重複所持者あり

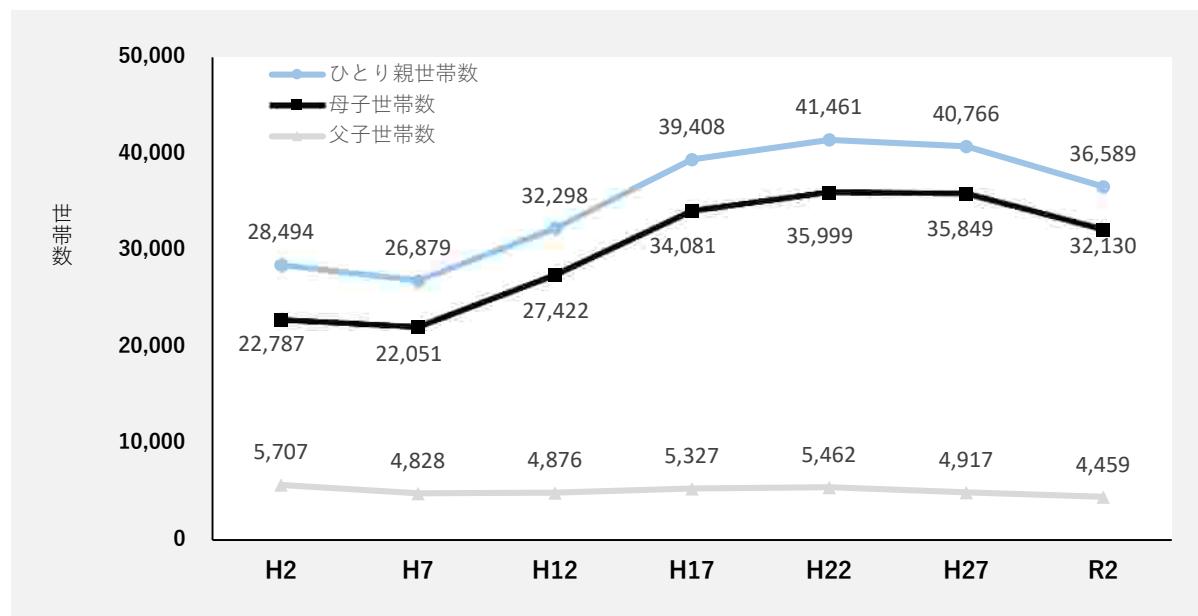
※各年度末現在の数字

### ③児童に関する状況

本県におけるひとり親世帯数は、令和2年（2020年）には、36,589世帯と平成7年（1995年）の26,879世帯と比較すると、約1.4倍になっています。

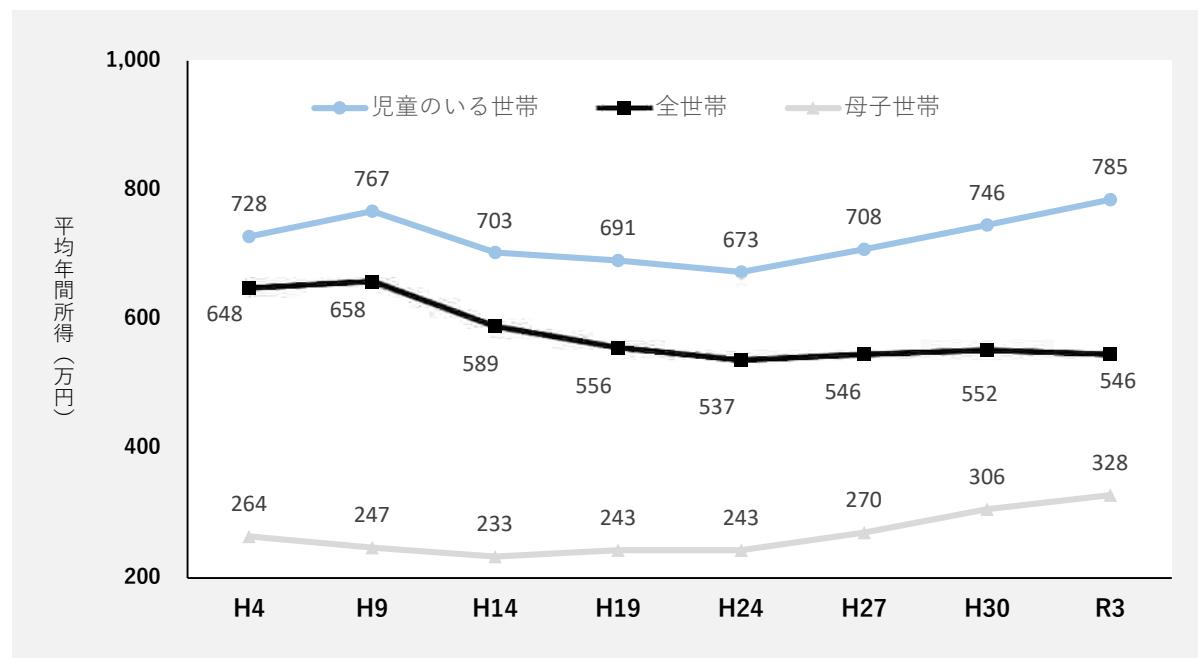
全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、依然として母子世帯は、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得額に大きな差がある状況です。

■図11 本県のひとり親世帯数の推移



総務省「国勢調査」を基に作成

■図12 全国の世帯当たりの平均年間所得の推移

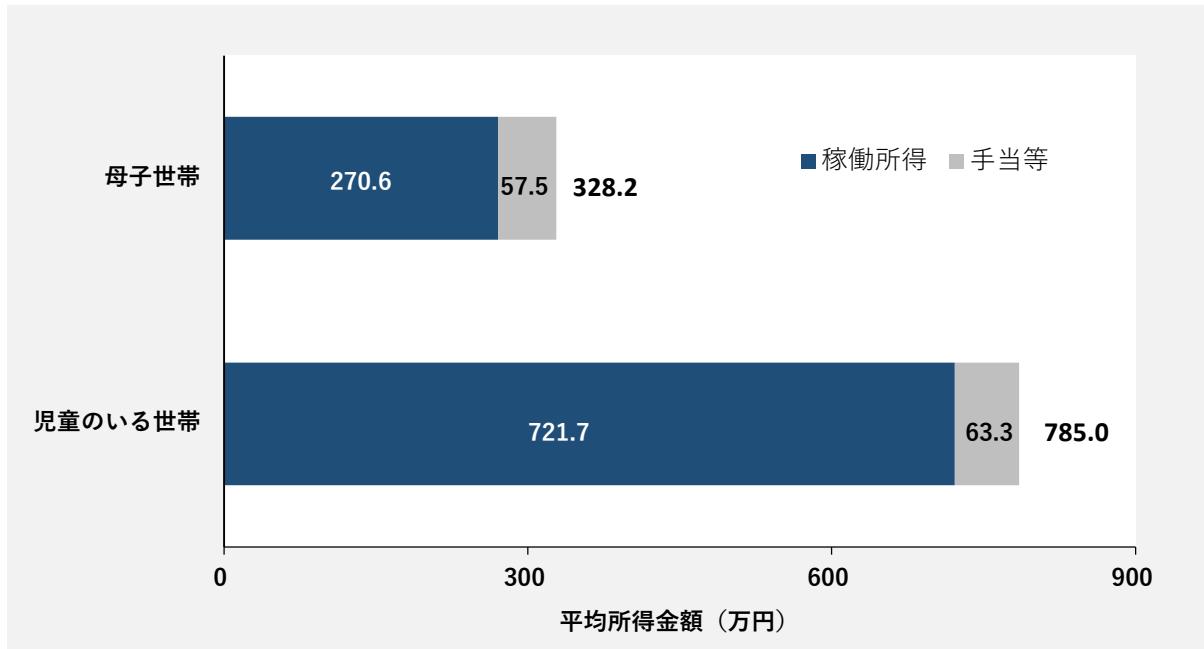


厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成

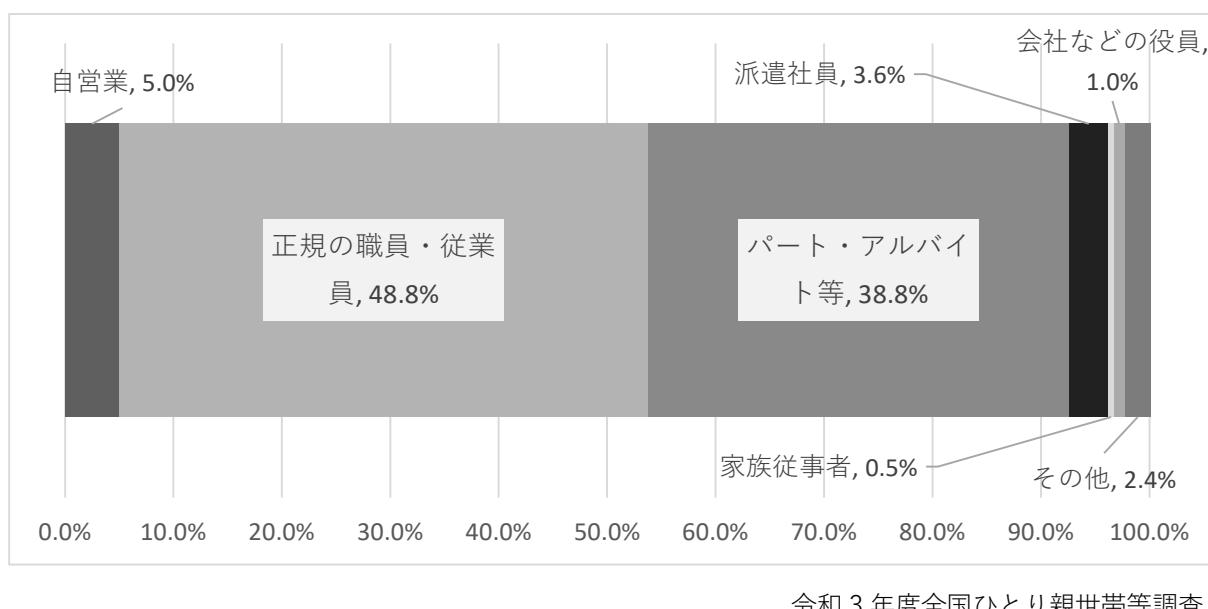
## 第2章 本県の福祉を取り巻く状況

母子世帯の総所得は平均で年間328万円と、児童のいる世帯の総所得の42%に留まっており、経済的に厳しい状況がうかがえます。パート・アルバイト等の割合が高いなど、就業の状況等が不安定であることが影響しています。

■図13 児童のいる世帯と母子世帯の平均所得金額（全国）



■図14 母子世帯の就業状況（全国）

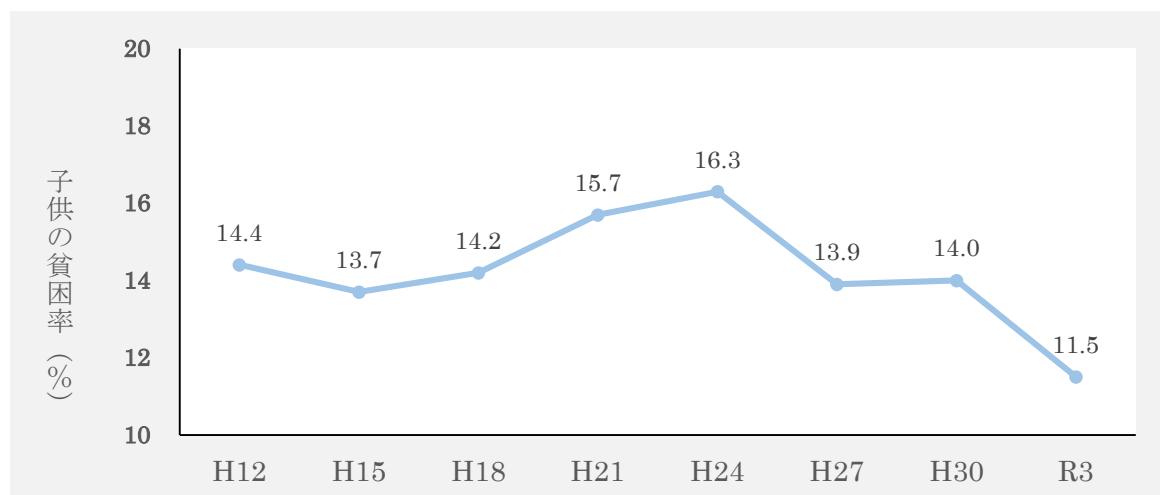


## 第2章 本県の福祉を取り巻く状況

子供の貧困率は、令和3年(2021年)で11.5%となっており、子供の9人に1人が貧困状態にあるなど深刻な状況です。生まれ育った家庭の経済状況が子供の進学や就職などに影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながることが懸念されます。

県では「貧困の連鎖」を断ち切るため、生活保護世帯・生活困窮世帯の子供に対する学習支援を進めているほか、子ども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所づくりを進めています。

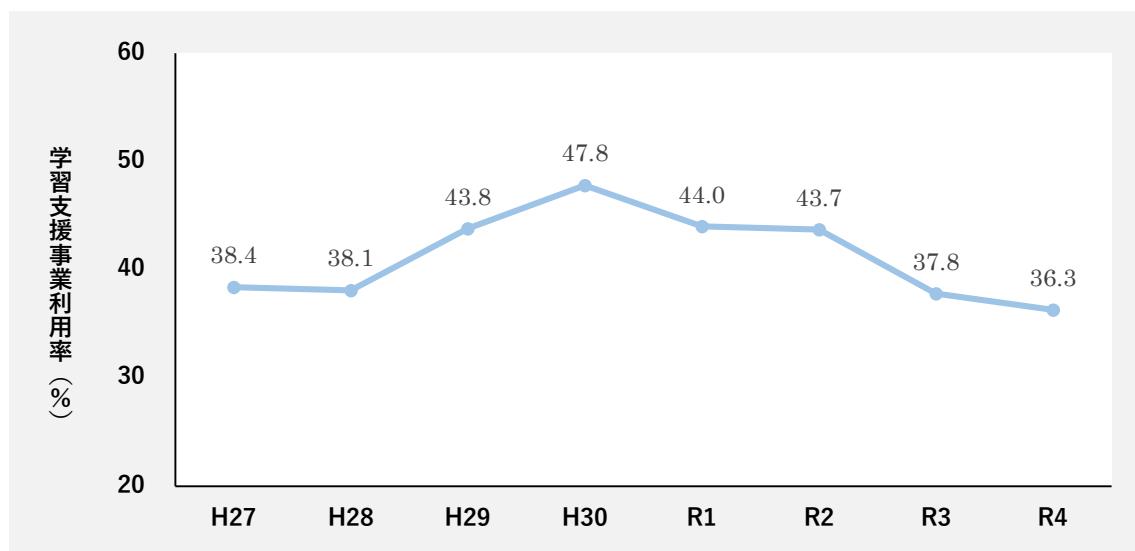
■図15 全国の子供の貧困率の推移



厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成

※平成30年（2018年）からはOECDの所得定義に基づく新たな基準を基に算定している。（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）

■図16 本県の生活保護世帯の中学生の学習支援事業利用率



社会福祉課調べ

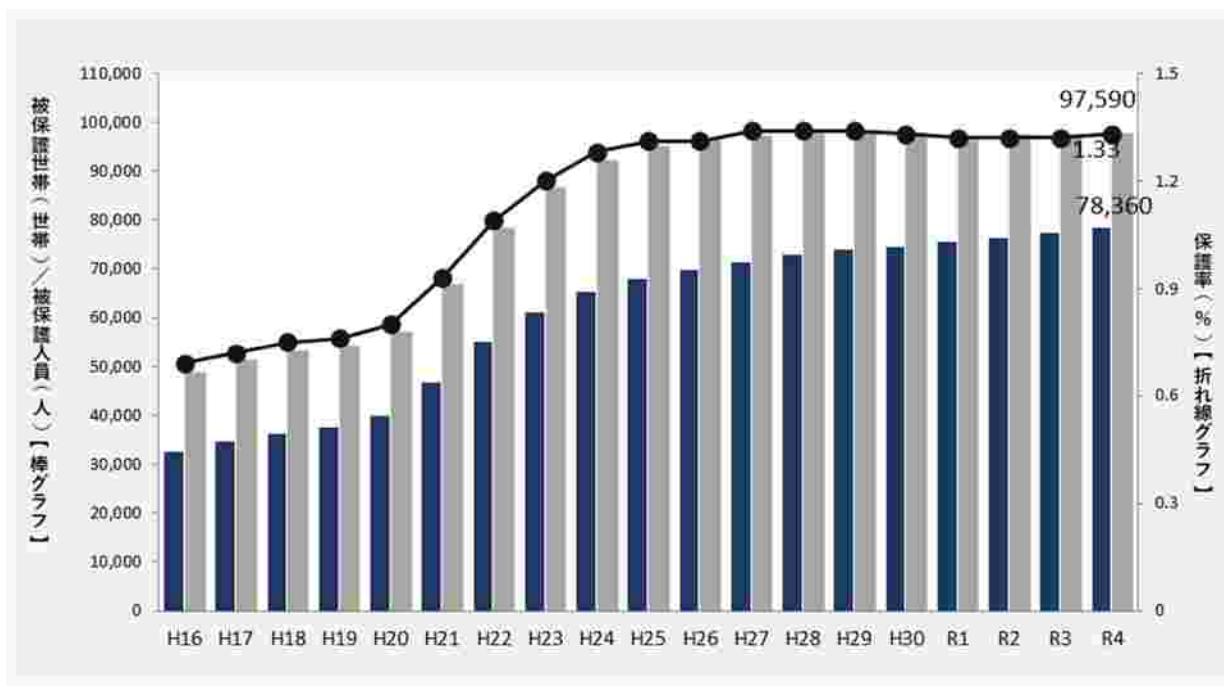
#### ④生活保護に関する状況

令和4年度（12ヶ月平均）の生活保護世帯数は78,360世帯で、被保護者数は97,590人です。

平成20年（2008年）9月のリーマンショックなどを契機とした経済情勢の悪化により、保護を受給する世帯が急増しましたが、平成26年（2014年）以降、雇用情勢の好転などにより稼働年齢層のいる世帯の伸びは落ちています。

一方、本県では、急速な高齢化とともに、高齢者世帯が年々増加し、保護世帯全体を押し上げています。保護率は1.33%で、全国の保護率（1.62%）より低くなっています。

■図17 年度別保護率（12ヶ月平均）等の推移



社会福祉課調べ

■表2 世帯類型別世帯の割合

	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他世帯
埼玉県	53.8%	25.2%	4.0%	17.0%
全国	55.6%	24.9%	4.1%	15.5%

社会福祉課調べ

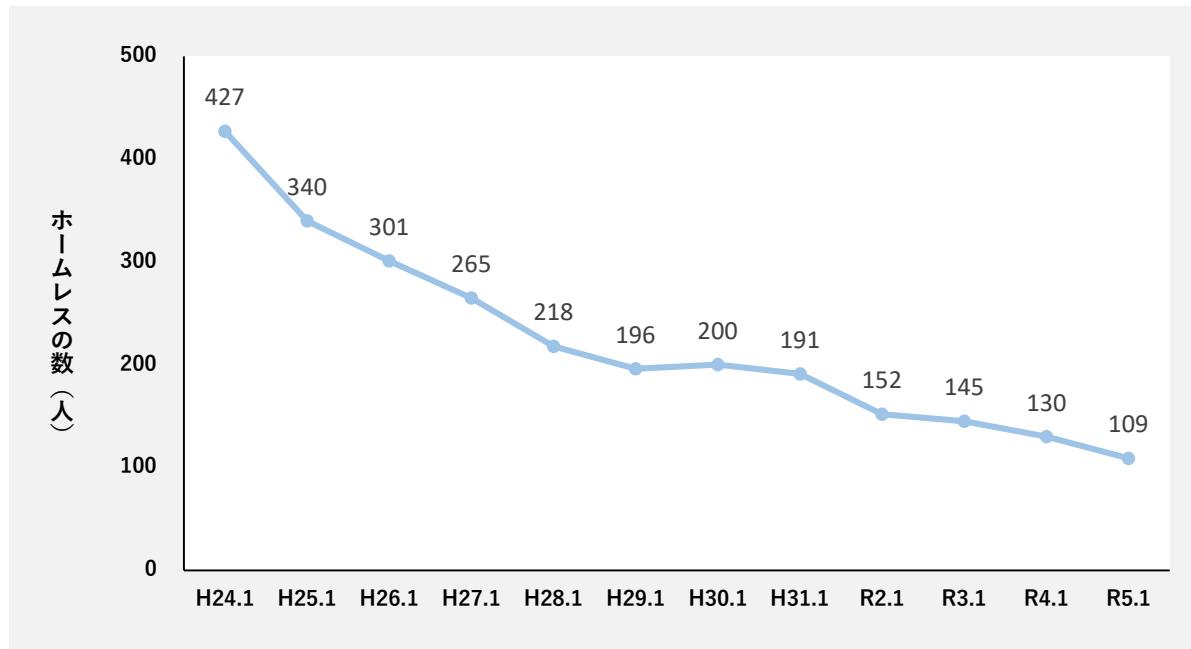
令和4年度月平均の数値

※構成比は端数処理しているため、合計が100%にならない場合がある。

## ⑤ホームレスの状況

本県が把握しているホームレス数は減少傾向にあります。ホームレス対策については、平成14年（2002年）の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行や平成27年（2015年）の「生活困窮者自立支援法」の施行などにより、支援体制が整備されてきています。

■図18 本県のホームレス数の推移



※「ホームレス数」は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」として市町村が目視で調査しているものです。

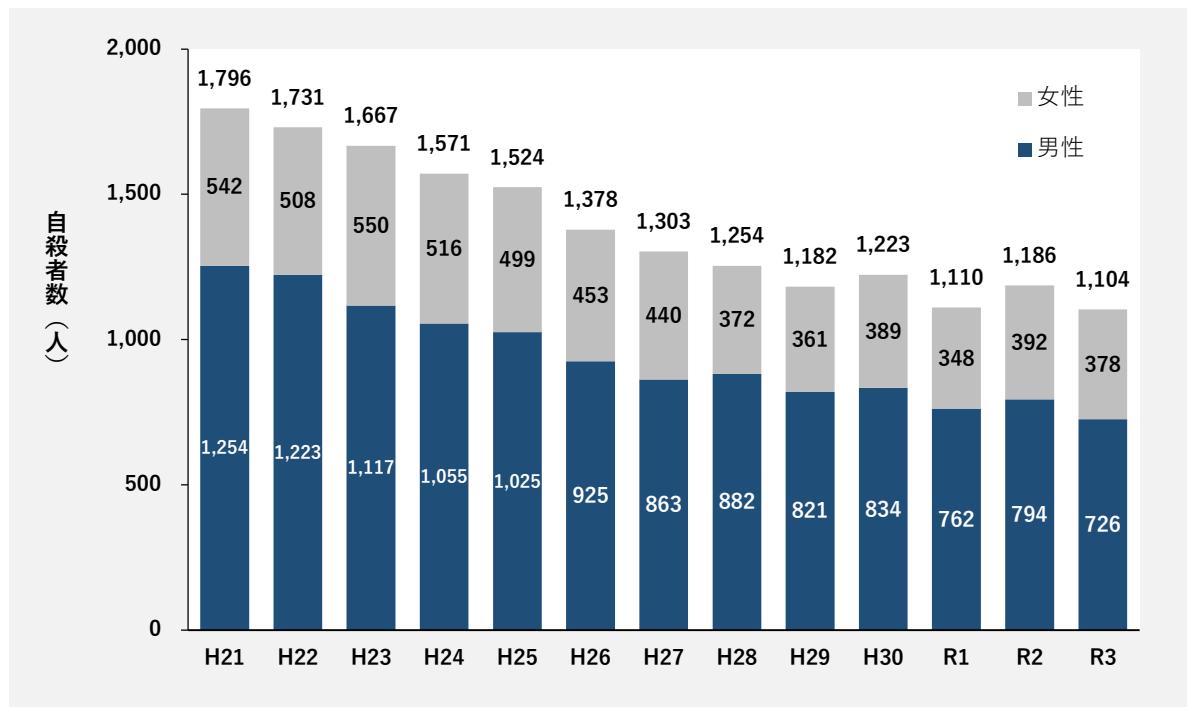
厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」を基に作成

## ⑥自殺者の状況

年間の自殺者数は、平成 21 年（2009 年）の 1,796 人をピークに減少傾向にあります。

しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言解除（令和 2 年 5 月 25 日）後の令和 2 年 6 月以降、月別の自殺者数は一時増加傾向にありました。このため、今後の傾向を注視する必要があります。

■図 19 本県の自殺者の推移



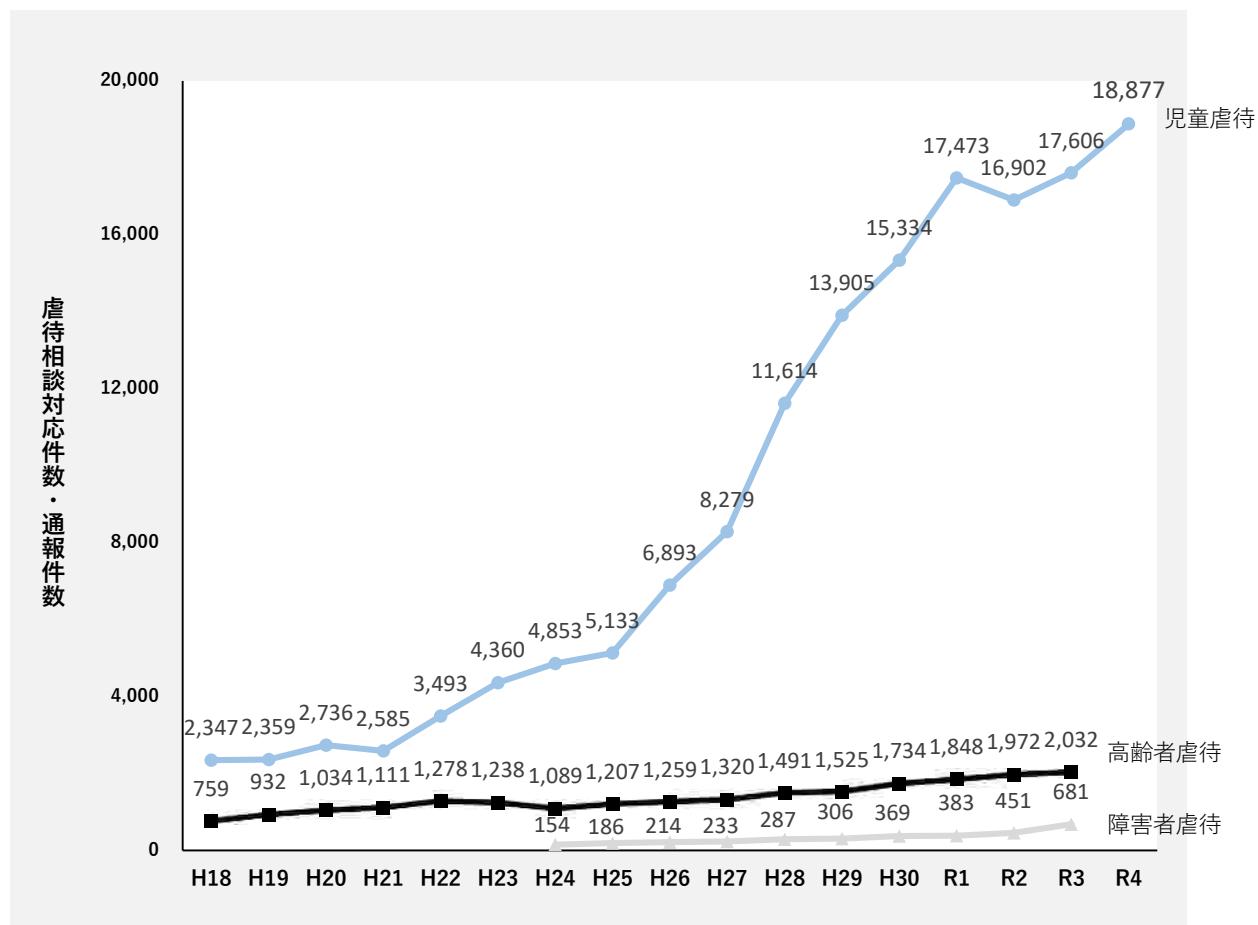
警察庁「自殺の状況」を基に作成

### 1-3 虐待・権利擁護の状況

#### ①虐待相談対応件数・通報件数の増加

虐待に対する関心の高まりもあり、虐待相談対応件数・通報件数は増加傾向にあります。特に、児童虐待の虐待相談対応件数は、平成18年（2006年）に比べて約8倍となっています。

■図20 虐待相談対応件数・通報件数の推移

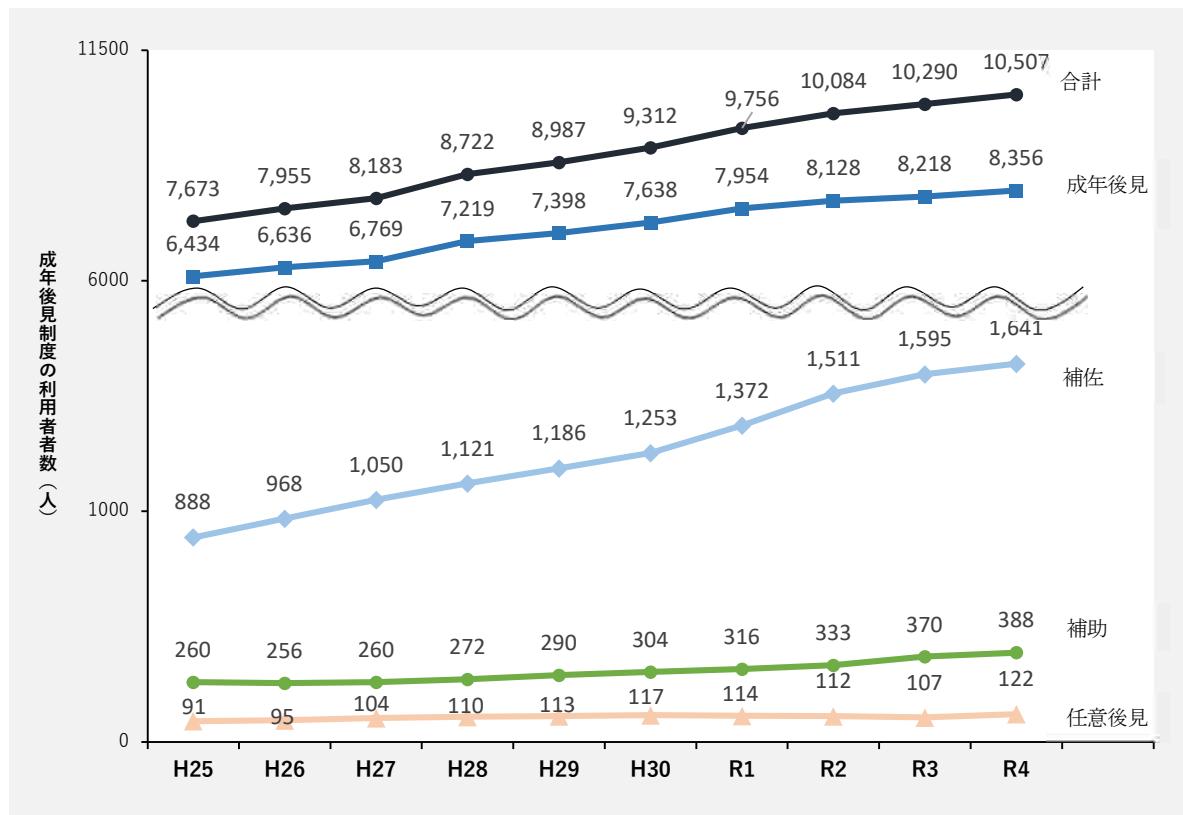


こども安全課・地域包括ケア課・障害者支援課調べ

## ②成年後見制度の利用者数の増加

本県における成年後見制度（成年後見、補佐、補助、任意後見）の利用者は増加傾向にあり、利用者数は令和4年度（2022年度）時点で10,507人になりました。

■図21 成年後見制度の利用状況の推移



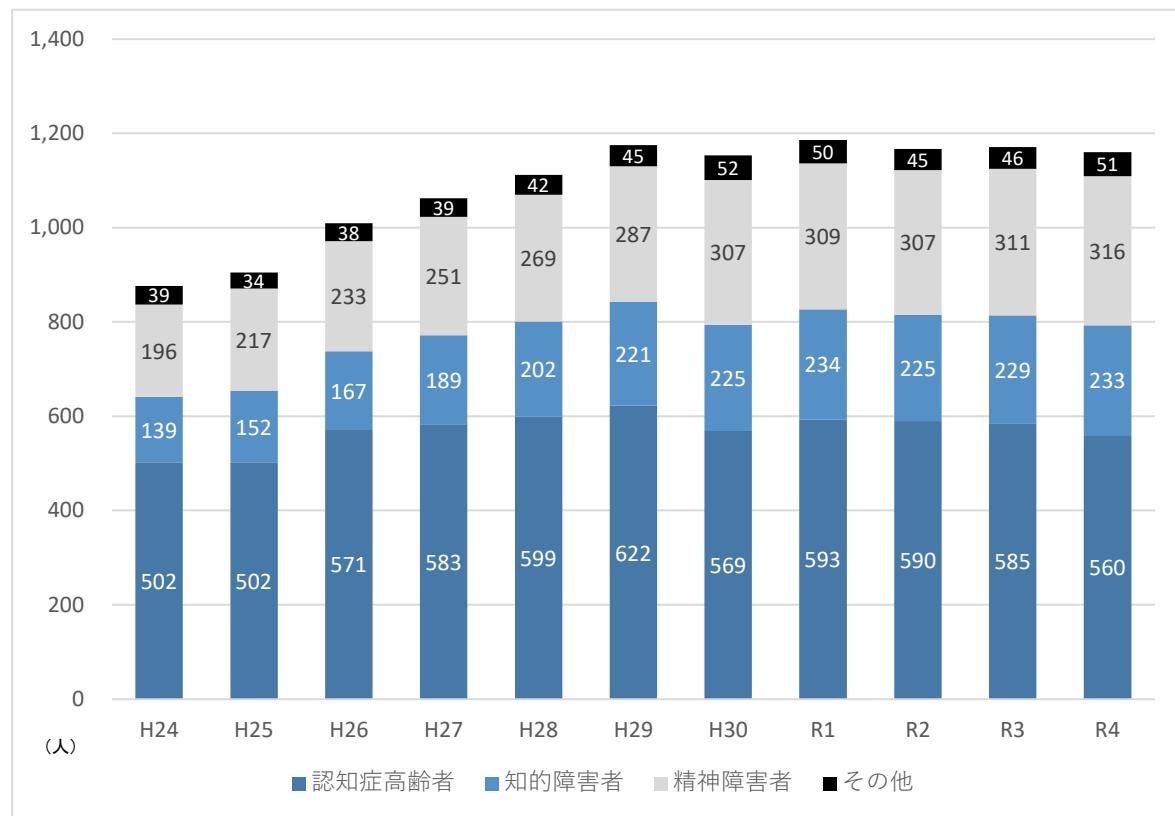
地域包括ケア課作成

### ③福祉サービス利用援助事業の状況

埼玉県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会に委託して「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」を実施しています。この事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など、判断能力の不十分な高齢者や障害者の日常生活を支援するものです。

生活支援員等による見守りを行うなど、本人に寄り添った支援が可能となっています。

■図22 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の利用者数推移



埼玉県社会福祉協議会調べ

## 1-4 担い手の状況

### ①介護人材の状況

本県では、令和7年（2025年）に向けて、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれています。

県内の介護職員数は平成25年度から令和5年度にかけて約7.1万人から約9.9万人に増加しています（図23）。

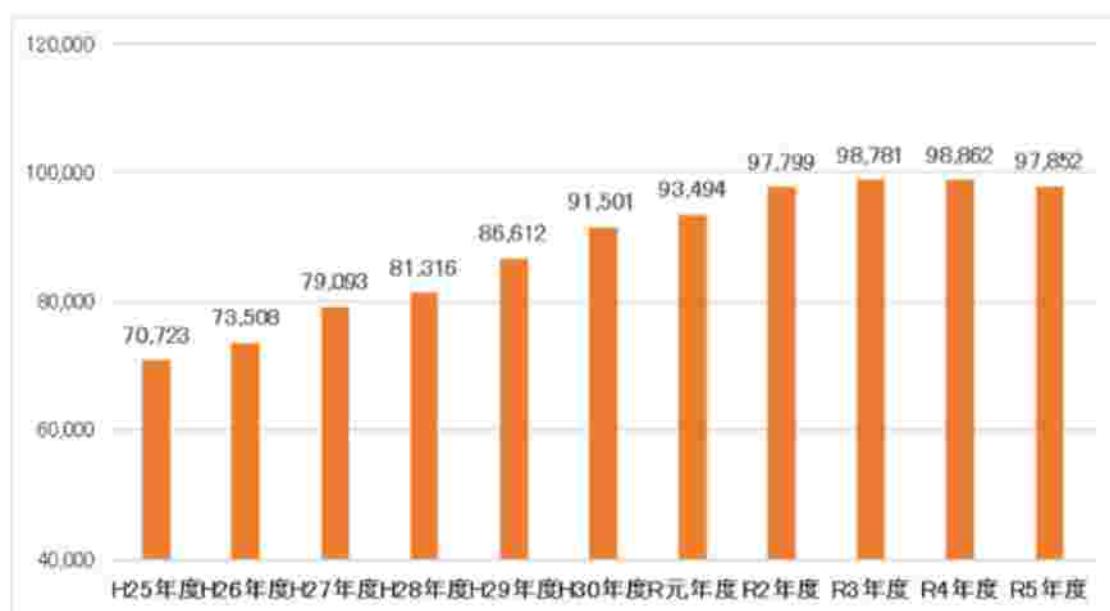
一方、第9期介護保険事業支援計画の策定にあたり厚生労働省が作成した「介護人材需給推計ワークシート」での推計によると、本県は令和8年度（2026年）には約12.2万人の介護職員が必要になると見込まれます（表3）。

また、令和4年度介護労働実態調査によると、「訪問介護職員が不足している」と回答した本県の事業所は86.1%となっています（表4）。

介護現場において介護従事者の処遇改善や働きやすい環境の整備を進め、人材の確保・定着を図ることが重要です。

■図23 埼玉県の介護職員数の推移

（単位：人）



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」 \*調査回収率による補正が行われている。

■表3 介護人材の需給推計（埼玉県）

（単位：人）

	令和4年度 (2022年度)	令和8年度（2026年度）			
		需要見込み	供給見込み	充足率	需給ギャップ
埼玉	98,862	121,799	104,724	86.0%	17,075
全国	2,154,477	2,402,433	2,180,120	90.7%	222,313

資料：令和4年度実績値：「都道府県別介護職員数の情報提供について」（令和6年3月厚生労働省事務連絡）

令和8年度推計値：令和6年7月厚生労働省公表

## 第2章 本県の福祉を取り巻く状況

■表4 従業員の過不足状況（埼玉県）

区分	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	不足感
訪問介護員※	32.4%	25.0%	28.7%	13.9%	-	86.1%
介護職員※	10.7%	27.8%	38.0%	22.5%	1.1%	76.5%

※訪問介護員とは、介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家族を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行うものをいう。

※介護職員とは、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。

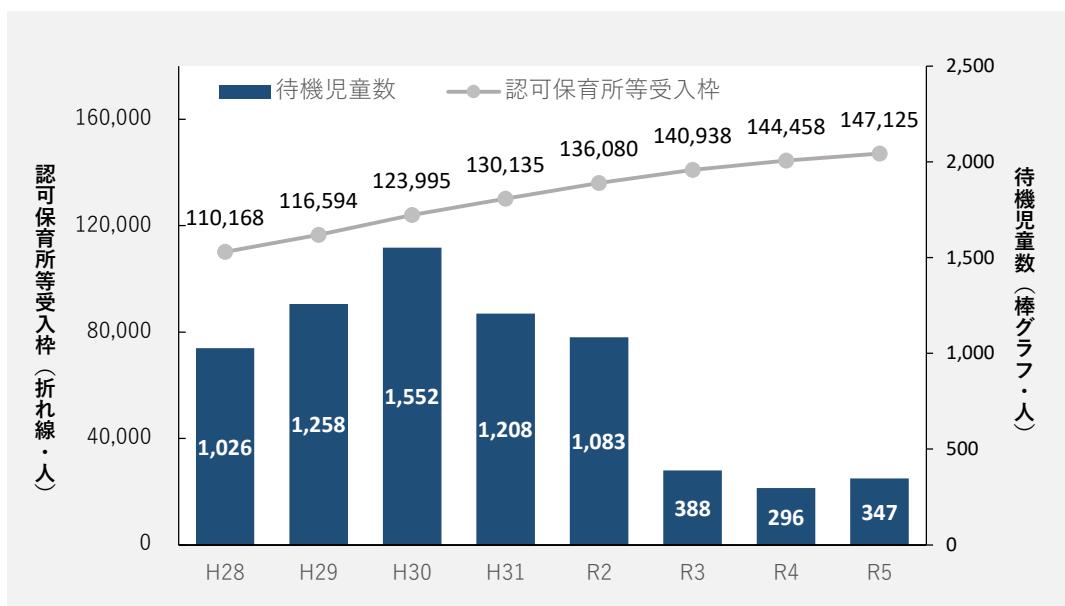
資料：介護労働安定センター「令和4年度介護労働実態調査（埼玉県版）」

### ②保育人材の状況

本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親から子育て支援を受けにくい状況にあります。また、共働き家庭が増える中、保育需要は年々高まっています。保育所等待機児童の早期解消に向け、保育サービスの受入枠の拡大を行っており、保育士の確保が喫緊の課題となっています。

しかし、本県の保育士の有効求人倍率は4.19倍（令和4年（2022年）11月）となっており、厳しい状況となっています。保育需要が高まる中、子育て家庭が安心して子供を育てることができるよう、保育士の確保・定着を図る必要があります。

■図24 認可保育所等受入枠と待機児童数の推移



埼玉県「保育所等利用待機児童数調査」を基に作成

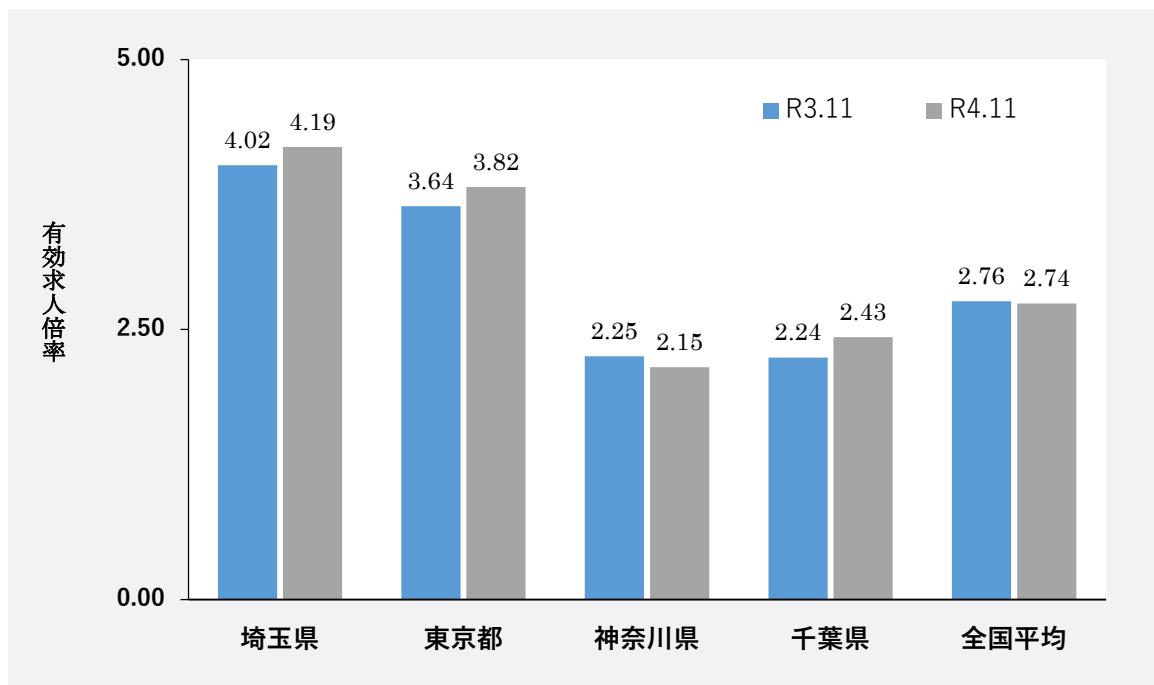
## 第2章 本県の福祉を取り巻く状況

■表5 常勤労働者の勤続年数及び給与額（埼玉県）

区分	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	37.9歳	7.9年	262.7千円
幼稚園教員、保育教諭	36.1歳	8.8年	272.0千円
全職種	44.2歳	12.1年	335.9千円

厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」を基に作成

■図25 保育士の有効求人倍率



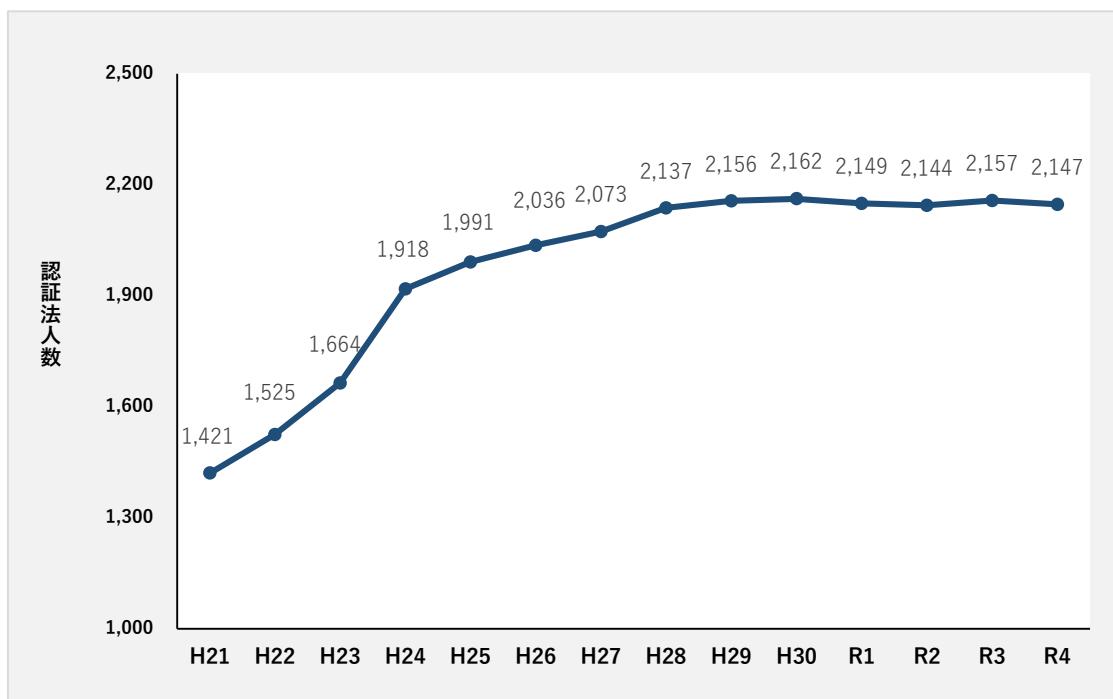
厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計（一般職業紹介状況）」を基に作成

### ③NPO等の状況

NPO 法人について、令和4年度末（2023年3月末）時点で2,147団体が認証を受けています。

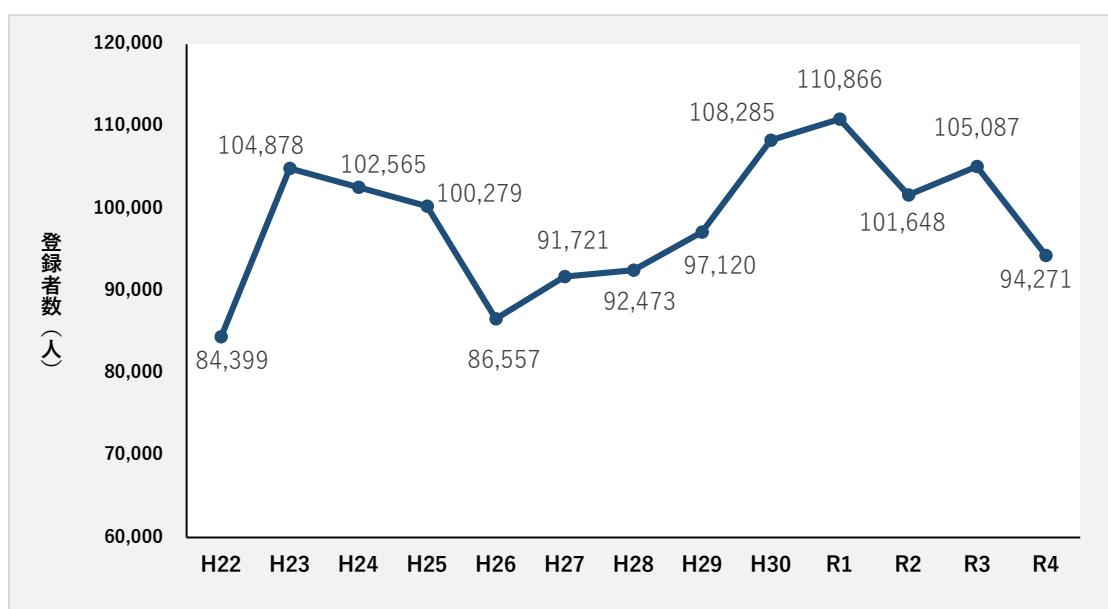
ボランティア活動に取り組む人材は平成26年（2014年）以降、令和元年（2019年）まで増加を続けたものの、それ以降は減少傾向にあり、令和4年時点で94,271人がボランティア登録をしています。

■図26 NPO 法人の認証件数の推移



共助社会づくり課調べ

■図27 ボランティア登録者数の推移



埼玉県社会福祉協議会調べ

### 1-5 新型コロナウイルス感染症による影響

#### 急増した相談支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛をはじめ、社会参加の機会が減少し、地域とのつながりが大きく制約されました。

休業などにより経済的に困窮する人や、住まいを失うおそれのある人が増加したため、埼玉県社会福祉協議会が運営する生活福祉資金制度では、低所得世帯以外にも対象を拡大し、休業・失業等により収入が減少した世帯に対する緊急小口資金等の特例貸付を実施しました。また、住宅確保給付金についても、要件が緩和されたこともあり、相談が急増しました。

令和5年1月より特例貸付の償還が始まっていますが、貸付終了後も生活に困窮する借受人には償還猶予や償還免除の相談や自立に向けて伴走型支援を続けることが大切です。

また、コロナ禍においては、高齢者や障害者、子供等の配慮が必要な方への影響に加え、女性、非正規労働者、個人事業主、外国人やその他の複合的な課題を抱える方等、これまで福祉の相談や支援を利用したことがない方々の対応も急増しました。

コロナ禍や物価高騰の影響により生活に困窮する方を対象として、社会福祉士や弁護士等の専門家による相談会を県内各地で開催するとともに、食料品・日用生活品の配布を行う、生活困りごと相談会を実施しました。

今後も相談者の状況に応じて、関係機関と連携をとり、寄り添いながら支援し続けることが求められます。

#### 顕在化・深刻化した孤独・孤立問題

コロナ禍では、特に非正規雇用やひとり親の女性への影響が浮き彫りとなり、自殺者数も増加しました。また、小・中学校における不登校児童生徒数は、コロナ禍の影響に加え、児童生徒の休養の必要性を明示した「教育機会確保法」の趣旨が浸透したこと等もあり、増加が続いている。

あらゆる世代の人々が様々な困難に直面し、孤独・孤立問題が顕在化、深刻化し、人と人とのつながりや、地域社会とのつながりの重要性がより一層高まっています。

また、対面型の社会参加の機会が大きく制約される中で、各自治体や地域の現場では、従来の対面型・集合型の活動に代わって、電話やオンラインを活用した非接触型のアプローチも拡大しました。

今後とも子供・若者、女性、高齢者、ひとり親、外国人、障害者、生活困窮者、ひきこもりの方など、それぞれの状況に応じた相談や居場所の提供などの取組をNPO等とも連携して強化を図っていきます。

## 第3章 計画の理念と基本方針

## 1 計画の理念

県内で少子化や異次元の高齢化が進み、また、高齢者のみの世帯や単独世帯の増加により社会的に孤立する人が増加することが懸念されます。

これまで、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉の分野ごとに相談支援体制がつくられてきましたが、既存の制度では対応が困難な複合課題への対応や地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を図る必要があります。

さらに、もともとその地域で暮らしている人と、外国人等新たにその地域で暮らすことになった人とのことで、どのように地域をつくっていくのかも大切な視点です。

誰もが身近な地域で安心して暮らしていくためには、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談支援機関、行政など、あらゆる関係者・関係機関の協働が不可欠です。

### ＜基本理念＞

**「支え手」「受け手」の関係を超えて、あらゆる人が地域を  
共に創り、一人ひとりが生き生きと暮らせる埼玉へ**

- ・ 福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指します。
- ・ 地域住民及び社会福祉活動を行う者は、本人のみならず、世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない地域生活課題を把握するとともに関係機関と連携して地域生活課題の解決を図ることを目指します。

## 2 計画の基本方針

社会福祉法の改正内容や県の実情を踏まえ、次の方針で市町村の地域福祉の取組を支援します。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援
- (2) SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現
- (3) 超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応

### (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援

高齢化や単独世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

これまで、公的な福祉サービスについては、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の対象者別に、それぞれの支援機関による支援の充実が図られてきましたが、対象者別の支援体制では対応が難しい事例が増えています。

少子高齢化、人口減少や未婚率の上昇といった社会構造の変化により、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

このような状況を踏まえ、国は制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」という理念を今後の福祉改革のコンセプトとして掲げました。

平成 29 年（2017 年）の社会福祉法の一部改正において（平成 30 年（2018 年）4 月 1 日施行。以下「平成 29 年改正社会福祉法」とする。）、地域福祉の理念が明記されるとともに、市町村が「包括的な支援体制づくり」に努めることが規定されました。

さらに国は、「地域共生社会推進検討会」を設置し、最終とりまとめでは、市町村が包括的な支援体制の構築を進めるため、①「断らない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う方向性を示しました。

この最終とりまとめを踏まえ、令和 2 年（2020 年）6 月 12 日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法が一部改正されました（以下「令和 2 年改正社会福祉法」とする。）。市町村が包括的な支援体制を構築するための規定が充実され、重層的支援体制整備事業（市町村の任意事業）が創設されました。

### 第3章 計画の理念と基本方針

また、国は令和3年3月31日に発出した「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正通知において、社会福祉法第6条第2項に規定されているように、いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である」と示しました。

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められます。

県では、これまでの県の取組や法改正の趣旨を踏まえ、市町村における包括的な支援体制の整備をさらに支援していきます。

#### 地域共生社会のイメージ



【厚生労働省資料を基に作成】

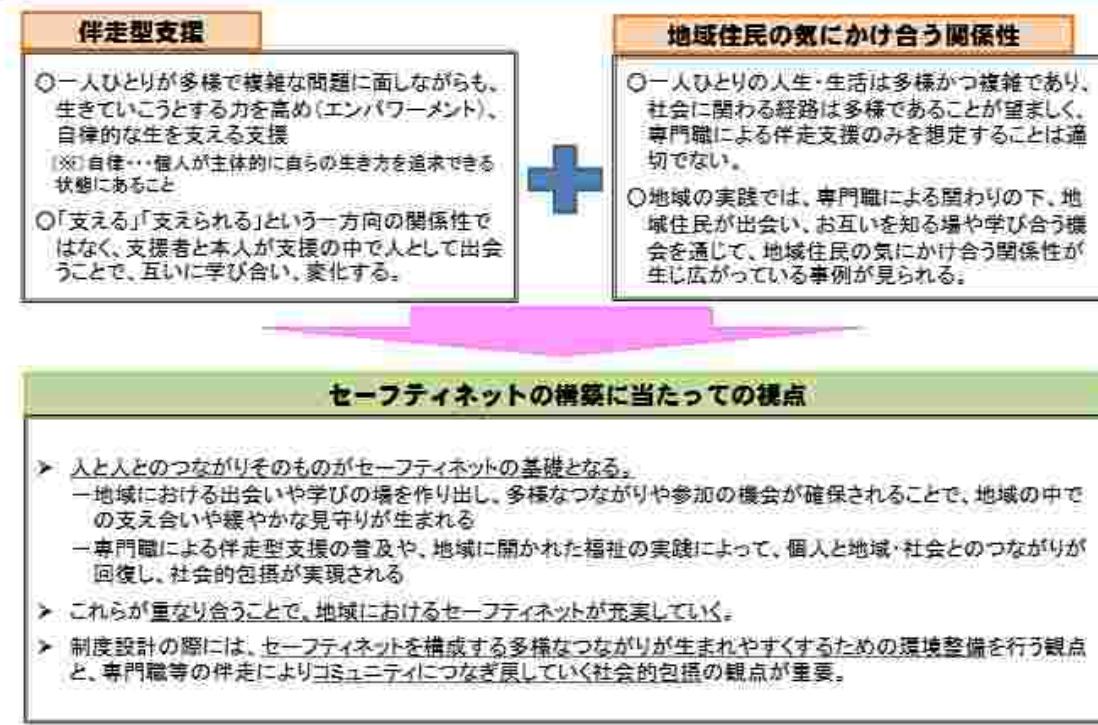
## ■用語解説

### 地域共生社会とは？

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化しているなか、一人ひとりの生が尊重され、自律的な生を支える支援が求められていることから、「専門職による伴走型支援」と地域の居場所などにおける様々な活動を通じて日常の暮らしの中で行われる「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」といった双方が重なることで、地域におけるセーフティネットが充実していく。

### 伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築



【厚生労働省資料を基に作成】

## 包括的な支援体制とは？

分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要となる。

社会福祉法第106条の3第1項は、(1)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、(2)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、(3)多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務と規定している。

出典：令和3年3月31日厚生労働省「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（通知）」



【厚生労働省資料を基に作成】

## (2) SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現

国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

このSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

SDGsでは2030年を年限として、17の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。

例えば、SDGsの目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、地域のなかの生活困窮者や貧困世帯の子供等への支援に重なります。

目標3の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものと言えます。

SDGsの17の目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していきます。

### 【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要



出典：外務省HP

### (3) 超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応

#### 異次元の高齢化への対応

本県の総人口は、令和2年には約734万人で、平成27年（2015年）時点より約7万人増加していますが、令和7年（2025年）には減少に転じ、令和22年（2040年）には700万人を割ることが見込まれています。

一方、令和2年の本県の高齢者（65歳以上）人口は約193万人、高齢化率は27.0%といずれも過去最高となっています。

また、いわゆる団塊世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）の高齢者人口は、約204万人となり、高齢化率は27.8%となる見込みです。

高齢化の進行に伴い、増加する医療や介護サービスに対する需要への対応など、高齢者が安心して地域で暮らせる社会づくりを進めていく必要があります。

#### 少子化と地域全体による子供と子育て家庭の応援

県の合計特殊出生率は、平成16年（2004年）以後は増加に転じたものの、近年は減少が続いており、人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。

このため、行政や子育て支援施設、子育て支援団体、ボランティア、企業、学校など地域全体が連携し、「子育ち」と「親育ち」の支援や子供を生み育てることに希望を持てる社会づくりの推進が必要です。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

## 1 施策の体系

柱(大項目)	施 策 (中項目)	
1 基盤づくり	～包括的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～	
1-1	市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援	
	地域住民等との協働による地域生活課題への対応	
	分野横断的な福祉サービスの展開や社会参加に向けた支援	
	権利擁護体制の充実	
	苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実	
2 地域づくり	～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～	
2-1	地域福祉の場・拠点づくりの促進	
	地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充	
	災害時に備えた支援の取組の充実	
	安心して子育てできる地域づくり	
	子供の貧困に対する取組の強化	
	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり	
3 担い手づくり	～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～	
3-1	民生委員・児童委員の活動への支援	
	介護、保育等サービス人材の確保等	
	NPO・ボランティア団体への支援	
	住民による多様な地域活動の推進	
4 環境づくり	～誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり～	
4-1	孤独・孤立問題への対応	
	住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり	
	生活困窮者対策の推進	
	ケアラー支援の推進	
	ひきこもり支援	
	障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり	
	配慮が必要な方への支援	
5 市町村の支援と計画の推進		
5-1	市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援	
	計画の進捗管理	

## 柱1 基盤づくり～包括的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～

### 課題

福祉分野ごとの相談支援体制では対応困難なケースが増加しており、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築が求められます。そして、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決するためには専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要です。

### 方向性

市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築支援に取り組みます。

また、児童、高齢者、障害者への虐待や権利擁護についても住民に身近な行政機関である市町村が適切に対応するための体制強化を支援します。

### 1-1 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援

#### ■背景

住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度や分野の縦割りを超えて、市町村関係各課、相談支援機関、関係団体の連携を強化するため、市町村における包括的な相談支援体制の構築を進めます。

公的福祉サービスについては、高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談支援機関による支援の充実が図られてきました。（図28参照）

しかし、現場では複合課題を抱える人・世帯が増加しており、分野ごとの相談支援体制では十分に対応できないケースが増加しています。（図29参照）

そのため、市町村関係各課、各分野の相談支援機関の連携が今まで以上に必要になり、市町村は「包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。（平成29年改正社会福祉法）

市町村は、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援とともに、地域住民等による解決が困難な課題については、支援関係機関と連携した総合的な相談支援体制を整備することが必要です。

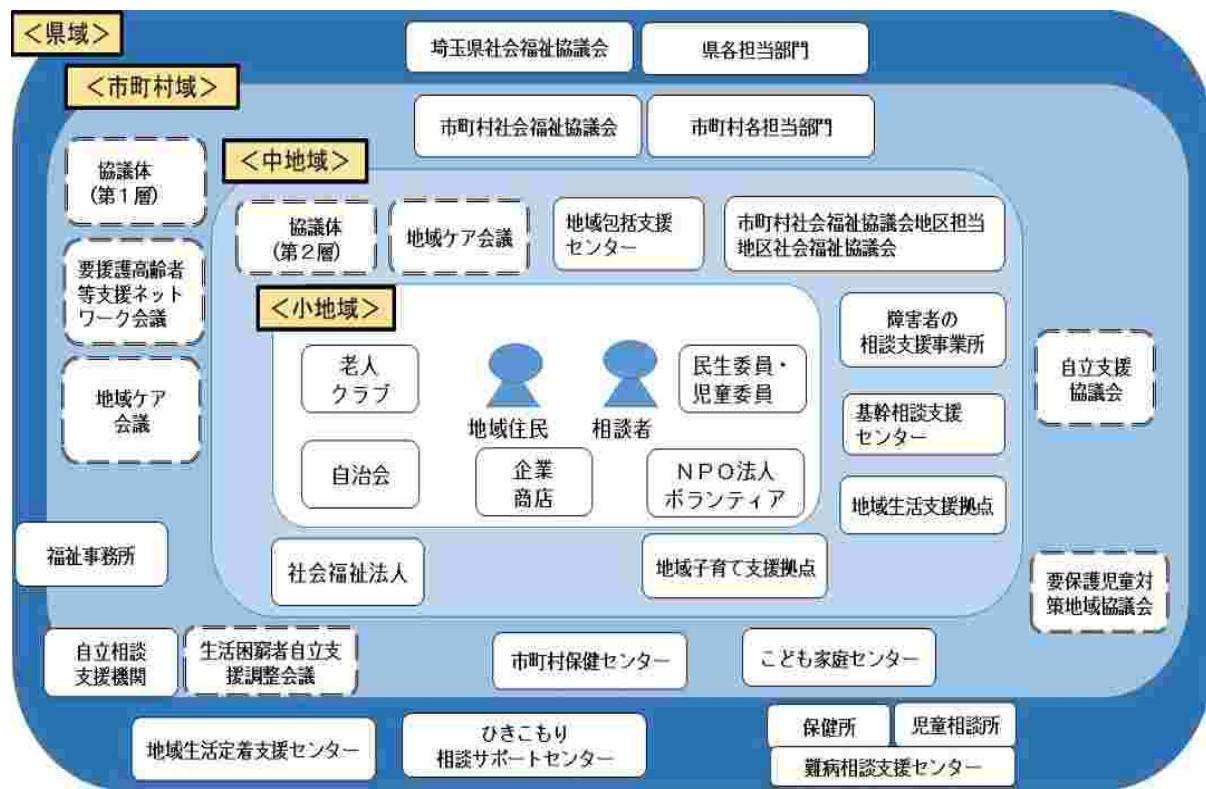
さらに、令和2年改正社会福祉法では、市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援（包括的な相談支援の体制）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が規定されました（市町村の任意事業）。（図30参照、詳細P163）

## 第4章 施策の体系と施策の展開

なお、重層的支援体制整備事業の実施の有無にかかわらず、市町村は包括的な相談支援の体制（＝市町村総合相談支援体制）の構築を市町村の実情に応じ進める必要があります。

図 28 圏域・分野別の相談支援体制

□で囲まれているのはコーディネート機能を持つ合議体



【福祉政策課作成】

## 第4章 施策の体系と施策の展開

図 29 相談が増加している複合課題の内容 (n=63 市町村、複数回答)

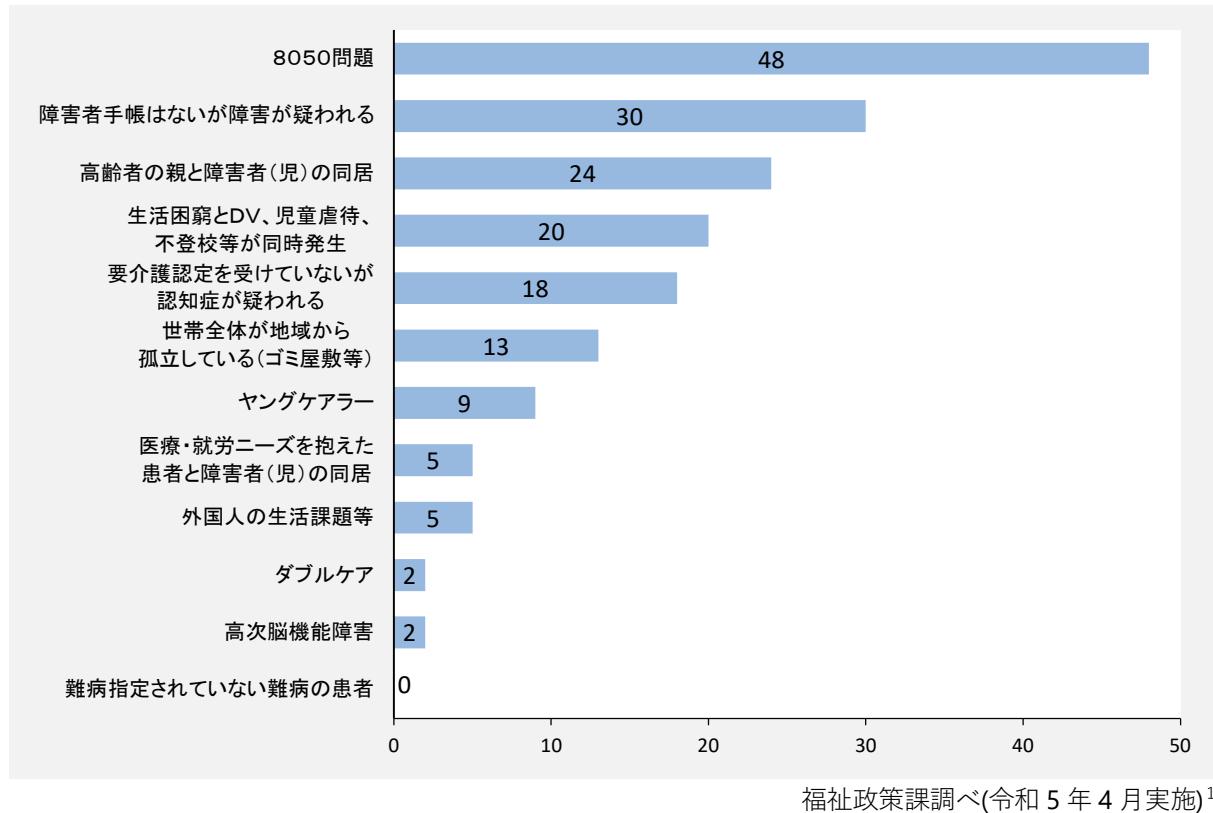
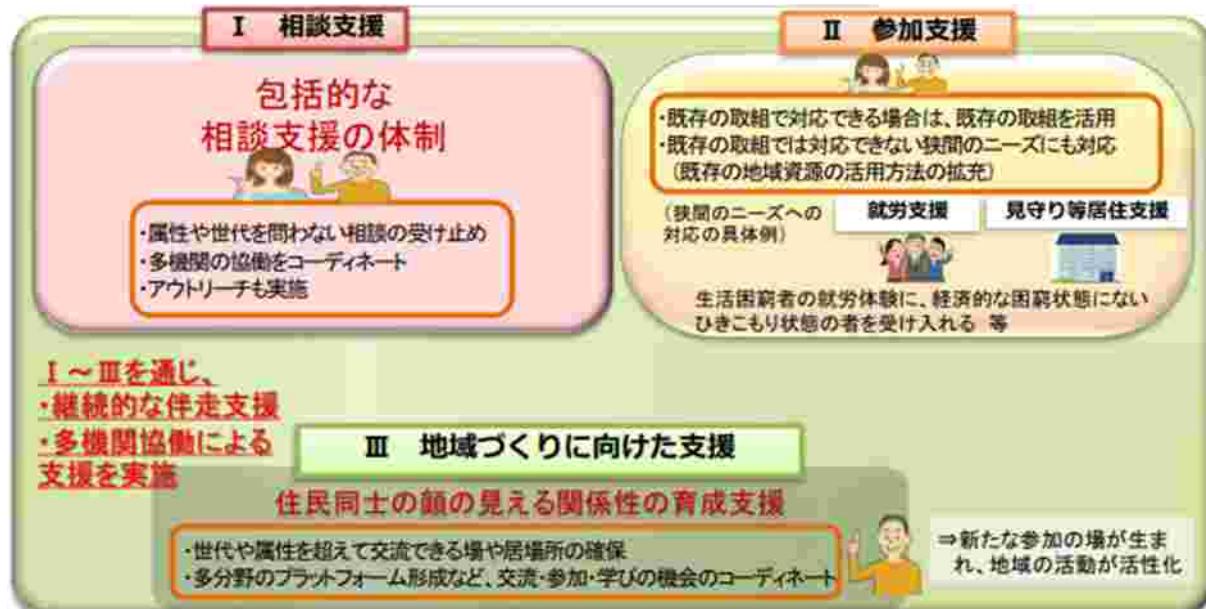


図 30 重層的支援体制整備事業の全体像



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- (ア) 狹間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

<sup>1</sup> 福祉政策課調べ（令和5年4月実施）：県福祉政策課が実施した63市町村又は63市町村社会福祉協議会に対する地域福祉に関する基礎調査の結果（令和5年（2023年）4月実施）によるもの。

（以下同じ）

**①包括的な相談支援体制における関係各課・相談支援機関の連携強化****■現状と課題**

「包括的な相談支援の体制（市町村総合相談支援体制）」とは、ワンストップ型総合相談窓口の設置や、複合課題を調整するチームなどにより、各福祉分野の縦割りの支援ではなく、包括的に支援を行う体制のことです。

県では、市町村総合相談支援体制の構築を第5期埼玉県地域福祉支援計画から掲げており、市町村に対し、平成30年度（2018年度）以降アドバイザーの派遣や、情報交換会、市町村と相談支援機関合同の研修による人材育成などを通じ支援しており、令和5年（2023年）4月現在、51市町村に総合相談支援体制が構築されています。

包括的な相談支援の体制について、具体的には市町村域内全体で次のような体制を備えることが求められています。

- ① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ② 支援機関のネットワークで対応する
- ③ 複雑化・複合化した課題については、適切に、支援関係機関の役割や関係性を調整する総合的なコーディネート役につなぐ

【出典：令和2年（2020年）7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料を基に作成】

そして、特定の相談支援機関や窓口がすべてを丸抱えするのではなく、適切に庁内関係各課及び相談支援機関との連携強化を進めることが重要です。

- ① 市町村庁内の包括的な相談支援の体制を構築する
- ② 市町村における包括的な相談支援の体制の中核を担う役割を果たす
- ③ 市町村関係各課、相談支援機関の役割分担を図る

【出典：令和2年（2020年）7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料を基に作成】

**■市町村・地域での取組の方向性**

「包括的な相談支援の体制（市町村総合相談支援体制）」を構築するに当たっては、構築について合意形成を図るために、福祉や保健分野のみならず組織や人事、財政といった部局も可能な限り参加する検討の場を設けることが重要です。

また、「包括的な相談支援の体制（市町村総合相談支援体制）」が構築されている場合も、1つの課・担当に丸投げすることなく、庁内関係各課及び相談支援機関との連携を密にし、協力関係を常に築いておくことが必要です。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

また、本人・世帯が相談に来ることを待つのではなく、潜在的な支援ニーズをつかみ、「支援を届ける」姿勢で積極的に訪問・相談支援をしていくことが求められます。

そのためには、庁内や相談支援機関の連携に加え、地域住民や自治会・町内会、民生委員・児童委員をはじめ、地域の多様な関係者や居場所との連携を図ることで、潜在的に支援を求める人を早期に把握することが重要です。

### 【市町村における包括的な相談支援の体制（市町村総合相談支援体制）の例】

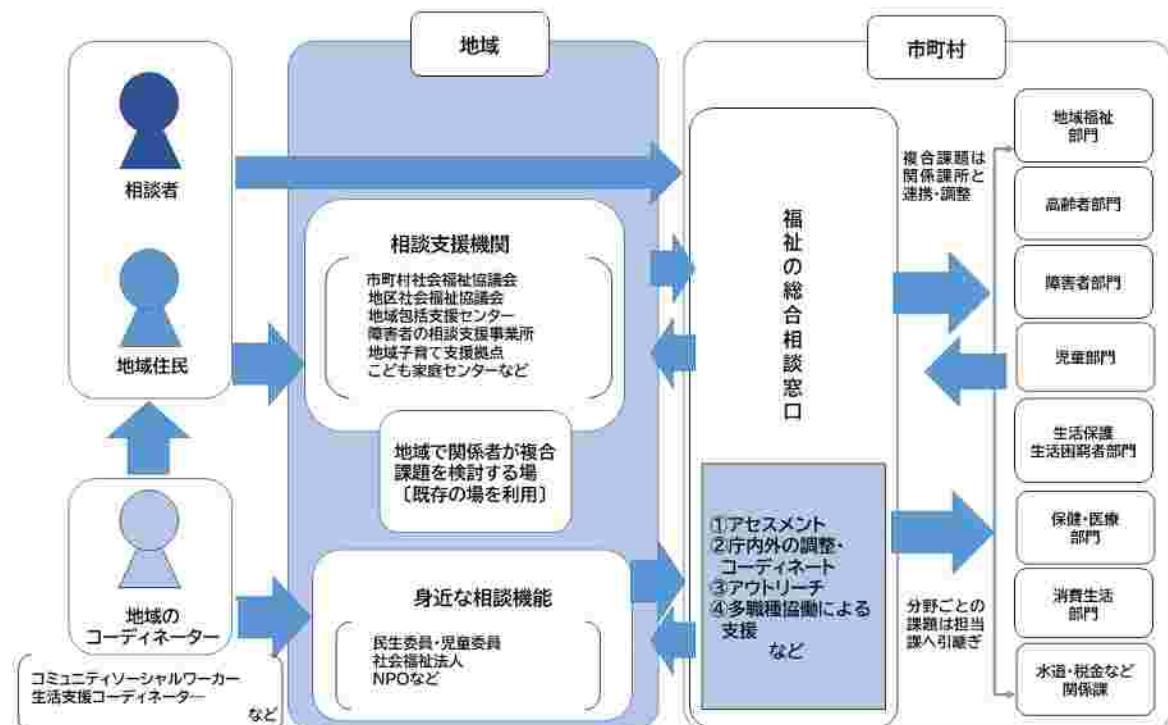
#### ア ワンストップ型総合相談窓口の設置

ワンストップ型総合相談窓口を設置することにより、相談者は様々な福祉に関する相談を1か所で行うことができるようになります。

また、相談者が気付いていない複合課題を、ワンストップ型総合相談窓口の相談担当（チーム）が発見できることも見込まれます。

そのためには、相談担当（チーム）は、相談内容をよく把握するための高い専門性と、庁内各担当課所・相談支援機関等に的確につなぐための調整能力が求められます。また、つないだ相談支援機関等とよく連携し、その後の対応状況などを把握することが望まれます。

■図31 ワンストップ型総合相談窓口のイメージ

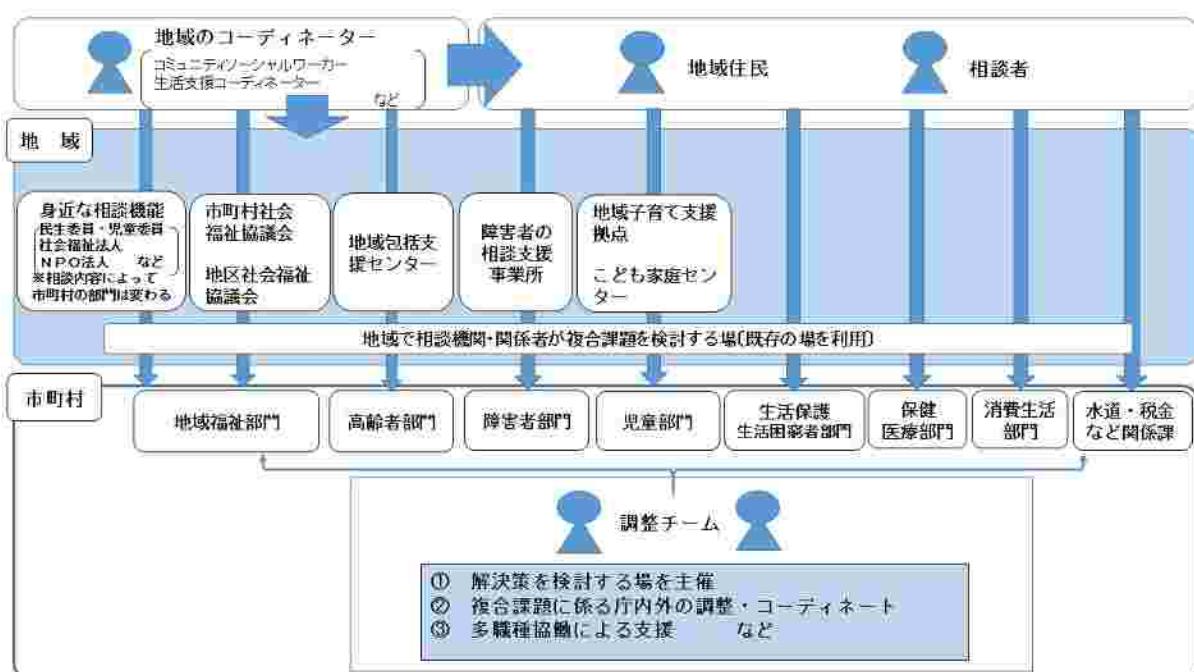


## イ 複合課題を調整するチームの設置

ワンストップ型総合相談窓口を設置しない場合、相談者は高齢者・障害者など、その相談者が一番課題と考えている各福祉分野の担当課に相談を寄せることがあります。

その相談内容が複合課題である場合、市町村関係各課・相談支援機関等が連携する必要がありますが、各関係課・相談支援機関等を調整する相談担当（チーム）をあらかじめ決めておくことで、円滑な調整が可能となります。

■図32 複合課題を調整するチームの設置イメージ



## ■県の主な取組・支援

包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などをています。

※「重層的支援体制整備事業」で一体的に行う「相談支援（包括的な相談支援の体制）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援のうち、この項目では特に「相談支援（包括的な相談支援の体制）」を扱うことを示します。

地域包括ケア課

## ②相談支援機関における複合課題への対応・連携強化

### ■現状と課題

市町村社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター（障害者の相談支援事業所、地域生活支援拠点）、地域子育て支援拠点、生活困窮者自立相談支援機関などは、それぞれの専門的な立場から相談支援を行っています。

これらの相談支援機関は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める役割が期待されており、分野を超えて複合課題の相談に応じ、適切な機関につなぐことや連携を実践しています。（図33 参照）

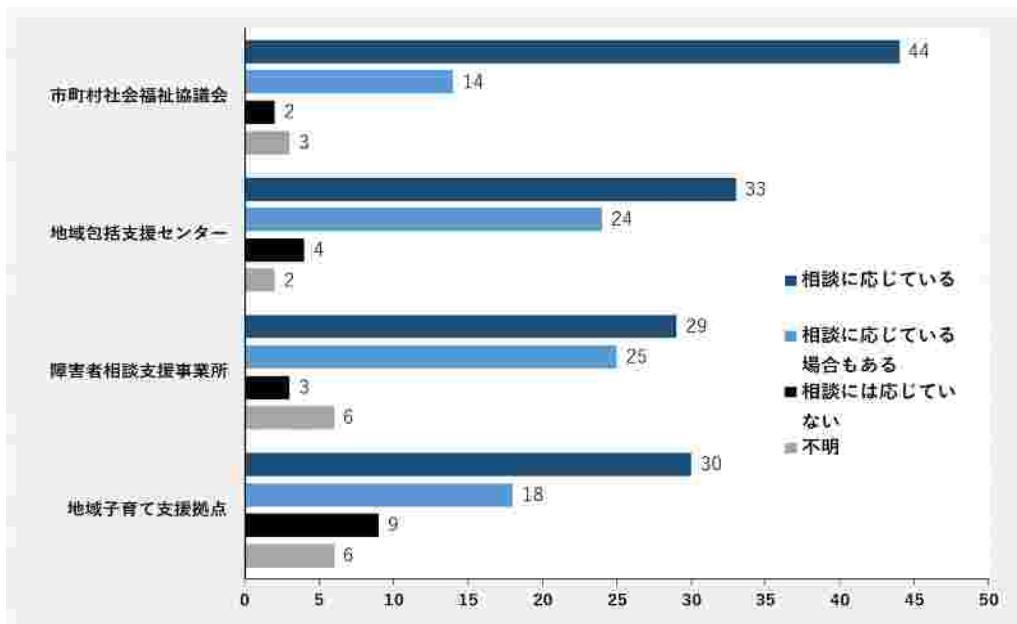
### ■市町村・地域での取組の方向性

例えば、ダブルケアに関する相談があった場合は、介護、児童の分野に関する問題以外にも、本人が気付いていない生活困窮、教育、障害、虐待など様々な問題が生じている場合があります。

こうした相談を、例えば地域包括支援センターが受けた場合に、介護の問題だけでなく、子供やその他の問題に気付き、受け止め、適切な相談支援機関・関係機関につなぐなどの対応が必要となります。

なお、これまで個人情報の観点から関係者間による情報共有が困難でしたが、重層的支援体制整備事業における支援会議（社会福祉法第106条の6）では、支援関係機関等に対して必要があれば、本人や世帯に関する情報の提供等を求めることが可能とされています。

■図33 各相談支援機関が、所管する分野を超えて相談に応じている状況  
(n=63 市町村)



福祉政策調査（令和5年4月実施）

## ■県の主な取組・支援

市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修等を実施します。	福祉政策課 地域包括ケア課
重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	地域包括ケア課
地域包括支援センター及び市町村担当職員に対し、地域包括支援センター機能強化のための研修を実施します。	地域包括ケア課
障害者等のケアマネジメントを担う相談支援事業者を養成するための研修を行います。	障害者支援課
市町村からの要請に基づきアドバイザーを派遣し、市町村自立支援協議会の運営方法や地域で対応困難な事例に対する助言・指導を行います。	障害者支援課

### ③県の取組と連携した複合課題を抱える人への相談支援

## ■現状と課題

複合課題のうち、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合などについては、県と連携した広域的な支援や調整が必要になります。

例えば、「孤立した人々への介入や支援」は、身近な地域だからこそ難しい場合や特段の配慮が必要な場合もあります。

## ■市町村・地域での取組の方向性

広域で受け止める仕組みの一例として、8050問題では、県は、ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談支援体制等の整備や就業活動の支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行っています。

なお、本人に精神障害がある場合、保健所・保健センターとの連携を図る必要があります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

また、ケアラー支援については、「埼玉県ケアラー支援条例」において、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体により、ケアラーが孤立しないように社会全体で支えること、施策の実施には、多様な主体と相互に連携を図ることを定めています。

### ■県の主な取組・支援

ひきこもり状態にある本人やその家族に対し、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の分野の関係機関と連携の下で埼玉県ひきこもり相談サポートセンター、精神保健福祉センター、保健所等において、相談支援を行い、ひきこもり支援を推進します。	疾病対策課 障害者福祉推進課 雇用労働課
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援 <sup>2</sup> や地域定着支援 <sup>3</sup> など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	障害者福祉推進課

<sup>2</sup> 地域移行支援：障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活への移行するための支援を行うこと

<sup>3</sup> 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うこと

## COLUMN

### 包括的な支援体制の構築～フクシと教育のつながりづくり～

#### 1 経緯

草加市では、地域福祉推進基本方針において、『包括的な相談支援体制の構築』、『「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める環境整備』を目標に、地域の相談や課題を受け止め、整理し、適切な行政機関や専門機関等につなぐためのコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）の配置を位置付けました。平成30年度から、厚生労働省の地域力強化推進事業（モデル事業）を実施し、草加市社会福祉協議会にCSWを配置しています。

#### 2 つながりのはじめ

どんな相談でも受けるという体制の中でも、初めは、地域包括支援センターで受けている相談の中で支援が難しい方や生活困窮に関する相談などが多くありました。CSWの活動が相談機関に徐々に周知されると、子どもを含む世帯に関する相談が増えていき、また、ケアラー・ヤングケアラーに対する対応なども含め、子ども分野や教育分野との連携の必要性が生じてきました。

福祉分野では、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）がどのような活動をしているのかわからずにいたため、初めにCSWとSSWとのそれぞれの役割を共有する場を設けました。その中で、SSWも福祉へのつなげ方やSSWだけでは対応が難しい世帯を抱えていることがわかり、相互に連携を図りながら支援を進めていきたいと考えていたことがわかりました。

お互いの役割を共有したこと、それぞれが抱える世帯について連携を図り、役割分担することで、一緒に訪問をするなど、世帯全体を含めた支援が実施できるようになってきています。

#### 3 草加市の重層的支援体制整備事業

草加市では、モデル事業、移行準備事業を経て、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、府内レベル、関係機関レベル、市全体での体制づくりを推進しています。府内の体制づくりとしては、重層的支援体制整備事業に関わる部署が参加し、説明等を重ねているところです（府内つながり会議）。

また、関係機関との体制づくりについては、生活圏域ごとの地区担当ワーカーや地域包括支援センターなどの相談機関が参加し、事業への理解や進め方の説明、事例を含めたグループワークなどを行っているところです（ブロック別つながり会議）。相互に理解し、連携のしやすい体制づくりを目指し、どちらのつながり会議にも、重層的支援体制整備事業に関わる部署に加え、SSW所管課及びSSWも参加し、子ども以外との高齢、障がい、生活困窮の分野とのつながりづくりを行っています。

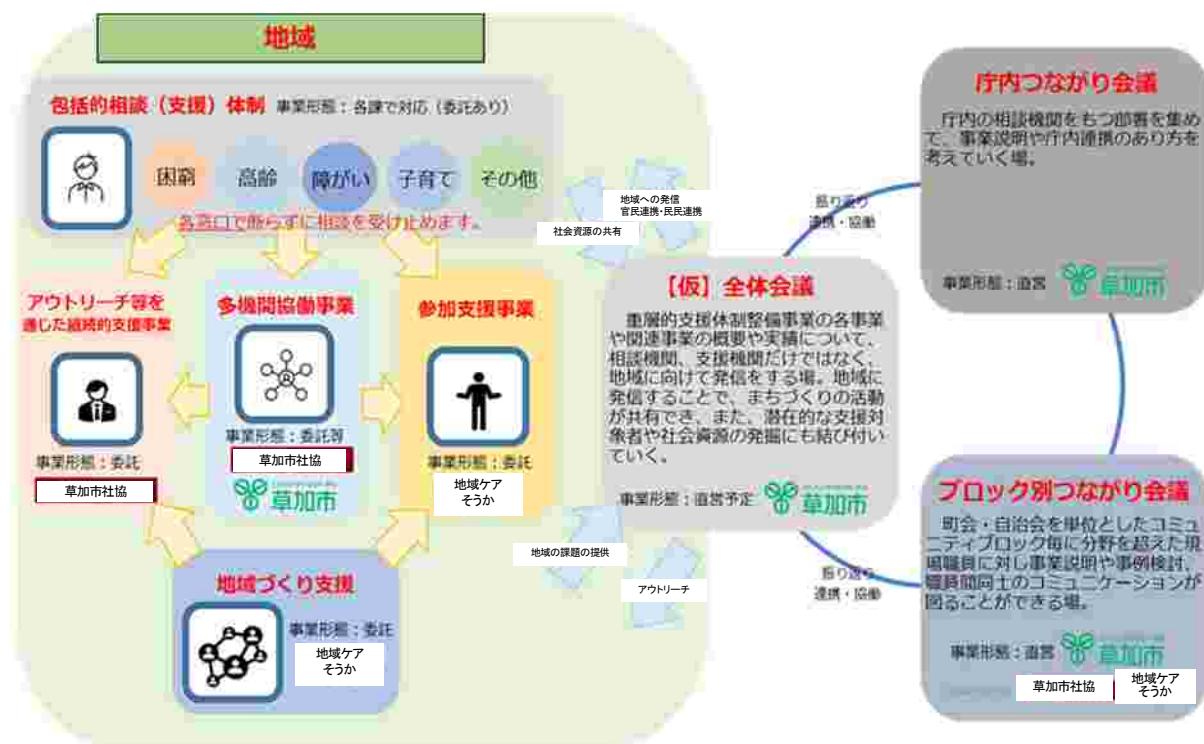
#### 4 今後の課題

様々な分野が連携することで、各分野からの視点が重なり、多角的な検討ができ、特定の分野の対象者だけではなく、世帯全体としての視点での検討ができるようになってきています。

また、SSWと連携を図り、事例を重ねていくなかでは、不登校の生徒の中学校卒業後に課題があることがわかりました。一人ひとりに寄り添った伴走的な支援や参加支援、居場所づくりなど必要な支援が課題としてみえてきています。

今後は、これらの課題への対応について検討していくとともに、福祉分野、教育分野だけでなく、医療やその他の分野との連携を進めることで、重なりを増やしていき、課題に早期に気づき、支援が届けられるような体制づくりを進めていきたいと考えています。

#### 令和5年度時 草加市の重層的支援体制整備事業体制



## 1-2 地域住民等との協働による地域生活課題への対応

住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができます環境の整備に向けた支援を行います。

### ■背景

社会福祉法第4条では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）を地域福祉の推進主体として位置付けています。

社会福祉法第6条第2項では、国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める旨が規定されています。

#### ①社会福祉協議会への支援

### ■現状と課題

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、地域住民、ボランティア団体、自治会・町内会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉施設、保健・医療・教育機関などと協力し、行政とも連携しながら活動しています。

具体的には、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動、住民による地域福祉活動の支援、ボランティア活動、市民活動の中間支援、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する活動、災害時要配慮者支援活動、生活福祉資金の貸付など、地域福祉に関する幅広い活動を行っています。

近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度の狭間に陥り、必要な支援につながりにくい住民を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むことが求められています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

地域住民や社会福祉関係者、専門機関、行政、企業など、地域における多様な主体と連携・協働する仕組みづくり（課題解決のためのプラットフォームづくり）が必要であり、社会福祉協議会が果たすべき役割は重要となっています。

市町村による地域福祉計画の策定に当たっては、市町村社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動計画との整合を図ることで、様々な福祉のまちづくりの効果が高まることが期待されます。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

### ■県の主な取組・支援

<p>民間の災害支援団体（NPO 法人・ボランティア団体など）ネットワークと協力し、社会福祉協議会と併せて 3 者の連携を図り、災害時に活動できる仕組みづくりを推進する。</p>	共助社会づくり課 危機管理課 社会福祉課
<p>市町村及び市町村社会福祉協議会の職員を対象に、地域福祉に関する先進事例を紹介するなど研修会や意見交換会を行うことにより、地域福祉計画の策定・改定を支援します。</p>	福祉政策課 地域包括ケア課
<p>市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修等を実施します。 (再掲)</p>	福祉政策課 地域包括ケア課
<p>社会福祉施設の施設運営全般の質的向上を図るため、埼玉県社会福祉協議会が行う相談や訪問指導を支援します。</p>	社会福祉課
<p>地域共生社会の実現に向けて、地域づくりの中核、プラットフォーム（連携・協働の場）としての役割を担う市町村社会福祉協議会を支援する、埼玉県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。</p>	社会福祉課
<p>大規模災害が起きた際には、ボランティアの応援を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会が県災害ボランティア支援センターの設置・運営をするとともに、市町村の災害ボランティアセンター等を支援します。</p>	社会福祉課
<p>低所得世帯に対し、経済的自立を図るための貸付を実施します。</p>	社会福祉課

## ②社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進

### ■現状と課題

社会福祉法人は、平成28年（2016年）4月1日施行の社会福祉法において、公益性の高い非営利法人として社会福祉の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

そこで、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方に、図34のとおり無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを目的に様々な取組を行っています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

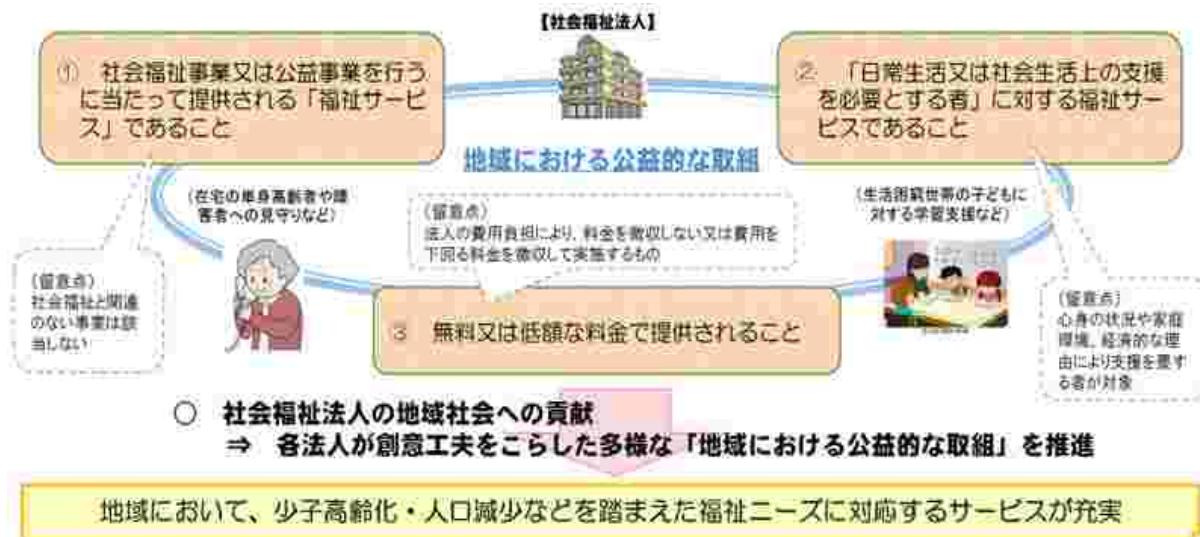
県内の社会福祉法人が協働し、社会貢献活動を推進する「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」では、埼玉県社会福祉協議会と連携した独自の取組として、「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施しています。

社会福祉法人の公益的な取組を推進するために、市町村は、社会福祉法人に対して、「彩の国あんしんセーフティネット事業」への参画を促したり、他の先進的な事例を紹介したりするなど、橋渡し的な役割を担うことが必要です。

市町村・市町村社会福祉協議会は、地域生活課題を把握し解決を図るために、社会福祉法人と連携することで、福祉サービスの専門性やノウハウやネットワーク等を生かして、支援の幅を広げることを期待されています。

また、市町村社会福祉協議会は、市町村域における法人間の連携ネットワークの構築を支援し、法人の強みを活かした公益的な取組みを促進していくことが求められます。

図34 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の具体的な取組例（参考）



【厚生労働省の資料を基に作成】

厚生労働省「地域における公益的な取組」通知のポイント



事項	これまでに生じていた主な誤解	解釈の明確化	具体的な事例
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈	社会福祉に直接的に関連するもの以外は不可	直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可	・行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域のつながりの強化
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの直接的な実施以外は不可	福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む	・災害時の福祉支援体制づくり ・関係機関との連携強化のためのネットワークづくり
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	現に支援を必要とする者に対する取組以外は不可	現に支援は必要としていても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	・現に要介護状態にないものの、地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り
	直接的にこれらの者を対象とした取組以外は不可	間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む	・地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ・ボランティアの育成
「無料又は低額な料金」の解釈	公費を受けている場合は一切該当しない。	公費を受けていても、法人による資産等を活用した上乗せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われていれば可	
所轄庁の役割	3要件(図34)を満たさない取組は要件を満たすよう指導	取組内容が社会福祉関係法令に明らかに違反するものでない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを円滑に把握できる場の提供などを通じて法人の取組を促す環境整備に努める	

【厚生労働省の資料を基に作成】

■県の主な取組・支援

社会福祉法人が実施する彩の国あんしんセーフティネット事業が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と連携して実施できるよう支援します。	社会福祉課
社会福祉施設の施設運営全般の質的向上を図るために、埼玉県社会福祉協議会が行う相談や訪問指導を支援します。(再掲)	社会福祉課
社会福祉法人が社会福祉充実計画の策定にあたり地域の福祉ニーズを的確に把握するための地域協議会が各地域で開催されるよう支援します。	社会福祉課

**③企業・大学等との連携****■現状と課題**

企業は、地域における社会的な課題に対して、自らの経営資源や専門性を活用して、CSR（企業の社会的責任としての社会貢献活動）に加え、SDGsへの取組などが求められます。

近年、子供の貧困に対する社会的関心が高まっていることなどから、企業において、こども食堂やフードバンクの運営者に活動資金の支援や食材を提供するなどの取組が広がっています。

また、認知症サポーター養成講座による社員の認知症への理解促進、子育て世帯等への店舗での割引や寄附・寄贈活動（こども食堂・未来応援基金、共同募金・埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金への寄附、車両や車椅子などの寄贈）など様々な地域貢献活動に取り組んでいます。

大学等は、福祉人材の輩出という重要な役割を担いつつ、地域福祉活動や社会教育においては、様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての役割も担っています。

このような中、市町村が企業の社会貢献活動と連携しているのは 54%（34 市町村）、大学と連携しているのは 38%（24 市町村）でした。市町村社会福祉協議会では、企業の社会貢献活動と連携しているのは 76%（48 市町村社会福祉協議会）、大学と連携しているのは 40%（25 市町村社会福祉協議会）となっています（福祉政策調査）。

**■市町村・地域での取組の方向性**

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、ビジネスで培ったノウハウやネットワーク、高い専門性を持つ企業・大学等との連携が必要とされています。

企業は、多くの顧客や利用者を有しており、広報面で企業等と連携することも活動の周知には大変効果的です。

また、ひとり親や生活困窮者支援において、自立した生活のため就労支援へのニーズは高く、職場体験や就職先の紹介等、企業の協力は重要です。

大学等では、多くの学生が災害時やこども食堂のボランティアなどに参加するなど、地域福祉活動における貴重な人材となっています。

大学等と連携して取り組むことで、地域課題の解決のほか、大学等においても人材育成や研究成果の還元による地域社会の発展にもつながります。

## ■県の主な取組・支援

企業・団体、大学、市町村、金融機関、NPO などで構成する「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム」において、官民連携で「埼玉版 SDGs」に取り組みます。	計画調整課
大学との連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある地域社会の形成・発展を支援します。	関係各課
「埼玉版 SDGs」を促進するため、県内企業、団体の CSR・社会貢献活動を紹介し、優れた活動を行う企業、団体を表彰します。	共助社会づくり課
民間企業など多様な主体が高齢者をサポートする体制を整備するため、「プラチナ・サポート・ショップ」登録事業を通じ、介護保険外の高齢者向けサービスの活用促進・開発に取り組みます。	地域包括ケア課
認知症に理解のある企業を認知症サポート企業として登録し、企業と行政が一体となって認知症の方と家族を支援する社会的気運を醸成します。	地域包括ケア課
介護の魅力 PR 隊による大学・高校などへの訪問や動画配信など、介護の仕事の魅力を PR します。	高齢者福祉課
障害者就労施設からの物品の調達や障害者就労施設への販売機会の提供等に積極的に取り組む企業を「障害者就労施設パートナー企業等」として認定し、障害福祉分野における企業等の社会貢献活動を促進します。	障害者支援課
子育て家庭への優待制度である「パパ・ママ応援ショップ」事業や、乳幼児連れの外出を支援する「赤ちゃんの駅」登録事業などを通じ、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成します。	少子政策課
こども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所づくりの支援に関し、居場所づくりに取り組む団体とそれらを支援したいと考える方とのマッチングをすることで、継続的な支援体制を構築します。	少子政策課
埼玉県立大学における自治体等への講師派遣や公開講座の実施といった人的資源・教育研究成果の還元を通じて、地域や自治体の課題解決並びに地域社会の活性化に貢献します。	保健医療政策課

**④住民が主体的に地域課題を把握して解決するための支援**

**■現状と課題**

生活に課題を抱えている人々の中には、自分自身の課題に気付いていない、あるいは自ら助けを求めることができない状態にある場合があります。このような人々の把握には、地域住民など身近な人々の果たす役割が大きいといえます。

地域住民が自ら課題の解決を試みるようサポートを行う、コミュニティソーシャルワーク（地域援助技術）の知識・視点をもつ専門的なコーディネーターが「住民に身近な地域」に存在していることが必要です。

**■市町村・地域での取組の方向性**

**地域のコーディネーターの役割**

個別支援に加え地域住民が主体的に生活の課題を把握し解決するための素地をつくるコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、自立相談支援機関の主任相談支援員等（以下、これらを「地域のコーディネーター」という。）の育成・支援が重要となります。

地域のコーディネーターには、行政や関係する様々な専門機関や事業者、ボランティア等との連携を図り、住民の抱える生活課題の共有化や地域資源の調整や開発、地域におけるネットワークづくりを図る役割が求められています。

**■表6 地域のコーディネーター**

コミュニティソーシャルワーカー ※名称は団体等によって異なる	住民や地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などに適切につなぎ、住民への「個別支援」と地域づくりを行う「地域支援」を行う。地域課題に対しての新たな仕組みづくりを提起する。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う。(主に資源開発やネットワークの構築の機能)
自立相談支援機関の主任相談支援員	自立相談支援機関における相談支援業務全般のマネジメントをはじめ、支援困難事例への対応、相談支援員や就労支援員への指導・育成、社会資源の開拓・連携の取組等を行う。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

地域のコーディネーターが地域住民に働き掛けをすることで、「困ったときや、誰につないだらよいか（相談したらよいか）分からぬときは、地域のコーディネーターに相談できる」という安心感が生まれ、地域の中で「困っている人」「深刻な状況にある人」に気付いた時に、見て見ぬふりや誰かに任せようと思うのではなく、「自分たちで何かできないか」と思える意識が、地域住民の中に醸成されていくことが期待されます。

### 地域のコーディネーターの育成

地域のコーディネーターを配置しただけでは不十分であり、地域のコーディネーターが民生委員・児童委員、自治会・町内会長、ボランティア等との連携やコーディネーター同士が連携して取り組めるように環境づくりを進めるなど、その活動を支援する必要があります。

### ■県の主な取組・支援

生活支援コーディネーターや市町村担当職員に対し、合同の研修や連絡会（意見交換会）を実施します。	地域包括ケア課
市町村の生活支援体制整備の構築をするため、生活支援コーディネーターや市町村担当職員への研修やアドバイザーの派遣等を実施します。	地域包括ケア課
地域共生社会の実現に向けて、地域づくりの中核、プラットフォーム（連携・協働の場）としての役割を担う市町村社会福祉協議会を支援する、埼玉県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。（再掲）	社会福祉課

**COLUMN****コロナ禍における支援**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、相談支援や地域づくりなど地域福祉活動への影響を軽減するため、多くの市町村社協（45市町村）において工夫した取組が行われました。

～ 具体的事例～ ※取組は当時のもので、現在は行われていない取組も含まれています。

#### ◆ 春日部市社会福祉協議会

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により減収等となった生活困窮世帯に対し、その世帯の生活の安定と経済的な自立を図るため、家庭で眠っている食品を届ける「フード＆マスクドライブ」を実施。
- ・コロナの影響で減収した世帯から特例貸付の相談を受け付け、ひとり親家庭食材配付事業（相談支援と食材の提供）を実施。

#### ◆ 北本市社会福祉協議会

- ・自宅でできるボランティア活動や3密に配慮した屋外少人数でのボランティア体験講座などを開催。
- ・ドライブスルー形式によるフードパントリーの実施。
- ・地域のつながりづくりに向けて、多機関多職種をはじめ、個人や団体などによる、オンラインネットワーク会議を開催。

#### ◆ 毛呂山町社会福祉協議会

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、外出が制限され、買い物（店舗内）に行くことも躊躇されていたため、移動販売（屋外）を実施し、安心して買い物が出来る環境を整備。
- ・他者と会話をする機会が減少し、近所同士の交流も希薄化していたため、地域の区長や民生委員と協力して、各拠点で移動販売を実施し、買い物をきっかけに地域交流を促進。職員が同行し、課題があれば解決に向けて調整を図ることも実施。

#### ◆ 吉見町社会福祉協議会

- ・サロンにおいて、集合型ではなく戸別訪問等の声かけ支援を推進。
- ・町内でフードパントリー事業を実施している団体と協働したイベント型の「フードパントリー」を開催し、生活困窮に関する相談者等への情報提供及び活動の普及啓発を図る。

#### ◆ 松伏町社会福祉協議会

- ・ボランティア体験学習において、自宅で取り組める活動を増やし、対面ではなくても取り組める内容に変更。
- ・自治会活動や世代間交流事業（幼稚園・保育園）への補助金の支給要件を緩和。世代間交流事業については、間接的な交流も補助の対象とし、交流活動のつながりが途切れないように工夫。

**COLUMN****事業者と自治会が連携した買い物支援「あんしん市場」**

熊谷市では、高齢者等の買い物支援と見守りのため、生活支援体制整備事業の一環として、熊谷青果市場青果商組合・株式会社熊谷青果市場の協力のもと、自治会と連携し、令和2年6月から移動販売に取り組んでいます。

**1 経緯**

地域包括支援センター所属の生活支援コーディネーターが、免許返納やスーパーの閉店等が原因で買い物に行けないという高齢者の課題を把握。施設に入りする青果商に相談したところ、青果市場の協力が得られ、「地元住民の方々に、新鮮で美味しい野菜や果物を届けたい。品物を手に取って買い物を楽しんでほしい」との思いから、移動販売が実現しました。



青果市場から直送なので、新鮮で美味しいと評判

**2 取組内容**

当初は、週1日の実施でしたが、現在は週3日、市内16カ所に広がっています。あんしん市場は、事業者と自治会のコミュニケーションによる連携を特徴としています。自治会は、移動販売車の停車場の調整や回覧板等での周知、場所設営、販売時のボランティア（住民への声かけや荷物の運搬等の支援）として協力しています。

**3 工夫または苦労したこと**

あんしん市場では住民の方々との交流を大切にしています。「小分けしてほしい」「かぼちゃが大きいのでスライスして」「パンやお菓子もあるといいな」など、会話を交わしながら品揃えを充実させてきました。また、スタンプカードや雨の日サービスを取り入れ、買い物に行きたくなるような工夫を凝らしています。



子どもたちとの会話も楽しい時間です

移動販売の日時に合わせて健康体操やサロンを実施する自治会もあります。また、社協のボランティア体験プログラムとして、高齢者の買い物のお手伝いや、青果市場探検ツアーを行い、多くの子ども達が参加しました。地域の集いの場、多世代交流、事業者の社会貢献活動のPRにつなげています。

移動販売を毎回楽しみに待ってくれている方が多いため、雨の日でもテントを張って開催。台風や雪の場合は自治会を通して販売中止を知らせます。熊谷市の猛暑から利用者や商品を守る点には苦労しています。

**4 取組効果**

住民からは、「友人とおしゃべりが出来て楽しい」「重い荷物の時は、自治会の方が一緒に持ってくれるので助かる」などの声が寄せられ、買い物支援だけでなく、閉じこもり防止、住民同士の見守りや支え合いの促進に効果が表れています。

熊谷市では、あんしん市場のほか、市と協定を結んだカスミ移動スーパーや、コンビニ・個人事業主等による移動販売が行われています。今後も地域住民からの声をつなげて自治会と連携しながら地域性にあった移動販売の取組を展開していきます。

### 1-3 分野横断的な福祉サービスの展開や社会参加に向けた支援

社会の一員としての役割を果たすことで、生きる力を引き出すことにつながるよう、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ者との間を取り持ち、社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援を行います。

#### ①分野横断的な福祉サービスの展開・社会参加支援

##### ■現状と課題

利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢、障害、子ども・子育て等の分野を横断した福祉サービスや多機能型のサービス、共生型サービス等、地域の実情に応じて総合的な福祉サービスの提供体制の検討・構築が求められています。

さらに、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、国は、社会参加に向けた支援の実施に際し、福祉サービス事業所等の活用の考え方や各事業の指定基準等との関係、報酬・委託費等との関係等の具体的な運用について示し、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業者等、地域資源の積極的な活用を促しています。

すでに、高齢者、障害者、児童、生活困窮など分野ごとの制度では、それぞれの分野の特徴に対応した、社会参加に向けた支援を充実させています。

一方、本人・世帯の課題が複雑化・複合化し、分野ごとの支援では十分に対応できない状態となっています。

また、複雑化・複合化した課題の背景には、社会的孤立などの関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多いと考えられます。

自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点をどのように確保するかが重要です。

##### 社会参加支援

- ①社会とのつながりを作るための支援を行う
  - ②利用者のニーズを踏まえ丁寧なマッチングやメニュー作りを行う
  - ③本人への定着支援と受入れ先の支援を行う
- (取組例)
- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
  - ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用

【厚生労働省の資料を基に作成】



## ■市町村・地域での取組の方向性

各分野で行われている既存の社会参加や就労に向けた支援、地域の社会資源などを活用し、本人・世帯の状態に寄り添いながら社会とのつながりを回復する支援を提供することが重要です。

一方、既存の支援では対応できない複合的な課題や制度の狭間のニーズについては、分野を超えて柔軟に必要な支援を検討することや、必要に応じて新たな地域資源の開発を検討することが望まれます。

新たな地域資源の開発に際しては、NPO やボランティア団体など、地域で活動する団体を支援することも重要です。

あわせて、当事者の社会参加に向け、アウトリーチなど、つながり続ける仕組みづくりを進めるなどが求められており、より丁寧な支援を行う必要があります。

## ■県の主な取組・支援

市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修等を実施します。（再掲）	福祉政策課 地域包括ケア課
共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行う NPO やボランティア団体等を支援します。	福祉政策課
生活困窮者のうち、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、日常生活の自立支援や就労体験などの就労準備支援を行います。	社会福祉課
埼玉県社会福祉協議会に設置される埼玉県ボランティア・市民活動センターへの支援や、市町村社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア体験プログラム事業への支援を通じて、各地域のボランティア活動などの促進を図ります。	社会福祉課
重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲）	地域包括ケア課
ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、本人の意思を尊重した支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及び情報発信を行います。	疾病対策課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

若者自立支援センター埼玉において、関係機関、関係団体等と連携を図りながら若年無業者の就業活動を総合的に支援します。	雇用労働課
就職氷河期世代などの不本意非正規労働者の正規化を図るため、セミナーやキャリアカウンセリングなどの支援を行います。	雇用労働課
障害者雇用総合サポートセンターの運営により、専門的な支援を実施して障害者雇用の受入企業の拡大と職場への定着支援を図ります。	雇用労働課

### ②複合課題を抱える人の支援に取り組む NPO 等民間団体への支援

#### ■現状と課題

地域での課題は多様で複雑になっており、NPO 等の民間団体への期待が高まっています。一方、NPO 等が活動に取り組み、継続していく上で、担い手の不足や資金的な問題などが課題となっています。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

そのために、市町村及び市町村社会福祉協議会は、NPO 等の民間団体に対し、人材の確保・育成をはじめ、資金面や設備面、情報面など様々な面での支援の拡充が重要です。

#### ■県の主な取組・支援

NPO 活動をさらに展開するため、NPO が SDGs の視点をもって地域課題を解決する取組や自立性を高める取組を支援します。	共助社会づくり課
共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行う NPO やボランティア団体等を支援します。 (再掲)	福祉政策課
孤独・孤立対策を推進するため、地域で支援を行う NPO 等を会員とする孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを運営し、研修を実施するなど、活動を支援します。	福祉政策課

## 1-4 権利擁護体制の充実

認知症など判断能力が不十分な人が安心して暮らせる権利擁護の仕組みの充実や成年後見制度の利用を促進します。

また、児童・高齢者・障害者に対する虐待の早期発見・早期支援を図るとともに、虐待をしてしまう恐れのある養護者等に対する支援を行い、未然防止を図ります。

### ①権利擁護の推進

#### ■現状と課題

判断能力が不十分な認知症の高齢者などが、相続などの際に財産の権利を侵害されるなどの権利侵害の問題に対応するため、一人ひとりが尊重され安心して暮らせる権利擁護の仕組みを充実する必要があります。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

##### 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など、判断能力が不十分な高齢者や障害者の日常生活を支援するため、日常生活自立支援事業の一部である「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」が埼玉県社会福祉協議会から市町村社会福祉協議会への委託により実施されています。これにより、生活支援員等による見守りを行うなど、本人に寄り添った支援が可能となっています。（21ページ参照）

そして、市町村は判断能力の不十分な高齢者や障害者の日常生活を支援するため「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」への理解・周知を図るとともに支援体制を充実させる必要があります。

また、当事業の推進に当たっては、成年後見制度と連携した支援、成年後見制度への円滑な移行を進める必要があります。

##### 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

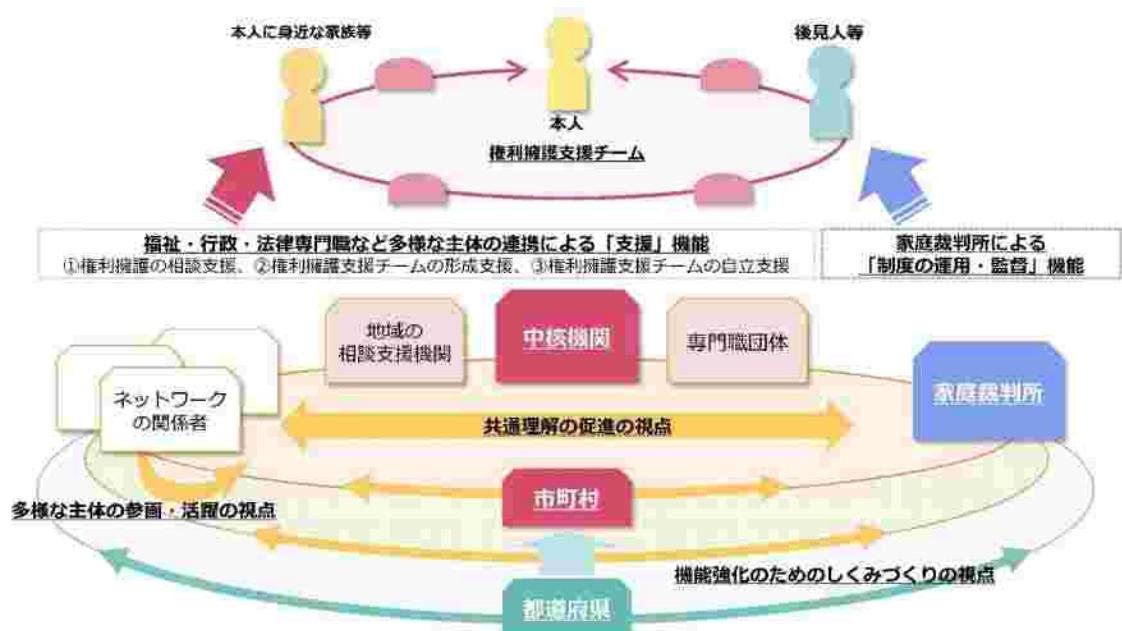
各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みをつくっていく必要があります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

そのため、協議会及び中核機関<sup>4</sup>の整備・運営といった「地域連携ネットワークづくり」に主体として取り組む必要があります。また、地域の実情に応じ、県と連携して、地域連携ネットワークを重層的な仕組みにすることなど柔軟な実施体制も検討することが望されます。

権利侵害からの回復支援など、地域連携ネットワークで行われる支援にもその責務に基づき主体的に取り組む必要があります。

図35 地域共生社会の実現に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



出典：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

### ■県の主な取組・支援

認知症などで判断能力が不十分な人の様々な手続に関する援助や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の活用を促進します。	地域包括ケア課
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組む市町村に対し支援を行います。	地域包括ケア課

<sup>4</sup> 中核機関：地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ア. 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- イ. 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

**②成年後見制度の利用促進****■現状と課題**

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった成年の方々を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律的に保護する制度です。

認知症高齢者の増加や障害者の地域生活への移行等に伴い、判断能力が十分でない方の身上保護や財産管理を行う成年後見制度の対象者数は年々増加しており、制度の潜在的ニーズが高まっています。

**■市町村・地域での取組の方向性**

平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、令和4年（2022年）3月には「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

この法律は、成年後見制度が、認知症、知的障害その他の精神上の障害がある方を支える重要な手段でありながら十分に利用されていないことから、国及び自治体が責任を持って、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進することを目的としています。

市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、法に基づき、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワーク機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示した「市町村計画」の策定に努めるものとされています。

また、成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること、中核機関を整備することも重要です。

なお、どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業を適切に実施する必要があり、とりわけ成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることができます。

**■県の主な取組・支援**

関係機関との情報交換や意見交換、具体的取組方策を検討する会議、市町村の取組を支援するための研修などを実施することにより、成年後見制度の推進を図ります。	地域包括ケア課
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組む市町村に対し支援を行います。（再掲）	地域包括ケア課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

知的又は精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る市町村に対し、補助を行います。	障害者支援課
未成年後見人の報酬、未成年後見人及び被後見人の損害賠償保険料を補助します。	こども安全課

### ③市民後見人の育成と法人後見の担い手育成

#### ■現状と課題

成年後見制度においては、主に親族や専門職等が制度の担い手として要支援者を支えてきましたが、後見人不足が懸念される中、地域社会における制度の安定的な運営を図るため、身近な住民による市民後見人や法人後見を実施する団体の育成が期待されています。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

適切な後見人等を選任、交代できるようにするためにには、各地域に多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要があるため、市民後見人、法人後見等の担い手の確保・育成を推進する必要があります。

地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点から市民後見人の育成を進めることができます。市民後見人養成研修修了者の活動先を後見人等に限らず、幅広く活躍できるように取組を進める必要があります。

法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会が期待される一方、県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要があります。

#### ■県の主な取組・支援

担い手の育成方針を作成するとともに、市町村や社会福祉協議会等の取組みを支援します。	地域包括ケア課
---	---------

### ④虐待の未然防止と早期発見・早期支援

#### ■現状と課題

虐待の通告・通報件数は増加傾向にあり、虐待の深刻化を防ぐためには、早期発見・早期支援が重要となります。そのためには県と市町村との連携強化はもとより、関係機関と実効性あるネットワークを形成し、情報の共有を着実に図る必要があります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

県では「埼玉県虐待禁止条例」を平成30年（2018年）4月に施行するなど、児童相談所や市町村など関係機関連携のもと、虐待の早期発見・早期支援及び虐待防止の普及啓発等に取り組んでいます。

### ■市町村・地域での取組の方向性

---

虐待の未然防止及び早期発見のためには、虐待に関する普及啓発による県民の理解と地域の見守りが欠かせません。

虐待に関する普及啓発を行うことにより、虐待に関する関心が高まり、地域の見守りにつながります。地域の見守りにより、虐待の兆候を早期発見し、早期に支援に結びつけるとともに、緊急時には即座に市町村や、児童相談所、警察等の専門機関による迅速な対応を行うことが不可欠です。

また、住民に近い行政機関である市町村は、虐待に適切に対応するために、福祉、保健、教育等を担当する部局の相互連携を強化するとともに、相談に対応する体制の整備・虐待対応職員の専門性の確保が必要となります。

児童虐待に関しては、県内すべての市町村に、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されています。同協議会には児童虐待に関する専門職が配置されており、地域で虐待防止に取り組む体制がとられています。

高齢者及び障害者虐待についても、市町村の虐待対応職員及び地域包括支援センターや障害者の相談支援事業所等の相談支援機関の職員が、県が実施する研修に参加することなどにより、専門性を向上させる必要があります。

## ■県の主な取組・支援

<p>埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童・高齢者・障害者の各虐待の通報等を一括して受ける虐待通報ダイヤルを運用するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見、早期対応につなげます。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>養介護施設従事者等を対象に、養介護施設等従事者向け高齢者虐待防止研修を実施します。高齢者虐待に対応する専門職員を養成し、市町村の虐待対応力の向上を図るために、高齢者虐待対応専門員養成研修等を実施します。</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>認知症高齢者及び知的障害者等の権利擁護や権利行使に関する支援を行う権利擁護センターの運営を支援します。</p>	<p>地域包括ケア課 障害者福祉推進課</p>
<p>障害者虐待の防止や早期発見、虐待発生時に迅速な対応を図るために、障害福祉サービス事業所等の管理者・従事者や市町村等の通報窓口職員に対して障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、これら職員の資質向上を図ります。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>障害者権利擁護センターを運営し、就労現場における障害者虐待に係る通報の受理や、虐待を受けた障害者への支援に関する相談などを行います。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、児童虐待防止に係る啓発等を行い、児童虐待に対する総合的な施策を展開します。</p>	<p>こども安全課</p>
<p>市町村職員に対する研修などにより、児童虐待の早期発見及び早期対応の強化を図ります。また、児童相談所 OB を市町村に派遣し、市町村における児童虐待対応を支援します。</p>	<p>こども安全課</p>
<p>休日・夜間もつながる児童虐待通報専用の電話窓口を設置し、24 時間 365 日児童虐待通告への対応を行います。また医療分野での児童虐待に関する理解を深めるとともに、早期相談、通告体制の整備を図ります。</p>	<p>こども安全課</p>

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎリアルタイムで全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。</p>	<p>こども安全課</p>
<p>児童虐待通告のうち、泣き声通告などについては、外部の民間団体を活用した家庭訪問などによる安全確認を行います。</p>	<p>こども安全課</p>
<p>妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援体制を担う市町村が設置する「こども家庭センター」を支援します。</p>	<p>こども安全課 健康長寿課</p>
<p>育児不安の軽減や支援が必要な家庭を把握するため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する市町村を支援します。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>精神科病院において、業務従事者による障害者虐待を発見した場合の通報等があり、必要があると認めるときは、精神科病院への実地指導等や報告収集を行います。</p>	<p>疾病対策課</p>

## 1-5 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実

福祉サービス事業者が適切な福祉サービスを提供するよう、事業者自ら寄せられた苦情をもとに業務の改善を図るとともに、評価機関による評価や指導監査の充実により、福祉サービスの質の向上を図ります。

### 適切な福祉サービスの提供のために

#### ■現状と課題

##### 苦情解決制度の充実

福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則であり、その事業所には、苦情受付担当者、苦情解決責任者、客観的な立場から苦情解決を図る第三者委員会を設置するなどの苦情解決体制がとられています。

福祉サービス事業者において解決困難な福祉サービス利用者の苦情に対し、解決への支援を行うため、埼玉県運営適正化委員会が埼玉県社会福祉協議会に設置されています。ここでの苦情の多くは「職員の接遇」、「サービスの質や量」に関するものとなっています。

■表7 埼玉県運営適正化委員会に寄せられた苦情内容の内訳

(上段：件数・下段：構成割合)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
合計	56	45	27	29	41
職員の接遇	24 42.9%	16 35.5%	8 29.6%	17 58.6%	23 56.1%
サービスの質や量	17 30.4%	15 33.3%	10 37.0%	5 17.2%	9 22.0%
利用料	1 1.8%	3 6.7%	1 3.7%	0 0.0%	0 0.0%
情報提供・説明	10 17.9%	3 6.7%	7 25.9%	4 13.8%	8 19.5%
被害・損害	1 1.8%	3 6.7%	1 3.7%	1 3.4%	1 2.4%
権利侵害	3 5.4%	5 11.1%	0 0.0%	2 6.9%	0 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(埼玉県運営適正化委員会 事業報告書)

同委員会に寄せられた苦情は、継続中の案件を除くと、ほとんどが相談助言で終結しています。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

■表8 埼玉県運営適正化委員会に寄せられた苦情の解決結果

(上段：件数・下段：構成割合)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
合計	56	45	27	29	41
相談助言	42	37	23	21	31
	75.0%	82.2%	85.2%	72.4%	75.6%
紹介伝達	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
あっせん	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
通知	1	1	1	2	0
	1.8%	2.2%	3.7%	6.9%	0.0%
その他	0	0	1	1	4
	0.0%	0.0%	3.7%	3.4%	9.8%
継続中	13	7	2	5	6
	23.2%	15.6%	7.4%	17.2%	14.6%
意見要望	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(埼玉県運営適正化委員会 事業報告書)

### 福祉サービス第三者評価の普及

利用者本位の社会福祉制度が確立される中で、サービスの質の向上と適切なサービス選択に役立つための制度が「福祉サービス第三者評価」です。

「福祉サービス第三者評価」は、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスを評価する制度です。

評価結果を広く周知することで、利用者の適切なサービスの選択と、事業者のサービスの質の向上を促すものです。

利用者本位の福祉サービスの実現を目指すため、事業者は、第三者評価を積極的に受審することが望まれます。

### 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査

県及び市町村は、社会福祉法その他の関係法令などの規定に基づき社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を実施しています。

社会福祉法人については、平成28年に経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上などを柱とする制度改革が行われました。

県及び市町村は、すべての法人が制度改革に円滑に対応できるよう、情報提供や指導を行っています。

## ■市町村・地域での取組の方向性

福祉サービス事業者は、利用者からの信頼を得て、適切な福祉サービスが提供できるよう、様々な苦情に誠実かつ迅速に対応する必要があります。

そのためには、苦情内容の把握や分析を行い、苦情対応を検証して、業務の改善に資する取組を着実に行なうことが大切であり、自己評価及び評価機関による評価などを活用して、良質な福祉サービスの提供やサービスの質の向上に努める必要があります。

社会福祉法人の指導監査は、適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るために行なっています。事業を行う区域により、所轄庁が表9のとおりであり、各市では指導監査のための人員を確保・育成しています。

一方、社会福祉施設等の指導監査の多くは県が実施することになっていることから、県と市が連携を密にし、適切に指導監査等を実施していくことが必要です。

■表9 社会福祉法人の指導監査の所轄庁

区分		所轄庁
埼玉県内の みで事業を 行う場合	各市の区域のみで事業を行う場合	各市長
	各町村の区域のみで行う場合	埼玉県知事
	2つ以上の市町村で 事業を行う場合	さいたま市長
		埼玉県知事
埼玉県以外でも事業を行う場合		埼玉県知事

## ■県の主な取組・支援

埼玉県運営適正化委員会において、福祉サービスの利用者から福祉サービスに対する苦情を受け付け、公正中立な立場から、その解決策のあっせん等を行うとともに、苦情解決制度の普及、啓発を行います。	社会福祉課
福祉サービスの質の向上のため、福祉サービス第三者評価事業を実施し、事業者の受審の促進を図ります。	社会福祉課
社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、社会福祉法その他関係法令に基づき、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に対し、法人運営、施設運営管理、入所者待遇、財務管理等について指導監査を実施します。	福祉監査課

#### 第4章 施策の体系と施策の展開

介護保険制度の適正な運営を確保するため、指定サービス事業者、介護老人保健施設等に対する指導等を実施します。	福祉監査課
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の第三者評価の受審（3年毎に1回以上）及びその結果の公表並びに自己評価（受審年以外の年）を確実に実施するよう指導します。	こども安全課

## 柱2 地域づくり～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～

### 課題

高齢者世帯・単独世帯の増加や深刻な状況にある子供の貧困、認知症高齢者の増加など、地域に課題を抱える人が増えています。

こうした人を地域で見守り、支えるとともに、地域で活躍していただくための地域づくり・居場所づくりが今まで以上に求められます。

### 方向性

地域のつながりが希薄になる中で、地域の人々が困りごとを抱えている人に気付き、適切な支援機関や支え合いなどを行う地域資源につなげる地域づくり・仕組みづくりを引き続き進め、災害時も平時も助け合える地域、多世代交流の場の確保、深刻な状況にある子供の貧困や増加が見込まれる認知症高齢者を支える地域づくりに取り組みます。

### 2-1 地域福祉の場・拠点づくりの促進

地域福祉の場・拠点を運営・支援するとともに、活動を始めようとしている団体への情報提供や、団体同士の情報交換の場を設け、場や拠点の見える化による交流の活性化を図ります。

#### ■背景

社会福祉法第106条の3第1号では、包括的支援体制の整備に当たって、「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」に努めるよう規定されており、誰もが集える居場所づくりを推進しています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、地域福祉の場・拠点は通常の活動を行うことができず、高齢者等に大きな影響が及びました。例えば、住民主体の介護予防教室や認知症カフェの休止により、症状が悪化してしまうケースもありました。

#### ①世代や属性を超えて交流できる場等多様な機能をもった場・拠点づくりの促進

#### ■現状と課題

居場所や相談・交流の場など、多様な機能を持つ地域福祉の場・拠点は、身近に知り合いや頼れる人がいない住民の方々にとって、閉じこもりや孤立の防止に加え、つながりの促進や生きがいづくりなど、様々な貢献をしています。

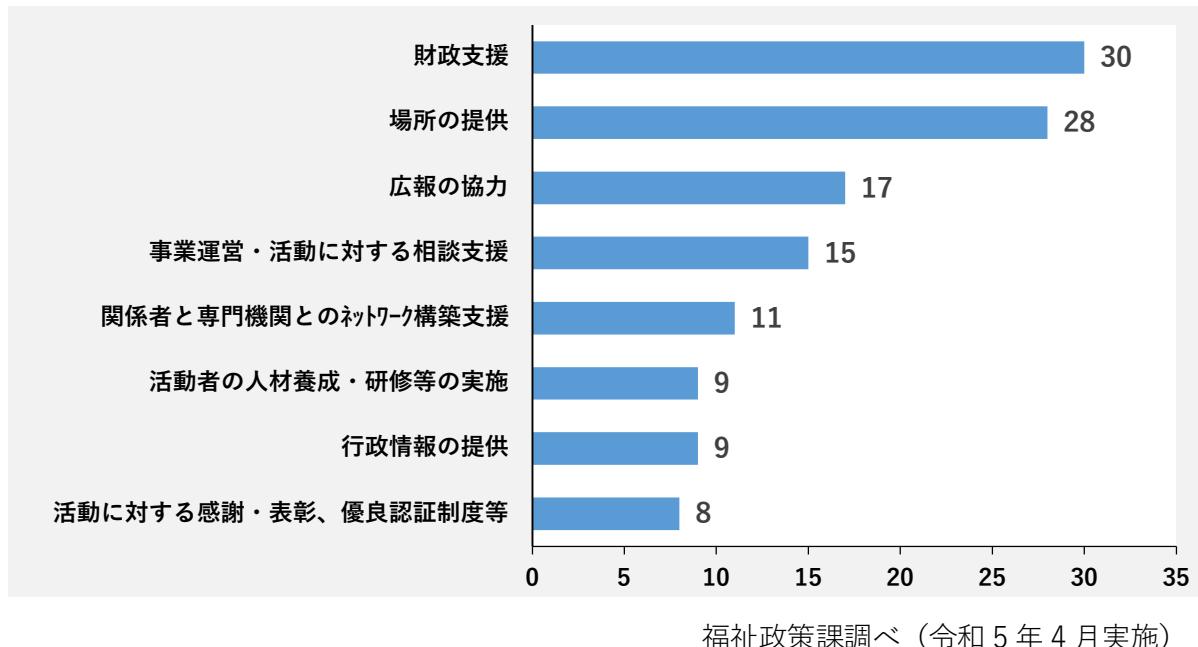
また、地域の様々な方が関わることで、多世代交流の場となっており、こども食堂の広がりや、住民主体の介護予防教室、認知症カフェの立ち上げ・運営、ふれあい・いきいきサロン、地域の障害者を支援する居場所など、様々な地域福祉の場・拠点の活動が展開しています。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

市町村及び市町村社会福祉協議会は、NPO やボランティア団体などが実施している居場所などの活動に対して、財政支援（30 市町村）、場所の提供（28 市町村）などの支援を実施しています（図 36 参照）。

多様なつながりを生まれやすくする環境整備を進めるためには、行政、企業や社会福祉法人、NPO 法人等の多様な主体、地域住民等が出会い、学び合うことができること（プラットフォーム機能）が効果的です。

図 36 NPO 法人・ボランティア、自治会、コミュニティ協議会等の地域団体、老人クラブ、商工団体等の民間団体が実施している「居場所」に関する各サービスに対し、支援を行っている市町村数（市町村社会福祉協議会・NPO 等への委託事業を含む）  
(n = 63 市町村、複数回答)



### ■市町村・地域での取組の方向性

重層的支援体制整備事業における地域づくり事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）では、高齢者・障害・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、人と人、人と地域の社会資源がつながりやすい環境を整備することとしています。

また、支援ニーズと取組のマッチング等により、地域における多様な主体が出会い、人と場のコーディネート等を行うこととしています。

地域づくり事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期につながることも期待されます。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

市町村及び市町村社会福祉協議会は、自ら地域福祉の場・拠点を運営するとともに、民間の地域福祉の場・拠点づくりを支援する必要があります。空き家や空き店舗の活用など、地域に「ある」ものを活かす視点や福祉分野に限らず様々な分野との連携も必要です。

また、地域福祉の場・拠点を「見える化」することも必要です。活動の報告会を行う等により、活動を「見える化」すると、そこにまた新しい活動者が集まるなど好循環が期待できます。

そのほか、地域福祉の場・拠点を運営している団体同士で効果的な取組や課題などを話し合う情報交換会を開催するなど、市町村及び市町村社会福祉協議会がコーディネートすることも必要です。

### ■県の主な取組・支援

NPO活動をさらに展開するため、NPOがSDGsの視点をもって地域課題を解決する取組や自立性を高める取組を支援します。（再掲）	共助社会づくり課
市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修等を実施します。（再掲）	福祉政策課 地域包括ケア課
共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援します。（再掲）	福祉政策課
重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲）	地域包括ケア課
介護予防に係る住民主体の通いの場づくりの促進や多くの高齢者が参加できる取組事例の紹介などにより、市町村の取組を支援します。	地域包括ケア課
埼玉県社会福祉協議会に設置される埼玉県ボランティア・市民活動センターへの支援や、市町村社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア体験プログラム事業への支援を通じて、各地域のボランティア活動などの促進を図ります。（再掲）	社会福祉課
「チームオレンジ」（認知症の人本人・家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援をつなぐ仕組み）が各市町村で整備されるよう支援します。	地域包括ケア課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>若年性認知症支援コーディネーター及び若年性認知症専門相談の窓口の設置により、若年性認知症の方とその家族に対する居場所づくりを行います。</p>	地域包括ケア課
<p>市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営を支援します。</p>	地域包括ケア課
<p>高次脳機能障害<sup>5</sup>とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピア・カウンセリング<sup>6</sup>などを実施します。</p>	障害者福祉推進課
<p>高次脳機能障害者への訓練・支援、地域での支援体制を整備する目的で、就労定着支援や就労系事業所への訪問支援事業等を実施します。</p>	障害者福祉推進課
<p>障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を行います。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。</p>	障害者福祉推進課
<p>こども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所づくりに取り組む団体と、こうした団体を支援する企業などがネットワークを構築できるよう支援します。</p>	少子政策課
<p>こども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所の立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。</p>	少子政策課

<sup>5</sup> **高次脳機能障害**：事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

<sup>6</sup> **ピア・カウンセリング**：カウンセリング技術を身につけた障害者が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談支援に当たり、問題解決のための助言を行うこと

## ②場や拠点に来られない人への支援

### ■現状と課題

身近に地域福祉の場・拠点があっても、来ることができない人・来たくない人もいます。そういう人に対しては訪問活動を行うなど、アウトリーチで寄り添う支援をすることが必要です。

重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは、高齢者・障害・子ども・子育て・生活困窮分野で取り組まれている他のアウトリーチと協働・役割分担をしつつ、特定の分野を持たず、すべての住民を対象としています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

支援が届いていない者・世帯を支援につなげていくためには、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集することが必要です。

アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、地域住民が集まる居場所等をまわるなど、日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが重要です。

また、コロナ禍における対応として、場や拠点での通常の活動の代替として、配食サービスやオンラインツール、電話による見守り等の取組が行われましたが、ニーズに応じて今後も継続することも必要です。

### ■県の主な取組・支援

市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修等を実施します。（再掲）	福祉政策課 地域包括ケア課
共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援します。（再掲）	福祉政策課
重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。（再掲）	地域包括ケア課

**COLUMN**

## コミュニティソーシャルワーカーによる地域づくり ～カギは「ネットワークづくり」～

平成25年度から川越市社会福祉協議会に配置されているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、「地域と福祉のなんでも相談員」として、日々地域に出て、地域住民、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の関係機関と「顔の見える関係」を築き、つながりを広げています。

### 1 助け合い活動

掃除や買い物代行など、日常の家事をご近所で行うものです。単に「助け合い」にとどまらず、世代間交流や広い意味での見守りにつながるなどの効果が生まれています。

CSWは立ち上げの手順等をまとめた「助け合い活動の手引き」を作成し、先行事例を紹介するなど、立ち上げを支援しています。

令和6年1月には、助け合い活動をしている団体どうしの交流を目的とした情報交換会を開催。お互いのノウハウを共有し、「横」のつながり＝ネットワークづくりに発展した催しとなりました。



「手引き」を手にするCSW

### 2 こども食堂・フードパントリー

こども食堂・フードパントリーも、助け合い活動とともに相談が多く寄せられています。

CSWは関係者と共に、運営方法等、理想の活動内容を考えます。また、助け合い活動同様、定期的に情報交換する機会を設けるなど、ネットワークづくりにも尽力しています。



子どもの居場所づくり活動者どうしの交流会

### 3 つながりを広げる

さらなるつながりを広げようと企画したのが「めぐり逢エールかわごえ」。地域づくりの取組を共有し、応援し合い、新たなつながりを生み出すための催しを令和6年1月に開催しました。

発表者からは「人と人とのつながりが実感できた」「刺激になる」、参加者からは「勉強になった」「様々な活動を知ることができた」といったことばが聞かれました。

このほか、助け合い活動の出前講座や、ボッチャ、モルック、eスポーツなどを通じた地域住民の集まるきっかけづくりなど、CSWは今後も地域のつながり、人と人とのつながりを積極的に支援していきます。



めぐり逢エールかわごえの様子

## 2-2 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充

住み慣れた自宅や地域でその人らしく暮らし続けられるよう、地域住民同士の助け合いや地域での見守り体制の拡充を図ります。

### ①地域から孤立しがちな高齢者や単独世帯の見守りや支援

#### ■現状と課題

市町村は、民生委員・児童委員の支援をはじめ、自治会・町内会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加しているなか、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくには、介護や医療のサービス提供のみならず、見守りや日常生活上のちょっとした困りごとへの対応などは欠かせません。

コロナ禍では、地域活動の自粛等で地域とのつながりも希薄になりましたが、地域での人と人とのつながりの中で、顔の見える関係性や気にかけ合う関係性が生まれるように、その土台となる住民等による地域活動やネットワークの充実は重要です。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

様々な事情により自ら SOS を発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっており、地域での住民同士の助け合い、地域での見守り体制を拡充することが必要です。

近隣住民による見守り、民生委員・児童委員による見守り、地域包括支援センターによる見守りなど、高齢者の身近な支援を連携させて、地域からの孤立を防ぐ必要があります。

さらに、悪質な手口の訪問販売等の特殊詐欺の被害も社会問題となっています。高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、消費生活分野と福祉分野が連携し、高齢者等の見守りやトラブルの解決を図る体制の充実が求められています。

#### ■県の主な取組・支援

県政出前講座を通じて、地域活動を始めるためのポイントやヒント等を発信します。	共助社会づくり課
高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。	消費生活課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

地域共生社会の実現に向けて、地域づくりの中核、プラットフォーム（連携・協働の場）としての役割を担う市町村社会福祉協議会を支援する、埼玉県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。（再掲）	社会福祉課
介護予防に係る住民主体の通いの場づくりの促進や多くの高齢者が参加できる取組事例の紹介などにより、市町村の取組を支援します。（再掲）	地域包括ケア課
生活支援体制を構築するため、生活支援コーディネーターへの助言や生活支援コーディネーターに対する研修・連絡会議等を開催します。	地域包括ケア課
県営住宅などを定期的に来訪する新聞販売店や保守点検業者などの民間事業者及び団地自治会などを登録し、普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社などへ通報してもらう「見守りサポーター」制度を促進します。	住宅課

## ②ネットワーク・地域の支え合いの取組の充実

### ■現状と課題

見守り体制として、全市町村に民生委員・児童委員、自治会・町内会、金融機関、電気・ガス会社、新聞販売など高齢者等と接する機会の多い関係者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」があり、支援が必要な高齢者等を早期に把握し、支援につなげています。

また、高齢者等のちょっとした困りごとを地域のボランティアがお手伝いし、その謝礼を地域振興に資する形で受け取る取組が行われています。

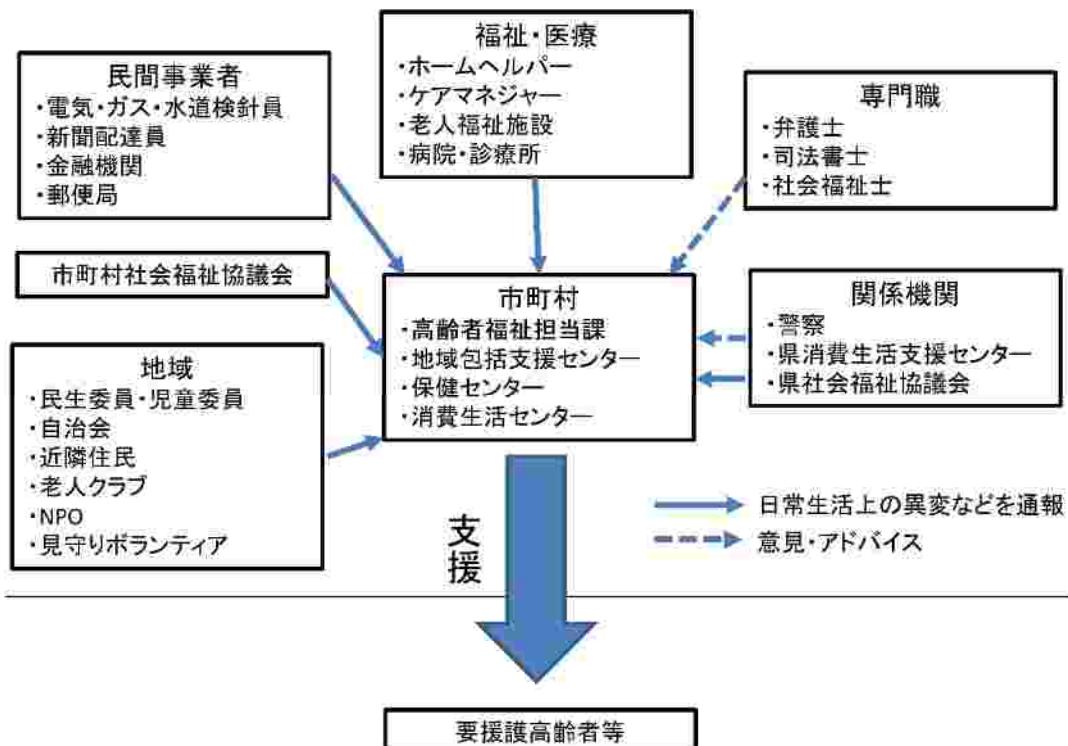
### ■市町村・地域での取組の方向性

「要援護高齢者等支援ネットワーク」の仕組みを引き続き充実させるとともに、企業や地域の商店などの協力も得て取り組む必要があります。好事例などを共有するのも、活動の励みになると考えられます。

多様な関係機関と連携して、高齢者等の日常生活の安心確保、元気な高齢者の介護予防、地域経済の活性化という、様々な効果のある事業を各地域で進めていくことが期待されます。

また、高齢者等の消費者被害を防止するため、消費者安全法に規定された、地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体、消費生活協力員等で構成される消費者安全確保地域協議会を設置し、消費生活上、特に配慮を要する消費者を見守る必要があります。

図37 要援護高齢者等支援ネットワークのイメージ



**■県の主な取組・支援**

高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。（再掲）	消費生活課
民生委員・児童委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催し、市町村等に先進事例や情報提供を行います。	地域包括ケア課

## 2-3 災害時に備えた支援の取組の充実

**地震や洪水などの災害時に備え、高齢者や障害者などへの円滑な避難支援が行えるよう取組を進めるとともに、災害弱者を支える地域防災力の強化を図ります。**

### ■背景

近年は、大規模な自然災害が全国的に頻発しており、本県においても令和元年（2019年）東日本台風（台風第19号）などの被害が発生しています。災害に対応できる地域づくりのためには、高齢者、障害者をはじめ、地域住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図るなど地域における「自助」「共助」の強化を促進する必要があります。

「共助」については、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者・障害者等を訪ねる活動を行うといった、取組が進んでいる地域もあります。

災害発生時は地域の見守り活動も脆弱に陥りやすいですが、福祉関係者や自治会・町内会と連携して見守りや支援活動を早期に実施することが望まれています。

■表 10 災害時の避難において支援や配慮を要する方と支援する関係者等

要配慮者	高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に自力で避難することが困難な者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。
避難支援等関係者	消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、福祉専門職、自主防災組織等

### ①避難行動要支援者への支援

### ■現状と課題

令和3年度の災害対策基本法の改正により、市町村は、高齢者、障害者などの災害時に自ら避難することが困難な人の命を守るため、避難行動要支援者の個別避難計画策定が努力義務となりました。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や福祉避難所の指定をはじめ、災害予防、災害応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策を準備し、要配慮者支援体制の整備が求められています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

平常時から避難行動要支援者の同意を得て、民生委員・児童委員等避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行う必要があります。市町村は名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働き掛ける必要があります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

なお、避難行動要支援者名簿を平常時から提供することに同意が得られなかった人についても、災害が発生している・発生するおそれがある場合で生命・身体を保護するために特に必要がある時には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供することができます。

市町村は発災時に、本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合には、名簿情報の提供を受けた者が情報を適正に管理するよう、名簿情報の廃棄・返却等の情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

外国人の支援についても、平常時から外国語による防災に関するパンフレットを作成するなど防災知識の普及に努め、防災訓練の参加の呼びかけやボランティアを確保するとともに、災害時においては外国語による災害情報の提供に努めることが必要です。

### ■県の主な取組・支援

避難所を運営するときに役立つ多言語による「避難所会話セット」を市町村に提供するとともに、県ホームページに掲載しています。また、災害時には「災害時多言語情報センター」を通じて、多言語での情報提供等の支援を行います。	国際課
社会福祉士や介護福祉士・保育士等の福祉専門職で構成する「災害派遣福祉チーム（DWAT）」を整備し、被災自治体から要請があった場合に避難所等に派遣し、要配慮者に対する相談や応急的な介助等の支援を行います。	社会福祉課
大規模災害が起きた際には、ボランティアの応援を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会が県災害ボランティア支援センターの設置・運営をするとともに、市町村の災害ボランティアセンター等を支援します。（再掲）	社会福祉課
避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成について、市町村を支援します。	高齢者福祉課
社会福祉施設の利用者の安全を確保するため、非常災害対策計画の作成や見直しを支援するとともに、災害時における社会福祉施設と地元自治会等との相互協力の体制整備を促進します。	高齢者福祉課 障害者支援課 こども安全課
近隣住民、民生委員・児童委員などが高齢者、障害者などを訪ねる活動や、自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。	危機管理課 社会福祉課 障害者福祉推進課

**②福祉避難所の整備****■現状と課題**

物資・機材・人材が整っている社会福祉施設などを福祉避難所（令和5年（2023年）4月1日現在：862か所）として指定し、実際に災害が発生した場合は、要配慮者を円滑に入所させ、必要なサービスを提供できる体制を整える必要があります。

**■市町村・地域での取組の方向性**

要配慮者が必要としている援助内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でのカードの掲示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を行う必要があります。

**■県の主な取組・支援**

市町村による災害時避難行動要支援者が参加する避難訓練や福祉避難所の開設・運営訓練などの実施を支援します。	災害対策課
防災情報を携帯電話などにメールやSNSを通して配信するサービスを行います。	災害対策課
福祉避難所の開設訓練の実施を市町村に対して働き掛けます。	障害者福祉推進課
災害時や緊急時などに、障害や難病のある方等が効果的な支援を受けられるよう、必要な支援内容が適切に伝わるヘルプカードの普及を図ります。	障害者福祉推進課

**③社会福祉施設の自助及び地域防災力の強化****■現状と課題**

多くの要配慮者がいる社会福祉施設等においては、災害発生時に入所者の安全を確保する必要がありますが、一般の地域住民の方が避難してくることも多く、福祉避難所としての対応が困難となる場合も想定されますので、日頃から施設内での情報共有や実施訓練が必要です。

**■市町村・地域での取組の方向性**

社会福祉施設においては、施設職員及び入所者に対し、各施設が策定した防災計画（非常災害対策計画）について共有するとともに、防災に関する普及・啓発を定期的に実施する必要があります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練や、特に福祉避難所として指定されている施設は、当該施設が、在宅の要配慮者などの受け入れを想定した開設訓練を実施することが有効です。

また、災害時に施設の建物が崩壊する場合も想定されます。入所者を他の施設に一時的に避難させ、他施設の職員が応援に入るなど、地域の施設間で相互に支援できるシステムを構築することが望まれます。

社会福祉施設の管理者は、平時から近隣の自治会・町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく必要があるほか、災害時のボランティア派遣要請等の手続が円滑にできるよう、市町村との調整を図っておく必要があります。

### ■県の主な取組・支援

民間の災害支援団体（NPO 法人・ボランティア団体など）ネットワークと協力し、社会福祉協議会と併せて 3 者の連携を図り、災害時に活動できる仕組みづくりを推進します。（再掲）	共助社会づくり課 危機管理課 社会福祉課
地域防災力の向上を図るため、企業等に対して地域防災サポート企業・事業所への登録及び活動を促進します。	危機管理課
被災者及び支援者に対して専門性の高い精神科医療の提供や精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を行います。	障害者福祉推進課 疾病対策課

### ④感染症への対応

### ■現状と課題

コロナ禍において、入所施設においてクラスターが発生し、介護職員にも広がった場合、介護職員の大幅な不足により、対応が難しくなることもありました。

県ではこうした場合に備え、応援職員の派遣や入所者の受入れ等に協力を得られる施設を種別ごとに相互応援施設として登録し、クラスター発生に備えた互助ネットワークを構築するなどの対応を講じました。

### ■市町村・地域での取組の方向性

福祉避難所を含む避難所を開設する場合には、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが重要です。

また避難所での生活は長引くにつれ、避難者にとって集団生活による負担や健康面でのリスクが高まります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

県では、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所の運営に関する指針を作成しています。避難所における感染症を含めた感染症対策として取りうる具体的な対応策をあらかじめ検討することが重要です。

入所施設において感染症が発生した場合には、感染拡大防止のため、感染対策の助言を受けられる体制を確保することが必要です。

なお、介護施設や障害者施設等の社会福祉施設の職員が感染または濃厚接触者となった場合、不足する職員の応援体制が十分でない恐れがあります。

体制が手薄となった施設へ、他施設から応援職員を派遣する互助ネットワークの仕組みを、関係団体と連携して構築する必要があります。

### ■県の主な取組・支援

大規模災害に備え、「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を作成し、社会福祉施設等の災害対策を支援します。また、策定状況を確認し、未策定の場合、指導等を行います。	社会福祉課 福祉監査課
社会福祉施設等の事業継続計画（BCP）策定を支援します。	社会福祉課 高齢者福祉課 障害者支援課 少子政策課 こども安全課
福祉避難所における感染症対策の立案や訓練の実施などについて、市町村を支援します。	障害者福祉推進課

## 2-4 安心して子育てできる地域づくり

地域全体で子供と子育て家庭を応援し、子育て家庭の孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる地域づくりを進めます。また、子育て中の親が孤立しないよう、地域で支える仕組みづくりとその充実を図ります。

### ■現状と課題

#### ①地域における子育て支援事業の推進

### ■現状と課題

本県では、一般世帯に占める三世代世帯の割合が平成12年（2000年）の8.3%から平成27年（2015年）には4.7%、令和2年（2020年）には3.4%と減少し、子育て中の夫婦は親からの援助を受けにくくなっています。地域での子育て支援が重要となります。

しかし、地域のつながりの希薄化、少子化による子供同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「子供が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっています。

そこで、子育て家庭が抱える様々な悩みにきめ細かく対応できる体制の整備が求められるとともに、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援が一層必要とされています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

地域全体で子供と子育て家庭を応援することで、子育て家庭の孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる地域づくりを進めていく必要があります。

市町村は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である「地域子育て支援拠点」や、子供が遊びを通して元気で情操豊かに成長することを目的とした施設である児童館・児童センターなどの整備・充実を引き続き進めることができます。

地域子育て支援拠点	584 か所	令和5年（2023年）4月1日現在
児童館・児童センター	141 か所	令和5年（2023年）5月1日現在

また、育児の援助を受けたい人と育児の応援をしたい人が、お互い会員となって一時的に子供を預かる会員組織であるファミリー・サポート・センターが、全市町村で展開され、子育て家庭を支援しており、引き続き会員を増やすなどの取組が必要です。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

市町村は、今後もこれらの拠点の整備や支援を進めるとともに、子育て支援施設、子育て支援団体、ボランティア、企業、学校など地域全体が連携し、「子育ち」や「親育ち」を支援していくことが求められます。

そのほか、乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための訪問事業などアウトリーチ支援を充実させ、家庭への支援を適切に実施していく必要があります。

### ■県の主な取組・支援

結婚を望む人への支援、不妊・不育症に悩む人への支援、ライフデザイン構築の支援、若年者の経済的自立の支援を行い、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行います。	少子政策課 健康長寿課 雇用労働課
子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備するとともに、質の充実を図ります。	少子政策課
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象とし、遊び及び生活の場として放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施する市町村の運営を支援します。	少子政策課
地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センターが各市町村に整備されるよう運営を支援します。	少子政策課
子育て家庭に寄り添って保護者を支えられる人材や、子供の健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。	少子政策課
地域のボランティア等による子育て中の親に寄り添った訪問支援活動等を広め、孤立感やストレスを感じている子育て家庭を支援します。	少子政策課
子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、全ての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置する市町村を支援します。	少子政策課 こども安全課 健康長寿課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライ特斯テイ）事業の推進を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。</p>	<p>こども安全課</p>
<p>食育を地域単位で展開するため、県民・関係団体・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・企業等と連携し自発的な取組を支援します。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、養育支援が必要な家庭に支援を行う市町村を支援します。</p>	<p>健康長寿課</p>
<p>学校の教育活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域住民・保護者がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子供の健全育成を図ります。</p>	<p>生涯学習推進課</p>
<p>教育に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に関する取組を推進します。</p>	<p>生涯学習推進課</p>

### ② 子どもの居場所づくりの充実

#### ■現状と課題

コロナ禍において、子供の貧困に対する社会的関心がより高まり、NPO法人やボランティア団体等が子供に対して食事や学習、遊びの場などを提供する「子どもの居場所づくり」の取組が広がりを見せています。

令和5年4月に発足したこども家庭庁では、「全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していくようにすることが重要である」として、子どもの居場所づくりを推進しています。

子供を取り巻く環境は様々であり、主に、対象者を限定せず、全ての子供を対象とする居場所と特定のニーズを持つ子供を主な対象とする居場所がありますが、こども食堂など両者が混在している居場所もあり、それぞれのニーズに応じた居場所づくりの推進が重要です。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

様々な困難を抱えた子どもたちを支援するには、子どもの状況を丁寧に聞き取り、専門的な知見等をもった対応の必要性も高まっています。

県では、居場所づくりの実践者や広報、衛生管理等の専門家を「子どもの居場所づくりアドバイザー」として各地域に派遣し、立ち上げや運営、地域とのネットワークづくり、支援機関との連携などのノウハウを提供するほか、子どもに様々な体験の機会を提供するために学習支援員や体験活動講師を派遣しています。

埼玉県社会福祉協議会では、企業等の団体や個人からの寄附金を財源とした「子ども食堂・未来応援基金（令和元年5月設置）」を活用し、子どもの居場所づくりや困難を抱える子どもたちを支援する団体への助成を行っています。

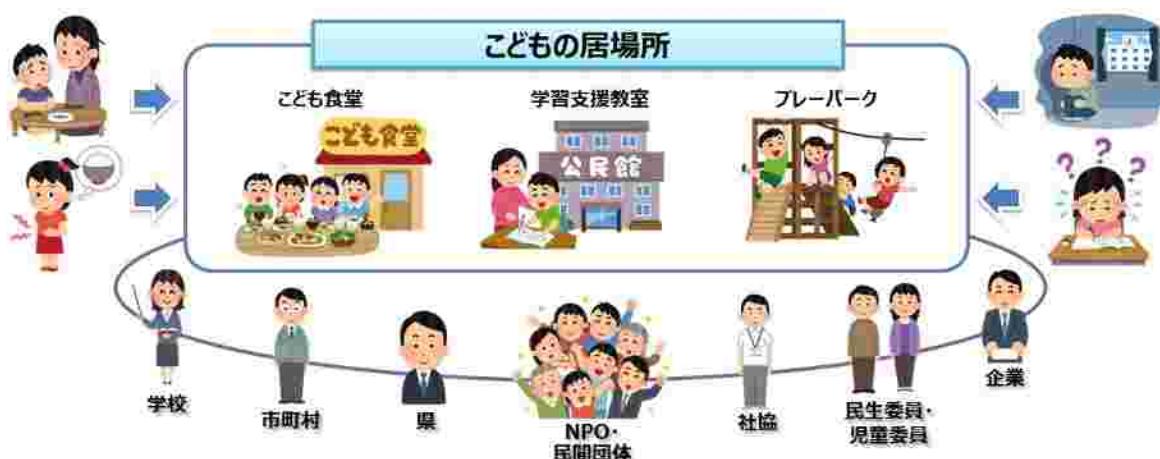
### ■市町村・地域での取組の方向性

あらゆる子どもにとって、身近な地域に、家でも学校でもない安心して過ごせる第3の居場所があることが重要であり、将来の夢や目標を持つなど、自己肯定感や自己有用感を高めることができる居場所づくりが期待されます。

また、子どもの居場所は、地域住民が児童虐待などの子供の困りごとに気づける場でもあり、行政の専門機関と連携することで、早期発見・早期対応につながります。

困難を抱えた子どもたちを支援するには、地域住民をはじめ地域の多様な主体が連携・協力して「地域全体で子供を育てる」という認識を持つことが重要であり、地域住民が子どもの居場所づくりに携わることで、「地域交流の場」となることも期待されます。

図38 地域全体で子供を育てるイメージ図



### ■県の主な取組・支援

NPO活動をさらに展開するため、NPOがSDGsの視点をもって地域課題を解決する取組や自立性を高める取組を支援します。（再掲）

共助社会づくり課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行う NPO やボランティア団体等を支援します。 (再掲)</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>こども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所づくりに取り組む団体と、こうした団体を支援する企業などがネットワークを構築できるよう支援します。 (再掲)</p>	<p>少子政策課</p>
<p>埼玉県社会福祉協議会に設置される埼玉県ボランティア・市民活動センターへの支援や、市町村社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア体験プログラム事業への支援を通じて、各地域のボランティア活動などの促進を図ります。 (再掲)</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>こども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所の立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。 (再掲)</p>	<p>少子政策課</p>
<p>子どもの居場所づくりに携わる人や関心を持つ人を対象に、課題の解決やスキルアップにつながる研修等を実施することで、人材の育成を行います。</p>	<p>少子政策課</p>
<p>県営住宅の集会所を活用し、県営住宅の入居者や地域の子供を対象に、NPO 等による学習支援、食事提供、遊びの場提供などを実施します。</p>	<p>住宅課</p>

**COLUMN**

## 子どもが共に生き、遊び、学ぶ ローカル・コモンズ（地域の共有財）としての居場所づくり

**1 活動内容**

さいたまユースサポートネットは、2011年の設立以来、さいたま市を中心に行政・教育機関、市民団体、地域住民、地元の企業、研究者と協力し、家庭や学校でもない、地域の第三の居場所として格差と貧困の中で生きざるをえない1万人を超える子どもや若者たちを支えてきました。

学校や家庭に居場所がない、貧困、虐待、ひきこもり等の経験のある子ども・若者たちが社会につながる居場所づくりや自分の人生をデザインする力をつけ、さらに働く力を持つ自立・就労支援活動に取り組んでいます。

**2 居場所づくりの工夫**

さいたまユースサポートネットの居場所では、生きる力を育てる学びや演劇・音楽などの芸術やスポーツ、季節ならではの文化体験プログラム等を取り入れています。

地域の子どもたちが、平等に大人に支えられ、多様な体験を積み重ねることで、子ども自身が主体となって地域をつくり、社会で生きていくための力をつけていくことができるよう活動内容も工夫しています。



ハロウィン行事の様子

**3 困難を抱える子どもたちを支援する取組**

子どもや若者たちが抱える困難は、困窮、不登校（長欠）、虐待、ネグレクト、ひとり親など幅広く、また、本人の障がいや疾患など複合的かつ重層的であることが明らかになっています。応援する子ども・若者たちの背景を貧困や障がいなどに限定せず、まず、地域の子どもたちが誰でも参加できる居場所づくりから始め、その中で特に支援が必要な子どもや若者、家族を支えるようにしています。

また、子どもたちの困難を聞き取るには、言葉のやりとりだけでは足りません。専門的な知識・経験を持つスタッフが、子どもたち一人ひとりと丁寧にコミュニケーションする一方、必要に応じて学校やスクールソーシャルワーカー、児童相談所等の行政機関、教育機関と連携することで、それぞれの困難に対応しています。

**4 ローカル・コモンズ（地域の共有財）形成による子ども支援を目指して**

さいたまユースサポートネットでは、地域で活躍する人材を地域で育成し、人的・財政的基盤を安定させるためには、地域の社会資源を集結するプラットフォームの形成を目指す行政や教育、各分野の専門家や地域住民の方々とのネットワークづくりが欠かせません。

地域のステークホルダーが結集し、地域課題を話し合い、一緒に地域を作っていく運営協議会やふれあいフェア（区民祭り）等の地域行事への参加を通じて、誰一人取り残さず、すべての子どもたちを地域の力で育てようというローカル・コモンズ（地域の共有財）の形成を目指しながら、これからも地域を拠点に活動を展開していきます。

### 2-5 子供の貧困に対する取組の強化

貧困状態にある子供を支援するために、学習支援やフードバンクなど民間主導の取組との連携、ひとり親家庭への支援を進めます。

#### ■背景

相対的貧困状態にある子供の割合は11.5%（9人に1人）となっており、依然厳しい状況にあるといえます。

世帯収入と子供の学力の間にも相関関係があり、生まれ育った家庭の経済状況が子供の進学や就職などに影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながることが懸念されます。

#### ①生活困窮者世帯等に対する学習支援などの推進

#### ■現状と課題

子供の貧困に関する本県の取組は早く、「貧困の連鎖」解消を目的として、平成22年度（2010年度）から全国に先駆けて生活保護世帯の中学生を対象に学習支援事業を開始しました。平成25年度（2013年度）から始まった、高校生の中退防止のための学習支援にも取り組んでいます。

学習支援事業は、生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、平成27年度（2015年度）から生活困窮世帯の子供も対象となりました。

令和4年度に学習支援事業に参加した生活保護世帯の中学生の高校進学率は99.5%で、県内の中学3年生の高校進学率99.0%と同水準となり、また、学習支援事業に参加した高校生の高校中退率は1.9%となるなど、高い成果を上げています。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

市町村は、学習支援を必要とする生活保護世帯、生活困窮世帯の子供の参加を広げるための取組を行うことが必要です。例えば学校や子育て支援課などと連携して子供の参加を促す取組などは効果的と考えられます。

学習支援員による家庭訪問や学校のICT化に対応して、タブレット等を活用した学習支援を行うことで、利用率向上を図ることも有効です。

また、小学生を対象とした「ジュニア・アスポート事業」は、生活支援や体験活動などを通じて子供たちの生きる力を育み、早期の非認知能力の向上に資することから、貧困の連鎖解消に有効な取組であり、今後、県内全域での実施が望まれます。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

学習支援や体験活動などの取組を進めるに当たっては、こども食堂、企業、農家等、様々な地域の団体と連携するなど、地域全体で支援していく仕組みづくりが重要です。

### ■県の主な取組・支援

生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、学習・生活支援事業の実施により、将来の自立に向けて高校進学・高校中退防止を支援します。	社会福祉課
小学校3年生以上の学習・生活支援、体験活動、健康支援を行う「ジュニア・アスポート事業」を実施します。	社会福祉課
生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした自立支援の取組を推進します。	社会福祉課
家計が厳しくても進学意欲や能力のある高校生に対して、国の奨学金制度など、進学を経済的に支援する制度について情報提供を行います。	財務課
進級や卒業に不安や悩みを抱える高校生と保護者、中途退学をした方を対象に「高校生活に関する相談会」を開催し、中途退学の防止と中途退学後の就労等自立に向けた相談支援に取り組みます。	生徒指導課
家庭の経済的事情から学校以外での体験活動を十分に行うことができない児童生徒に対し、体験活動の機会を提供し、児童生徒の人格形成に寄与します。	青少年課 生涯学習推進課

### ②こども食堂やフードバンクに取り組んでいるNPO・ボランティア団体、企業等

#### との連携の強化

### ■現状と課題

コロナ禍においては、困窮するひとり親家庭をはじめとした、要支援世帯の子供等を対象に、NPOやボランティア、企業等が連携して、こども食堂、子ども宅食、フードパントリー、フードバンク支援が活発に行われました。

市町村や市町村社会福祉協議会が、こども食堂の運営などに取り組んでいる、あるいは今後取り組みを希望する団体・個人をバックアップしていくことが必要です。

### ■市町村・地域での取組の方向性

## 第4章 施策の体系と施策の展開

市町村社会福祉協議会やNPO等の好事例を紹介し、団体間のネットワーク化を図るとともに、子供の支援に関わる団体が連携して自発的に「子供の貧困」対策に取り組めるよう支援します。

県では、社会全体で「子供の貧困」対策を推進していく機運を醸成するため、社会貢献活動等に取り組む団体や個人のネットワーク「こども応援ネットワーク埼玉」を活用して県民の社会貢献活動の推進を図るとともに、専用のポータルサイトにより、会員間のマッチングや取組の情報発信を行っています。市町村単位で、こうしたネットワークを構築することも望まれます。

### ■県の主な取組・支援

共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援します。（再掲）	福祉政策課
埼玉県社会福祉協議会に設置される埼玉県ボランティア・市民活動センターへの支援や、市町村社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア体験プログラム事業への支援を通じて、各地域のボランティア活動などの促進を図ります。（再掲）	社会福祉課
こども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所づくりに取り組む団体と、こうした団体を支援する企業などがネットワークを構築できるよう支援します。（再掲）	少子政策課
こども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所づくりの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。（再掲）	少子政策課
こども食堂や学習支援の場などの子どもの居場所づくりの支援に関し、居場所づくりに取り組む団体とそれらを支援したいと考える方とのマッチングをすることで、継続的な支援体制を構築します。（再掲）	少子政策課
県営住宅の集会所を活用し、県営住宅の入居者や地域の子供を対象に、NPO等による学習支援、食事提供、遊びの場提供などを実施します。（再掲）	住宅課

### ③ひとり親など経済的に厳しい家庭に対する支援の強化

#### ■現状と課題

令和4年度国民生活基礎調査によると、全国の母子世帯の平均年間所得は、児童のいる世帯と比較して4割程度となっています。

また、ひとり親など経済的困難を抱えている家庭には必要な情報が届きにくい実態があります。資格取得セミナーや就業相談会の開催、給付金の情報など必要な情報を適切に提供することが求められます。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

地域での自立した生活に向けて、相談支援や就労支援の充実、子供の学習支援の推進などきめ細かい支援が必要です。

子育ての不安や生活の悩みを抱えながら、地域で孤立しがちであるひとり親家庭が、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、当事者団体による家庭訪問や相談支援を通じて、学習・生活支援事業やこども食堂、フードパントリーなどの地域活動とつながることで、ひとり親家庭の見守り体制をつくることが重要です。

#### ■県の主な取組・支援

県の福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）に専門の職員を配置し、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。また、ひとり親家庭の父母の就業に向けた資格の取得や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。	少子政策課
養育費の取り決めの重要性や法制度を理解してもらうため、普及啓発に努めます。また、養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。	少子政策課
児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付などにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。	少子政策課
「こども応援ネットワーク埼玉」のポータルサイトやSNS等を通じて、フードパントリーや子どもの居場所づくり等についての情報を発信します。	少子政策課
各市町村において、子供の貧困状況を調査・把握し、効果的な施策が展開できるよう働き掛けます。	少子政策課

## 2-6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

認知症の人がより安心して生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で良い環境のもと、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現、認知症であってもなくても共に生きる社会の実現を図る必要があります

### ①普及啓発・本人発信支援・予防

#### ■現状と課題

県内の認知症の人の数は、平成24年（2012年）は約22万5千人でしたが、令和7年（2025年）には40万人に達すると見込まれています。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族が認知症になることを含め、多くの人ににとって身近なものとなっています。認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する理解をさらに広め、認知症予防に資する可能性のある活動を推進することが必要とされています。

認知症に対する正しい知識と理解を持ち地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成講座受講者数は、令和4年度末に累計で約60万人となっています。

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、認知症基本法という。）が施行され、認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力のある社会（共生社会）の実現が求められています。

本県では、認知症基本法等に基づき、国の動向や近年の認知症に関わる課題も踏まえた上で、新たな「埼玉県認知症施策推進計画」を策定しました。令和6年度から令和8年度（2024年度～2026年度）までの3年間を計画期間としており、市町村や県民と連携して認知症施策の推進に取り組んでいくこととしています。

また、県では、認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」を任命し、認知症本人の発信支援を行っています。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力のある社会（共生社会）の実現が求められています。

認知症に対する正しい県民の理解を促進するため認知症サポーターや、養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成を引き続き進めるとともに、関係職域や小学校、中学校、高校などにおける養成講座をさらに拡充する必要があります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

また、認知症の本人から発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組むことも重要です。

例えば、認知症の人本人同士が、自身の希望や必要としていること等を語り合う「本人ミーティング」の取組を行い、思いを共有できるピアサポートによる支援など、認知症の人本人による相談活動も必要です。

認知症はいまだ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていませんが、そのことを踏まえた上で、認知症予防に資する可能性のある活動を推進することが求められます。

高齢者が身近に通うことができる「通いの場」を拡充するとともに、予防に関連する情報の収集や提供に努め、また、市町村ごとに作成している「認知症ケアパス<sup>7</sup>」の積極的な活用を支援し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わる取組も求められます。

### ■県の主な取組・支援

認知症サポートやキャラバン・メイトの養成を推進するとともに、小学校・中学校・高校などにおける養成講座をさらに拡充します。	地域包括ケア課
認知症の日及び認知症月間などの機会を捉えた普及啓発を推進します。	地域包括ケア課
認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」を任命し、活動を支援します。	地域包括ケア課
「本人ミーティング」などのピアサポート活動を推進します。	地域包括ケア課
高齢者が身近に通うことができる「通いの場」における認知症の予防に資する可能性のある活動を支援します。	地域包括ケア課
県立図書館の館内に「認知症情報コーナー」を設置し、認知症に関する資料等を提供するとともに、関連する資料展・講演会などを実施します。	生涯学習推進課

<sup>7</sup> 認知症ケアパス：「認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか」を認知症の人とその家族に提示することを目的とし、各市町村で作成が進められているもの。

**②身近で充実した医療・介護・生活支援の提供・家族支援****■現状と課題**

認知症に関する医療・ケア・介護サービスをさらに充実させるとともに、ケアラーを支援することが必要とされています。

若年性認知症の人の数は、約2,200人と推計されています。若年性認知症の推定発症年齢の平均は約54歳とされており、いわゆる働き盛りであったり子育て中であったりする場合もあります。このため、若年性認知症については、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ多角的に支援することが必要とされています。

県では、既に若年性認知症支援コーディネーターを配置し、就労継続支援についても取組を進めるなど支援を推進しています。

また、事故や疾病などに起因する高次脳機能障害は、認知症と似た症状を見せることがあります。そのため、相談体制の充実や本人の希望に応じた支援を行うには、関係機関との連携も重要です。

**■市町村・地域での取組の方向性**

認知症の早期発見・早期診断・早期治療の徹底と、身近で充実した認知症医療の体制整備を進めることができます。市町村が実施する検診の受診を進めることも重要です。

地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症カフェ」を活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人や家族の相談対応等を行っている認知症地域支援推進員の活動を推進する必要があります。

また、認知症の人や家族が参加する交流会（つどい）が身近で開催されるよう、家族の会等と連携して家族支援に取組むことも必要です。

さらに、複数の専門職により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの活動の強化が求められます。

若年性認知症の人については、働き盛りの世代である場合もあり、すぐに退職に至らないよう、就労継続のための支援や再就職のための支援が求められます。

若年性認知症の人本人の交流の場である若年性認知症のカフェの増設を図るなど、若年性認知症の人が活動できる環境づくりが必要です。

**■県の主な取組・支援**

認知症地域支援推進員の認知症施策推進の力量向上のための研修を実施します。	地域包括ケア課
--------------------------------------	---------

## 第4章 施策の体系と施策の展開

認知症初期集中支援チームの向上を図るための研修等を実施します。	地域包括ケア課
認知症サポート医を養成し、地域における認知症の早期発見・早期対応を充実します。	地域包括ケア課
かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師及び看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。	地域包括ケア課 他関係課
認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。	地域包括ケア課
市町村における認知症カフェの活用、電話相談、本人・家族交流等を推進します。	地域包括ケア課
若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターによる支援などを推進します。	地域包括ケア課
若年性認知症の人の就労継続等支援を行います。	地域包括ケア課
若年性認知症カフェの増設など若年性認知症の人の活動の場の拡大等を図ります。	地域包括ケア課
高次脳機能障害とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピア・カウンセリングなどを実施します。（再掲）	障害者福祉推進課
高次脳機能障害者への訓練・支援、地域での支援体制を整備する目的で、就労定着支援や就労系事業所への訪問支援事業等を実施します。（再掲）	障害者福祉推進課
認知症疾患医療センターの運営を強化し、県民が早期に認知症に対する相談・診断・治療を受けられる体制の推進を図ります。	疾病対策課

### ③認知症バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保

#### ■現状と課題

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組が必要とされています。

## ■市町村・地域での取組の方向性

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった際に、早期発見・保護ができるよう、ネットワークづくりが必要です。

そのため「チームオレンジ」（認知症の人本人・家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援をつなぐ仕組み）を各市町村で整備することが求められます。

## ■県の主な取組・支援

「チームオレンジ」（認知症の人本人・家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援をつなぐ仕組み）が各市町村で整備されるよう支援します。（再掲）	地域包括ケア課
認知症の人が安全に外出できるよう、徘徊 SOS ネットワークの活用や地域での訓練の実施など地域での見守り体制の構築を支援します。	地域包括ケア課
市町村における、民生委員・児童委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。	地域包括ケア課

**柱3 担い手づくり～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～****課題**

少子高齢化を背景に、地域による支え合い・見守りを必要とする人は今後増大することが見込まれます。

そのため、福祉学習や活躍の場を充実し、専門職から住民一人ひとりまで、主体的に地域福祉を支える担い手を育成する取組が必要です。

**方向性**

増大する福祉ニーズに対応する介護、保育等サービス人材の確保に取り組むほか、NPO・ボランティア団体等の育成・支援を進めるとともに、地域福祉を担う住民の多様な地域活動を推進することで、担い手づくりを進めます。

**3-1 民生委員・児童委員の活動への支援**

**民生委員・児童委員の活動支援を行うとともに、地域住民の理解を促すことで、民生委員の担い手不足の解消を図ります。**

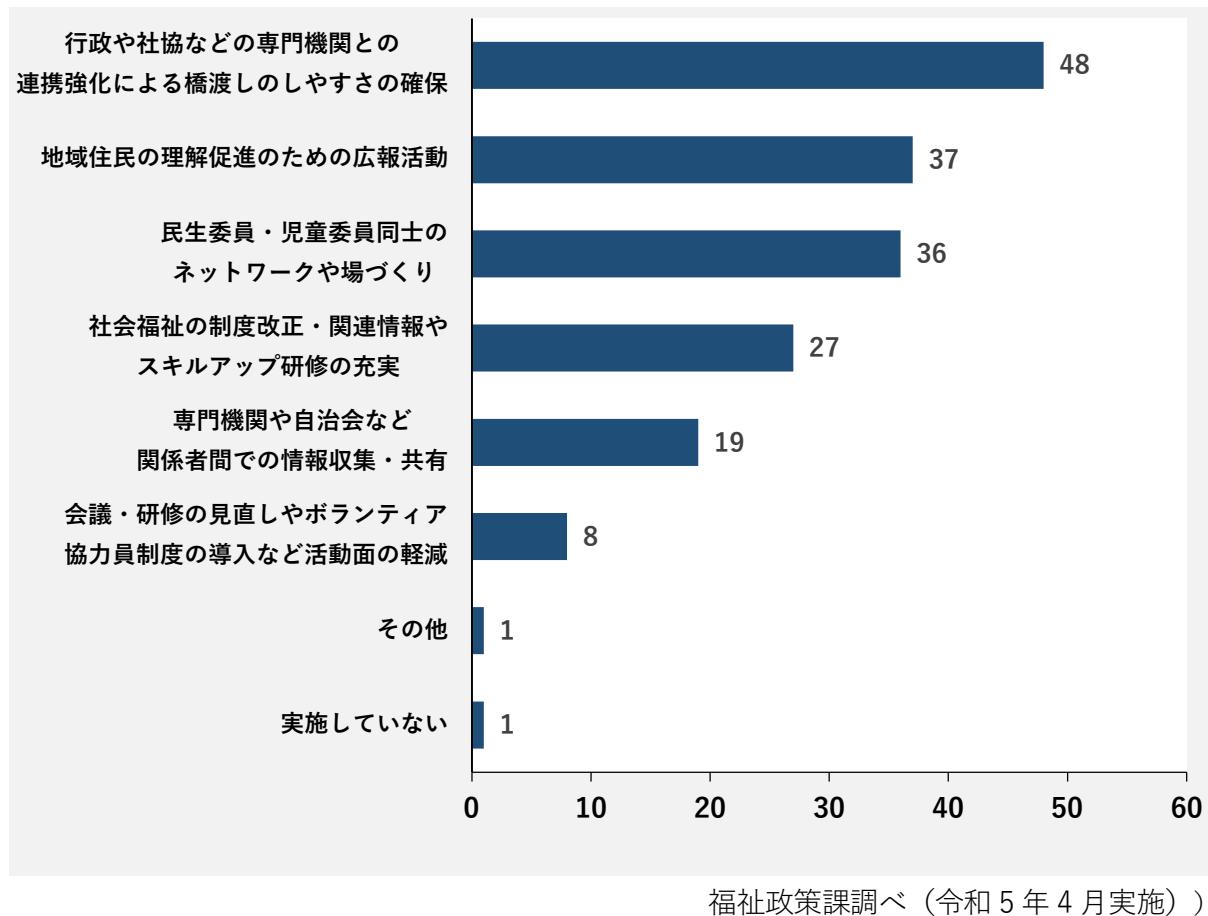
**①民生委員・児童委員の活動支援****■現状と課題**

民生委員・児童委員は、地域住民から生活相談を受け助言を行うとともに、日常的な見守りや関係機関への橋渡しや災害時の活動など、地域福祉の推進のために様々な活動を行うボランティアです。

市町村では、民生委員・児童委員の活動への支援として、「行政や社協などの専門機関との連携強化による橋渡しのしやすさの確保」（48市町村で実施）、「地域住民の理解促進のための広報活動」（37市町村で実施）、「社会福祉の制度改革・関連情報やスキルアップ研修の充実」（27市町村で実施）などに取り組んでおり、引き続き実施していく必要があります。（図39参照）

## 第4章 施策の体系と施策の展開

図39 民生委員・児童委員への活動支援 (n=63 市町村、複数回答)



福祉政策課調べ（令和5年4月実施）

### ■市町村・地域での取組の方向性

市町村は市町村社会福祉協議会と連携して、地域で孤立しがちな人の把握や見守りに大きな役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、専門・関係機関との連携強化による橋渡しのしやすさなど活動環境の整備が重要です。

また、活動内容の変化や活動量の増加に対応するため、幅広い知識や相談対応のスキルアップを目的として、経験や役職等に応じた効果的な研修の実施等が求められます。

民生委員・児童委員の活動の支援策として、福祉委員<sup>8</sup>の設置や協力員制度があり、民生委員・児童委員とともに見守り活動などをチームで行うこともあります。

これらの導入に当たっては、地域の関係者との情報共有のルールを明確にすることが求められます。

福祉委員の活動の周知や理解については、埼玉県社会福祉協議会で発行している「福祉委員活動アシストブック」も活用できます。

<sup>8</sup> 福祉委員：地域の高齢者や障害者など支援が必要な人を発見したときに民生委員・児童委員に連絡し、専門機関や福祉サービスにつないだり、必要な見守り活動等を行う地域のボランティア。市町村によって名称が異なる。市町村社会福祉協議会が委嘱する場合が多い。

## ②活動に関する地域住民への理解の拡充

### ■現状と課題

人と人のつながりが希薄化し、社会的に孤立する人々が増え、経済的困窮やひきこもり、認知症高齢者や家族への支援など複合的な課題を抱えた方が増加している中、民生委員・児童委員は地域福祉の推進に必要不可欠な存在です。

しかし、担い手は60代が最も多く、就労している委員も多いのが現状で、担い手の確保が課題となっています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

社会的孤立問題や災害時支援など、民生委員・児童委員には変遷する福祉ニーズに対応した活動が求められており、日頃から地域住民や専門・関係機関との協力が必要となります。

地域住民等に対し、役割と活動内容を正確に伝えるとともに、活動の充実感、やりがいなどを積極的に広報することが、民生委員・児童委員の活動のしやすさにもつながります。

また、民生委員・児童委員の役割や活動について地域住民等の理解を深めていくことは、民生委員・児童委員制度の持続・発展のためにも重要です。

### 県の主な取組・支援

民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、民生委員・児童委員協議会の活動を支援します	社会福祉課
埼玉県社会福祉総合センターで運営する福祉研修センターにおいて、委員活動の目的や役割、関係機関との協力、個人情報保護などを内容とした「民生委員・児童委員研修」を実施します。	社会福祉課
民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、活動経費を支援します。	社会福祉課
近隣住民、民生委員などが高齢者、障害者などを訪ねる活動や、自主防災組織が有効に活動できる環境の整備など、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備を推進します。（再掲）	危機管理課 社会福祉課 障害者福祉推進課
民生委員・児童委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催し、市町村等に先進事例や情報提供を行います。（再掲）	地域包括ケア課

### 3-2 介護、保育等サービス人材の確保等

介護職員や保育士など福祉サービス人材の確保と定着、質の向上に向けた取組を推進します。

#### ①人材確保・定着促進及び質の向上

##### ■現状と課題

県内の介護職員数は平成25年度から令和3年度にかけて約7.1万人から約9.9万人に増加しています。離職率は低下傾向にありますが、全国と比較するとやや高い状況が続いているです。

今後の急速な高齢化に伴う介護ニーズに対応するためにも、介護人材の確保・定着を継続して図っていく必要があります。

県では、介護の魅力PR隊による大学・高校などへの訪問活動や、誰もが見ることができる動画配信による魅力発信などを実施し、介護の仕事の魅力をPRしています。

障害分野の人材については、専門性の高さや業務の困難さなどから、その人材確保及び定着が難しい状況にあります。

県では、障害者施設におけるICTやロボットの導入を支援して、職員の介護負担や業務負担の軽減を図るとともに、障害者施設新入職員交流会を開催するなど対策を講じています。

また、保育人材についても、本県では待機児童対策として保育サービス受入枠の拡大をしており（令和5年度（2023年度）：2,500人分の予定）、保育士の確保が喫緊の課題となっています。放課後児童クラブについても受入枠の確保を図っており、放課後児童支援員等について人材の確保を図る必要があります。

##### ■市町村・地域での取組の方向性

介護・保育等の人材の確保が厳しい状況の中、多様な人材を確保するためには、広域的な取組とともに、地域で介護職員や保育士等を確保するという考え方も重要な要素となっており、市町村など生活圏域ごとにきめ細かな就労支援を実施することが求められます。

定着についても、例えば市町村が主体となって職能団体等と連携し、地域内の介護サービス事業所や保育所等の職員に対し、定期的な研修会や交流会を開催することなどの取組も有益であると考えられます。

介護職員や保育士等の業務は責任の重いものであり、また大変多忙です。専門職が本来業務に集中できるような環境を整備して業務負担を軽減することは、定着促進と介護・保育の質の向上につながります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

このため、子育て中の方など、週に数回や短時間であれば働けるなどライフスタイルに合わせた働き方を希望する人、また副業を探している人などを専門職の補助業務をする職員として確保することも、多様な人材の確保という面において重要なっています。

また、業務負担を軽減し、介護職等で多い転倒、腰痛等の労災を未然に防ぐため、介護ロボットの活用やICT化などを進めて、介護現場の負担軽減や介護サービスの質の向上に取り組む必要があります。

### ■県の主な取組・支援

福祉人材センターによる人材登録や紹介、研修を充実させるなど、人材の確保を図ります。	社会福祉課
介護未経験者等への研修及びマッチングによる就職支援や介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金の貸付などにより、介護人材確保に取り組みます。	社会福祉課 高齢者福祉課
介護需要の一層の高まりに対応するため、介護事業所への就労支援や定着支援、介護の魅力のPRなどを行いながら、介護人材の確保・定着・イメージアップに取り組みます。	高齢者福祉課
市町村が介護に関する入門的研修から介護事業所とのマッチングについて一体的に実施する事業に対して補助します。	高齢者福祉課
国のシステムを活用して就職に役立つ情報を提供し、離職した介護職員の復職支援を実施します。	高齢者福祉課
介護ロボットの導入費補助、介護職員の資格取得支援、新任介護職員を対象とする研修・交流イベントの実施などにより、介護人材の定着に取り組みます。	高齢者福祉課
介護の魅力PR隊による効果的なPRや勤続10年、20年の職員を表彰する永年勤続表彰などにより、介護のイメージアップを図ります。	高齢者福祉課
他職種との給与格差を解消するため、介護職員の処遇改善について、引き継ぎ国に対し強く要望していきます。	高齢者福祉課
多様化する介護ニーズに対応するため、介護人材の専門性向上を支援します。	高齢者福祉課
オンライン化の推進や受講費用の負担軽減など、介護支援専門員法定研修を受講しやすい環境を整備します。	高齢者福祉課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>障害者の特性に応じた、専門性の高い知識と技術の習得を目的とする研修を実施し、障害者への質の高いサービスの提供を行える人材を確保します。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>障害者施設への介護ロボット、ICT機器の導入補助や障害者施設等新入職員交流会の実施などにより、障害分野の人材の定着に取り組みます。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>保育士を確保するため、就職フェアの開催や保育士・保育所支援センターにおける就職あっせんなどに取り組みます。</p>	<p>少子政策課</p>
<p>保育士試験合格者や保育士養成施設の卒業生に対して、県内の保育所等への就職を支援します。</p>	<p>少子政策課</p>
<p>潜在保育士が再就職する際の就職準備金や保育士養成施設の学生に対する修学資金などの貸付を実施します。また、潜在保育士名簿への登録制度を活用し、復職支援プログラムを実施します。</p>	<p>少子政策課</p>
<p>保育士の専門性を高めるための研修や多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施します。</p>	<p>少子政策課</p>
<p>保育士の負担を軽減するため、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の配置に必要な費用を助成します。</p>	<p>少子政策課</p>
<p>他職種との給与格差を解消するため、保育士の処遇改善について、引き続き国に対し強く要望していきます。</p>	<p>少子政策課</p>
<p>放課後児童支援員等について適切な人材の確保を図るため、国の制度・施策を活用した処遇改善を進めます。</p>	<p>少子政策課</p>
<p>高等技術専門校や民間教育訓練機関を活用した職業訓練により、介護人材を育成します。</p>	<p>産業人材育成課</p>

**②外国人材の受入れ・定着促進（介護分野）****■現状と課題**

EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れや在留資格「介護」、技能実習制度、特定技能など、外国人介護人材の受入れのための法整備がされています。

県では、埼玉県外国人介護職員応援宣言を発出し、日本でキャリアアップを望む外国人介護職員に埼玉県内の介護施設等で長く働いてもらえるよう、介護施設等の人材育成や受入体制の確保を支援しています。

**■市町村・地域での取組の方向性**

多様な人材確保のため、福祉施設での外国人労働者の受入れ体制づくりを支援する必要があります。

地域の介護施設等において、円滑に就労・定着できるよう、受入支援や国や県の支援事業の活用について情報提供等を行うことが望まれます。

**■県の主な取組・支援**

日本で長く働くことを望む外国人介護職員（留学生、技能実習生及び1号特定技能外国人）のキャリアアップ支援に取り組む介護施設等が、外国人介護職員の資格取得やコミュニケーション促進に係る費用、地域生活費を負担した場合にその経費の一部を補助します。

高齢者福祉課

### 3-3 NPO・ボランティア団体への支援

**共助の担い手を増やし、地域福祉活動の活性化を支援します。**

#### ①NPO・団体同士のつながり・交流の拡充

##### ■現状と課題

地域とのつながりが薄い高齢者の増加や、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。地域での課題を解決するための力を育み、地域の活力を維持していくためには、NPO・ボランティア団体など（3-3においては「NPO・団体」とする。）多様な主体による共助の取組を進めていく必要があります。

地域福祉活動の活性化を支援していく際は、NPO・団体の地域福祉の担い手の組織状況や活動状況は様々であることから、NPO・団体や地域の実情に応じた支援策が必要となります。

##### ■市町村・地域での取組の方向性

NPO・団体同士のつながりや交流などが連携して、新たな活動が生まれるきっかけとなることがあります。市町村及び市町村社会福祉協議会が、こうした交流の場を設けるといった取組が重要となってきます。

複雑化、複合化した問題に対して、1つの団体で対応できる分野や活動量には限界があり、NPO・団体の連携によって支援内容の充実が期待されます。

また、社会福祉関連施設や企業等にも協力を要請し、新たな連携の場を開拓することも望まれます。

##### ■県の主な取組・支援

埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォームを活用して、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指します。	計画調整課
NPO の運営に必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「埼玉県 NPO 情報ステーション」を運営します。	共助社会づくり課
「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックにより、共助の取組を発信します。	共助社会づくり課
孤独・孤立対策を推進するため、地域で支援を行う NPO 等を会員とする孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを運営し、研修を実施するなど、活動を支援します。（再掲）	福祉政策課

埼玉県社会福祉協議会に設置される埼玉県ボランティア・市民活動センターへの支援や、市町村社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア体験プログラム事業への支援を通じて、各地域のボランティア活動などの促進を図ります。（再掲）

社会福祉課

## ②広報活動への協力、活動に対する相談支援

### ■現状と課題

市町村及び市町村社会福祉協議会は、NPO・団体に財政支援、広報の協力、事業運営・活動に対する相談支援など様々な支援を実施しており、引き続き支援を行っていく必要があります。

NPO・団体でキャッチした支援者を行政サービスにつなぐこともあります、日頃から地域資源の把握や連携を進めることも必要です。

### ■市町村・地域での取組の方向性

フードパントリーや学習支援の活動においては、その支援を必要とする対象者に広報・周知することが重要であり、対象者の情報を持っている市町村と連携することで、その活動がより効果的に広がることがあります。

また、NPO・団体の中には、活動のためのノウハウが不足しているところもあります。

57の市町村（市町村社会福祉協議会による実施も含む）が、NPO・団体に財政支援を実施しています。（図40参照）

引き続き財政支援を実施するとともに、更なる自主財源を確保する上でも、市町村及び市町村社会福祉協議会がNPO・団体に対し、例えば民間団体等による助成金について積極的な情報提供を行うなどの支援をしていくことが求められます。

最近では、クラウドファンディング<sup>9</sup>、休眠預金<sup>10</sup>の利用事例も増えており、イノベティブな取組による課題解決が期待されています。

<sup>9</sup> クラウドファンディング：「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、「インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する」ことを指す。不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法。

<sup>10</sup> 休眠預金：2018年1月1日に施行された休眠預金等活用法（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る活用に関する法律）によって、2009年1月以降の取引から10年以上入出金等がない預金等は、「休眠預金」として預金保険機構に移管し、民間の公益活動の促進に使われることになった。

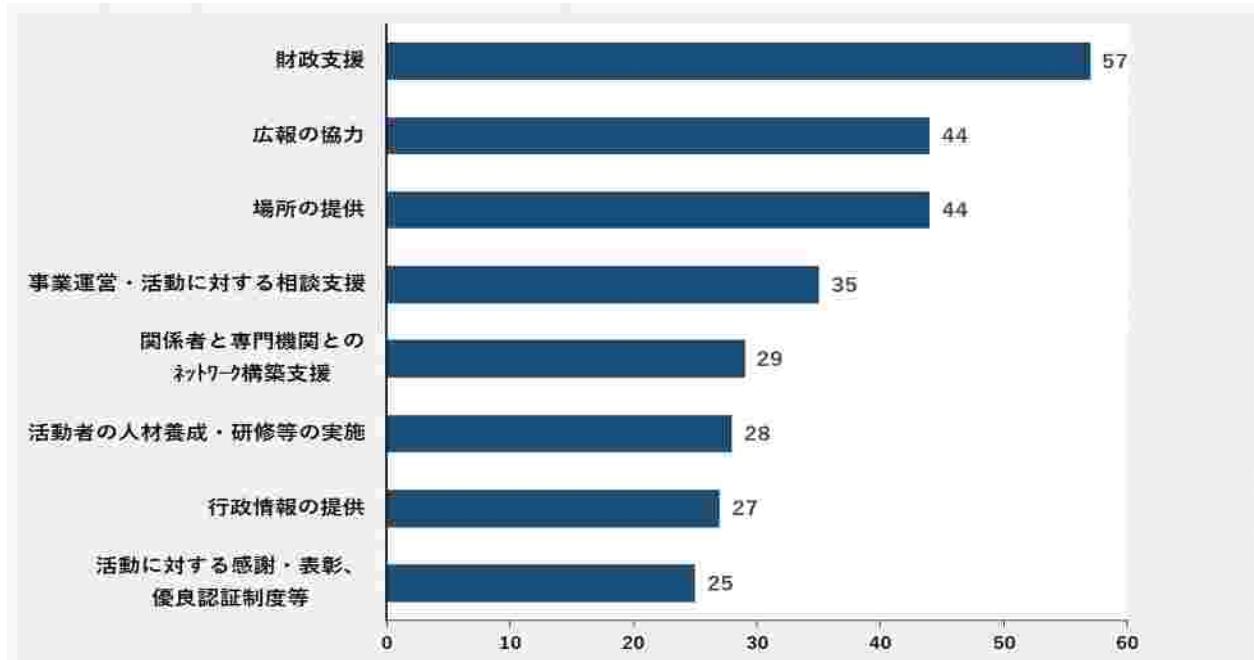
## 第4章 施策の体系と施策の展開

表 11 NPO 等民間団体等への支援の例

1.資金に関する支援	補助金・交付金・助成金、委託事業、融資・信用保証、基金、税制優遇など
2.人材育成・人材交流に関する支援	NPOへの研修会・交流会の開催・サポート、市民活動に関する指導・相談など
3.設備・備品に関する支援	活動拠点や設備・備品の貸出、提供など
4.連携協働	行政とNPOの協働事業、イベントの企画・運営など
5.情報発信	活動紹介、情報提供、ウェブサイトの開設・運営、情報誌の発行など
6.その他	優れた活動や取組みへの表彰、資格・補償制度の適用など

出典：内閣府NPOホームページを基に作成

図 40 NPO・ボランティア・自治会等への各支援を行っている市町村数  
(n=63 市町村、複数回答)



福祉政策課調べ（令和5年4月実施）

### ■県の主な取組・支援

NPO活動をさらに展開するため、NPOがSDGsの視点をもって地域課題を解決する取組や自立性を高める取組を支援します。（再掲）	共助社会づくり課
彩の国市民活動サポートセンターの運営により、市民活動やボランティア活動をサポートします。	共助社会づくり課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>NPO の運営に必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「埼玉県 NPO 情報ステーション」を運営します。 (再掲)</p>	共助社会づくり課
<p>NPO 等地域課題に取り組む団体に対して、経験やスキルを生かして社会貢献したい専門家ボランティアや助成金・寄附などの活動資金を紹介する、共助の取組マッチングを行います。</p>	共助社会づくり課
<p>「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックにより、共助の取組を発信します。 (再掲)</p>	共助社会づくり課
<p>共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行う NPO ・ 団体を支援します。 (再掲)</p>	福祉政策課
<p>埼玉県社会福祉協議会に設置される埼玉県ボランティア・市民活動センターへの支援や、市町村社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア体験プログラム事業への支援を通じて、各地域のボランティア活動などの促進を図ります。 (再掲)</p>	社会福祉課

**COLUMN****多様な主体との連携による地域づくり**

NPO 法人新座子育てネットワークは、休眠預金助成を活用し、町内会や市民、市内の3 大学、事業者と連携・協働し、令和3年より「子どもの居場所」「フードバンク」「ひとり親支援」「応援団組織化」に取り組みました。

**1 休眠預金等の助成金申請のきっかけ**

NPO 法人新座子育てネットワークでは、令和3年に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づくモデル事業の実行団体に採択され、「新座市で、育ち・暮らし・学び・働く人々が、思い合い、支え合える地域になる」を目標に掲げて取り組んできました。

活動資金を休眠預金助成に頼ることとした背景には、前年に新座市が財政非常事態宣言を発出したことからでした。

**2 取組内容**

令和3年から3年間、子どもの居場所づくり・フードバンク開設・ひとり親支援、そして、これらを支える応援団の組織化に挑戦しました。

その結果、17 小学校区全てに「子どもひろば」が開設され、フードバンクで4.5 トンの食品を扱い、「にいざシングルファミリーサポート」を立ち上げました。168 世帯のひとり親家庭に食支援・情報支援・相談援助・体験機会を提供し、45 の団体・個人が参加する「子どもの未来応援団」を組織化し、地域で「地域を支える基盤」が形成されました。

**3 連携、協働において苦労した・工夫した点**

新座市全域にわたる活動となるため、当初から小学校・町内会・市内3 大学・商工会に対し、機会を捉えて協力を要請しました。令和5年12月末までに訪問回数は317回にのぼり、SNS をはじめとする情報発信は1,500件に迫っています。

3年目も終わり間近の現在、町内会長・民生委員・学生サークル・大学ボランティアセンター・第二層協議体・事業者など、「新座市で、育ち・暮らし・学び・働く人々」との包括的な連携・協働体制が結実しています。

**4 取組効果**

新座市の財政非常事態宣言をきっかけに、コロナ禍の3年間で取り組んだ本事業は、ステークホルダーの意識を変えるとともに、「子どもまんなか社会」に向けて、多様なステークホルダーが協働する機運を醸成しました。

休眠預金の助成後もゆるやかな連携のネットワークとして、本取組を踏まえた「子どもまんなかネットワーク新座」が令和5年8月に誕生し、「子どもまんなか社会」への更なる歩みが続いている。



子ども・学生・高齢者が集う、いつもの子どもひろば

### 3-4 住民による多様な地域活動の推進

福祉教育・福祉学習を充実し、地域福祉活動に参画する意識を高め、住民一人ひとりが主体的に自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

#### ①自治会活動の支援

##### ■現状と課題

自治会・町内会（3-4においては「自治会」とする。）は、人々が生活する上で最も基礎となる団体と考えられ、親睦イベントや衛生美化活動、防災・防犯など地域を支える活動を担っていますが、自治会の加入率は40~90%台と市町村により大きな差はあるものの、概ね低下傾向となっています。

また、外国人が増加している地域もあり、外国人の中には日本語が理解できないことや情報が正確に伝わらないことなどにより、誤解が生じ、従来の地域住民との共生が課題となっています。

##### ■市町村・地域での取組の方向性

若い世代の加入率の低さや、現在、自治会で活躍している方の高齢化による引退などにより、全体として加入率の低下傾向がみられ、特に高齢・単独世帯の自治会離れは、身近な見守り体制が弱まり、さらなる孤立化が懸念されます。活発に活動している自治会の事例を他自治会に情報提供するなど、活動を支援する必要があります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域のお祭りやイベントは制限されていましたが、徐々に以前の動きを取り戻してきています。地域のつながりや自治会単位で行う祭りやイベント等は、地域に関心のなかった地域住民が地域に関わりを持つきっかけになると考えられます。

また、防災活動として避難訓練や救命講習を行っていますが、災害時には救助活動や要支援者の避難支援、見守り活動など自治会に期待される役割は大きく、日頃から市町村は、福祉・防災部門と自治会との連携体制を整備しておくことが重要です。

扱い手不足については、自治会が大学・企業・NPO・ボランティア等との協働による運営力の強化や、外部の新たな視点も取り入れて活性化を図ることも効果的です。

自治会において、外国人住民に対して地域におけるボランティア活動やお祭り、運動会などのイベントへの参加を働き掛けるなど、地域に溶け込みやすい環境づくりを推進することが期待されています。

## ■県の主な取組・支援

NPO 等地域課題に取り組む団体に対して、経験やスキルを生かして社会貢献したい専門家ボランティアや助成金・寄附などの活動資金を紹介する、共助の取組マッチングを行います。（再掲）	共助社会づくり課
「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックにより、共助の取組を発信します。（再掲）	共助社会づくり課
自治会やPTA等に「防犯のまちづくり出前講座」を実施し、犯罪発生状況や各種防犯対策、自主防犯活動の進め方等の説明を行います。	防犯・交通安全課
共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPO・団体を支援します。（再掲）	福祉政策課
社会福祉施設の利用者の安全を確保するため、非常災害対策計画の作成や見直しを支援するとともに、災害時における社会福祉施設と地元自治会等との相互協力の体制整備を促進します。（再掲）	高齢者福祉課 障害者支援課 こども安全課

### ②地域福祉活動の担い手として活動してもらうためのきっかけづくり

## ■現状と課題

同じ地域に住む人同士が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を設けることを通じて、新たなつながりができ、地域住民同士が気にかけ合う関係性が生まれていくことがあります。

こうした関係性は、地域のコーディネーターなどの働き掛けにより気付きと学びを促すことで、一つの課題に対して地域住民も一緒に解決していく過程が作り上げられると考えられます。

地域福祉は住民だけでなく、すべての主体が関係するため、地域の中で誰もが役割を持ち、お互いに支え合うことで、地域共生社会の実現にもつながります。

また、活動者の高齢化や新たな活動者の発掘は大きな課題となっています。定年延長や他の活動により、元気な高齢者の生活の中心は地域に移っているとは限らず、地域の担い手不足は続いているいます。

## ■市町村・地域での取組の方向性

様々な世代の方に地域福祉活動の担い手として参加を促すことが重要であり、子供から高齢者までの様々な世代が、生涯を通して社会参加できるきっかけづくりを支援する必要があります。

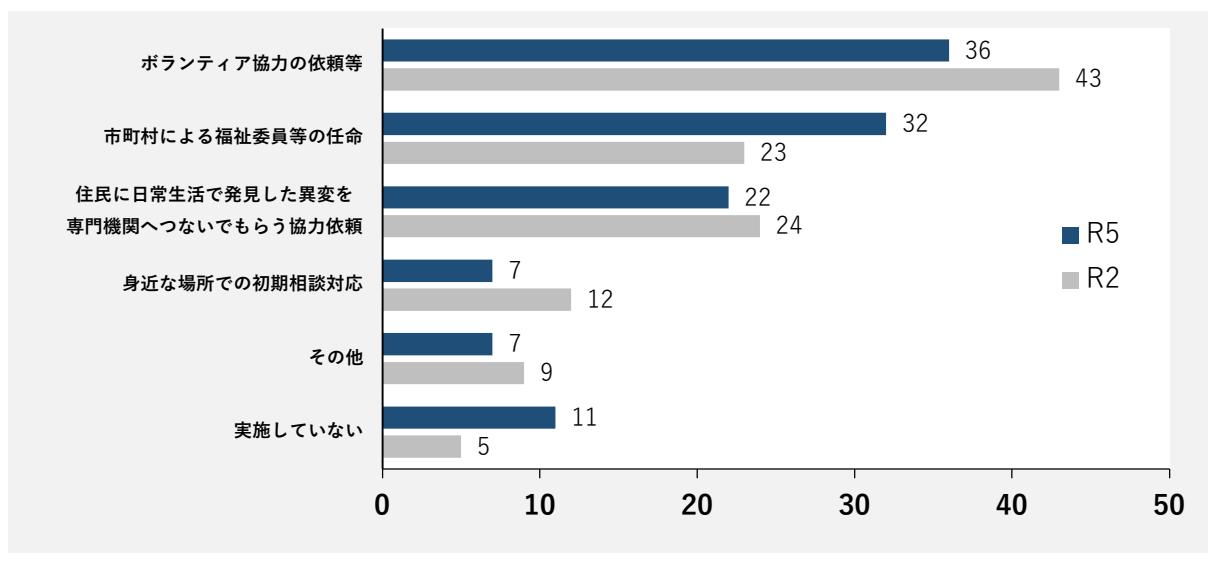
これまで活動に参加していない人の中には、「自分の地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた意欲はあっても、どうやって参加してよいかわからず、活動に結びついていないケースも多いと思われます。

参加には様々な形があり、直接の支援はできなくても、話し相手のボランティアになることで、社会とつながる支援をする高齢者もいます。また、学生ボランティアグループがこども食堂を運営しているケースもあるなど、様々な世代が担い手として活躍しています。

市町村では、地域福祉活動を担う者の育成として、「ボランティア協力の依頼等」（36市町村で実施）、「市町村による福祉委員等の任命」（32市町村で実施）、「住民に日常生活で発見した異変を専門機関へつないでもらう協力依頼」（22市町村で実施）などに取り組んでおり、引き続き実施する必要があります。（図41参照）

セミナーやシンポジウムなどの開催に当たっては、SNS等を活用して、活動内容をわかりやすく広報することも重要です。短時間であれば参加できるという子育て世代や現役世代等の参加を促すため、短時間でも参加可能な活動や団体を紹介したり、マッチングができると持続的な活動へのつながりが期待できます。

**図41 住民向けに実施している、福祉活動等に参画できる事業等の内容  
(n=63 市町村、複数回答)**



## ■県の主な取組・支援

県政出前講座を通じて、地域活動を始めるためのポイントやヒント等を発信します。	共助社会づくり課
高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。 (再掲)	消費生活課
埼玉県社会福祉協議会に設置される埼玉県ボランティア・市民活動センターへの支援や、市町村社会福祉協議会が実施する福祉ボランティア体験プログラム事業への支援を通じて、各地域のボランティア活動などの促進を図ります。 (再掲)	社会福祉課
介護予防に係る住民主体の通いの場づくりの促進や多くの高齢者が参加できる取組事例の紹介などにより、市町村の取組を支援します。 (再掲)	地域包括ケア課
生活支援体制を構築するため、生活支援コーディネーターへの助言や生活支援コーディネーターに対する研修・連絡会議等を開催します。 (再掲)	地域包括ケア課
県内の大学と協力して、大学の開放授業講座（リカレント教育）を実施します。	高齢者福祉課
老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。	高齢者福祉課
子どもの居場所づくりに携わる人や関心を持つ人を対象に、課題の解決やスキルアップにつながる研修等を実施することで、人材の育成を行います。 (再掲)	少子政策課

### ③福祉教育・学習の推進

#### ■現状と課題

地域福祉活動に参加する土台として、幼少期から地域福祉への関心を促す福祉教育が重要です。また、学校教育や社会教育でボランティア活動などに取り組み、福祉の理解を深めていくことも大切です。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

福祉は特別なものではなく、誰にでも関係するものです。福祉教育の前段階として思いやりの気持ちの醸成や社会教育の推進も重要です。

市町村及び市町村社会福祉協議会では、ボランティア体験学習、認知症サポーター養成講座などを開催しており、地域福祉に関する学習の機会を提供していくことが必要です。

特に市町村社会福祉協議会では、「彩の国ボランティア体験プログラム」を地域のニーズに応じて実施していますが、引き続きその充実を図る必要があります。

また、認知症サポーター養成講座については、令和4年度末現在で約59万人が受講していますが、その後、認知症カフェや認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」のような活動を続ける場所があることが重要です。

さらに、住民に身近な地域にある社会福祉法人が、NPOやボランティア団体などが主催する地域福祉や社会教育の学習講座等について地域住民に情報を提供したり、場所を提供したりするなどの取組も福祉への理解を深める効果があると考えられます。

小中学生から福祉に関心を持つことも重要であり、社会福祉法人がボランティア体験学習に来る小中学生などを受け入れ、学びの場を提供することにより、福祉に対する理解が進み、介護職員や保育士などの人材確保につながることも期待されます。

#### ■県の主な取組・支援

県政出前講座により住民や関係団体に地域福祉活動の必要性を啓発します。	県民広聴課 福祉政策課
(公財)いきいき埼玉が実施する「埼玉未来大学」で学習機会を提供することにより、元気なシニアの活躍を支援します。	共助社会づくり課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>埼玉県社会福祉協議会が運営する埼玉県福祉人材センターにおいて、福祉の魅力を紹介する講座や中学・高校に出向いた福祉の出前講座等を実施し、福祉業界の仕事について学ぶ機会を提供します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>地域における福祉教育の一環として、子供から大人まで広く県民を対象にした「彩の国ボランティア体験プログラム事業」などのボランティア体験学習を促進するため、埼玉県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会を支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るため、認知症サポーターを養成します。</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>「チームオレンジ」（認知症の人本人・家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援をつなぐ仕組み）が各市町村で整備されるよう支援します。（再掲）</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>県内の大学と協力して、大学の開放授業講座（リカレント教育）を実施します。（再掲）</p>	<p>高齢者福祉課</p>
<p>県民に障害や障害者に対する正しい理解を普及するための啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を図ります。</p>	<p>障害者福祉推進課</p>
<p>特別支援学校において、人が共に助け合って生きることの喜びを体得させ、社会奉仕の精神を養うため、特別活動の学校行事として勤労生産・奉仕的行事を計画・実施します。</p>	<p>特別支援教育課</p>
<p>市町村における「ボランティア・福祉教育」を推進するため、市町村教育委員会に対し「ボランティア・福祉教育」に関する情報提供を行います。あわせて、児童・生徒の福祉活動への参加意欲を高める指導や実践的な体験活動の在り方について検討する機会を提供します。</p>	<p>義務教育指導課</p>
<p>「生涯学習ステーション」により、インターネットで生涯学習に関する情報を提供します。</p>	<p>生涯学習推進課</p>
<p>子ども大学の充実に向けた支援を通じて、子供の学ぶ力や生きる力の向上及び地域の教育力の向上を図ります。</p>	<p>生涯学習推進課</p>

**④寄附文化の定着****■現状と課題**

地域福祉の活動を支える寄附は、一人ひとりができる社会貢献の一つです。県の「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金」をはじめ、共同募金や市町村の基金など、様々な受け入れ先があります。

シラコバト長寿社会福祉基金 寄附金総額	14,458,983 円	※令和4年度実績
【内訳】個人 36 件		
団体 61 件（募金箱含む）		

こども食堂・未来応援基金は、官民連携プラットフォーム「こども応援ネットワーク埼玉」の趣旨に賛同する活動として、令和元年5月に埼玉県社会福祉協議会内に設置された基金です。寄附金により、貧困の連鎖解消に資することの居場所づくりや子供の自立の支援等のために活用しています。

こども食堂・未来応援基金 寄附金総額	287,811,157 円	※令和5年12月末時点
【内訳】個人からの寄附 671 件 221,067,082 円		
企業・団体からの寄附 361 件 66,744,075 円		

**■市町村・地域での取組の方向性**

広報などの呼びかけのほか、様々なイベントなどを通じて、寄附が課題解決に寄与することへの理解を深め、寄附文化の定着を図ることも大切です。

**■県の主な取組・支援**

県民に「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金」への寄附を呼び掛けることで、地域福祉活動に対する理解に努めます。	福祉政策課
社会福祉法人埼玉県共同募金会が実施する共同募金活動について、広報や共同募金期間中の赤い羽根着用による普及啓発等の支援を行います。	社会福祉課

**COLUMN**

## 子供の福祉学習体験 ～福祉への理解を深めるきっかけづくり～

無料の学習教室に通う子どもたち。会場は特別養護老人ホームです。高齢者と出会う機会が少ない子どもたちが特養でボランティアをすることで自分に自信をつけ、安心して人と接することを学んでいきます。

**1 経緯**

アスポート学習支援では、生活に困窮している中高生への無料の学習教室を行っています。会場は公民館や特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の空いている部屋を貸していただき、教員を目指す大学生や元教員の方に勉強を教えてもらっています。

学習教室では勉強だけでなく、特養で高齢者と関わるボランティア体験を通して子どもが大人や社会を信頼するきっかけになる取り組みも行います。

**2 取組内容**

ボランティア内容は特養での車いすの清掃、高齢者と園内喫茶で触れ合い、習字教室のお手伝い、夏祭りのお手伝い、音楽会で一緒にタンバリンを叩くなど、高齢者と交流することです。

**3 子どもたちの反応**

今日は習字教室です。いつも勉強しているデイサービスの部屋と違う部屋に行くだけでも「住んでいる」ことが実感として子どもたちに伝わります。職員さんから、「車いすは押さないでね。車いすには、押すための手順があって、足を載せる板から足が出たまま押したら命にかかる事故になるから」と説明をうけるとはじめは恐る恐る近づきます。テーブルには4人の利用者さん。子どもたちも4人。利用者さんが1枚書くごとに子どもが半紙を取り換え、新聞紙の間に挟んでいきます。

初めて接する高齢者。はじめは何を話せばいいのかわかりません。でも、何も言わなくても安心で安全な空間であることはお互いに感じています。「そこの墨って」「ちょっと墨たれちゃったね」「新聞紙取り換えるね」そんな会話が続きます。施設の職員さんはあっちこっちと忙しそうです。職員さんはたまにこっちに来て、利用者の和子さんに「大丈夫?」と声を掛けてくれるけど、全く問題なくみえます。後で聞くと、施設の中では「帰りたい」と言って職員さんが粘り強く話を聞くそうです。でも、習字のとき、和子さんはとても幸せそうに見えました。

**4 取組効果**

習字教室に参加していた中学生の一人はその後、その特養に就職しました。当時のことをふりかえると、「あのころは、勉強ができない自分が恥ずかしくて、何も聞けなかった。でも、優しく勉強を教えてくれる先生と出会えたこと、毎月参加した習字教室でたくさんの施設の職員さんと話したことで自信がつきました」と言っていました。福祉の仕事に就くかどうかは悩んだそうですが、自分のことを支えてくれた方たちの役に立ちたいと思い、介護の仕事を続けています。

**COLUMN****シラコバト長寿社会福祉基金を活用した地域社会活動への支援**

県では、豊かで活力にあふれた長寿社会づくりを目指して、地域社会の保健福祉活動の推進に要する経費の財源に充てるため、昭和52年度（1977年度）に「シラコバト長寿社会福祉基金」を設置し、民間寄附金等を積み立てています。

この「シラコバト長寿社会福祉基金」を活用し、共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や県全域に波及効果の高いモデル的な事業等を行うNPO法人やボランティア団体などに対して助成を行っています。

空き店舗等を活用した多世代が交流することができる居場所づくりや住民の支え合いによるこども食堂の立ち上げなど様々な地域福祉活動を支援しています。

**■助成団体の紹介 「NPO 法人みのり」**

令和3年～令和5年に基金から助成を受けたNPO法人みのりは、視覚障害当事者が自ら企画・立案・手配・運営を行うワークショップを開催しています。視覚障害当事者は支援を受けることが多い存在であるため、自ら地域協働の担い手となり、地域づくりのプレーヤーとなることを目指して活動しています。

また、地域に居場所がなく、孤独・孤立状態にある視覚障害者の方の相談相手となるピアサポーターの育成も行っています。

**■助成団体からの声**

助成金を活用して、1年目は支援者団体が企画した「スマホタブレット教室」に視覚障害当事者にも運営に関わっていただきながら開催しました。2年目は「GGサロン」と名をかえて視覚障害当事者が同じ当事者の声を聴きながら自ら企画・運営をしました。

今年3年目、当事者運営を継続しつつ、ピアサポーターを育成し、地域の中の居場所作りをすることで孤独化、孤立化している視覚障害者にアプローチしていくような環境を作りたいと考えています。



## 柱4 環境づくり～誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり～

### 課題

生活する上で課題を抱える人が、制度やサービス、または地域の支え合いなどの資源に繋がらないということが課題となっています。そのため、それらの方々が、福祉の制度・サービスを知ることができ、また、適切に利用できるための環境の整備が必要です。

### 方向性

ケアラーや生活困窮者、ひきこもりの方など、制度やサービスにつながりにくい人へのアプローチや、障害者が自立して暮らせる地域づくりなど、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

### 4-1 孤独・孤立問題への対応

コロナ禍で深刻化、顕在化した孤独・孤立問題について、包括的な取組を推進し、孤独・孤立を予防する地域づくりを目指します。

#### ①孤独・孤立対策と予防に向けた包括的な取組

### ■現状と課題

近年、非正規雇用労働者の増加等の雇用環境の変化やインターネットの普及等に伴うライフスタイルの変化、単独世帯や単独高齢者の増加といった社会環境の変化などにより、地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」が希薄化し、孤独・孤立を感じやすい社会になっています。

そして、新型コロナウイルス感染拡大は、社会に内在していた孤独・孤立の問題を顕在化・深刻化させる契機となりました。

こうした状況を受け、令和3年2月には孤独・孤立対策担当大臣が指名され、内閣官房に孤独・孤立対策担当室が立ち上げられ、政府一丸となって対策に取り組んでいます。

令和6年4月には、「孤独・孤立対策推進法」が施行され、地方公共団体は孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すると規定されるとともに、孤独・孤立対策地域協議会の設置が努力義務となりました。

また、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が図られることとされています。

埼玉県では、県内の孤独・孤立の状況を把握するため、令和5年2月に埼玉県人々のつながりに関する基礎調査を実施しました。その結果、20代～40代の若い世代において、孤独感が高い傾向にあること等がわかりました。

## ■市町村・地域での取組の方向性

孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会の変化により孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻な状況にあることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要です。

このため、従来「孤独・孤立」の視点では実施してこなかった既存の活動や事業に「孤独・孤立」の横串を通して、孤独・孤立対策の裾野を拡大させていくことが必要です。

また、「困ったときに支援を求めるのは良いこと」を社会に発信し、声を上げやすい社会づくりを目指すことが必要です。

## ■県の主な取組・支援

埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画に基づき、困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援体制の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対して、関係機関が連携して支援できるよう、市町村・支援団体等のネットワークの形成や支援者のスキルアップ、相談体制の充実を図ります。	青少年課
進級や卒業に不安や悩みを抱える高校生と保護者、中途退学をした方を対象に「高校生活に関する相談会」を開催し、中途退学の防止と中途退学後の就労等自立に向けた相談支援に取り組みます。（再掲）	生徒指導課
関係機関、民間団体等と連携し、相談体制の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた対策を講じるなど効果的な自殺対策の推進を図ります。	疾病対策課
自殺の実態や特徴等の情報収集や原因等の分析を行い、それぞれの地域の特性に即した効果的な自殺対策が実施されるよう、市町村等に対し情報提供や助言等の支援を行います。	疾病対策課
県、市町村、民間団体が実施している自殺対策の体系化を図り連携して事業を実施することにより、自殺者の減少を図ります。	疾病対策課

**②分野や市町村域を横断した支援****■現状と課題**

孤独・孤立対策を推進するためには、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があります。

そのため、孤独・孤立の問題を抱える当事者への支援を行うNPOや社会福祉法人等の取組や活動が重要かつ必要不可欠です。

一方で、孤独・孤立の問題に対してNPO等の支援機関単独では対応が困難な実態があることから、国、地方公共団体、NPO等、多様な主体が幅広く参画し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の機運醸成を図りつつ、官民一体で取組を推進することが必要です。

埼玉県では、県における支援体制の強化と孤独・孤立を予防する地域づくりを推進するため、県・市町村・NPO等の各種団体・社会福祉協議会・民間企業等が幅広く参加し、連携する「埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置しました。令和5年度末時点では、137団体（市町村：45団体、社会福祉協議会：21団体、NPO・民間企業等：71団体）が参加しています。

**■市町村・地域での取組の方向性**

孤独・孤立状態となる要因及び孤独・孤立の状態が多様であることに鑑み、孤独・孤立の状態にある者及びその家族等の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようになりますが重要です。

そのため、市町村においては、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う「孤独・孤立対策地域協議会」を設置するなど、地域における多様な主体との連携が必要となります。

**■県の主な取組・支援**

埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォームを活用して、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指します。（再掲）	計画調整課
孤独・孤立対策を推進するため、地域で支援を行うNPO等を会員とする孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを運営し、研修を実施するなど、活動を支援します。（再掲）	福祉政策課

## COLUMN

## 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

## 1 プラットフォームの目的

孤独・孤立に至る要因は様々で、単独の機関では対応が困難な課題も多くあります。そのため、市町村、社会福祉協議会、NPOなどが分野や種別、地域を超えて、孤独・孤立の視点で連携するための基盤として、また、困ったときに声を上げやすい社会を目指す「情報発信」、研修や意見交換会の開催など「会員の活動を支援」のため令和5年2月に設置しました。

プラットフォームの設置にあわせて、支援団体や県民に向けた啓発のため、「なぜ、今孤独・孤立対策が必要なのか」をテーマにトークセッションを行いました。

登壇者からは、「現代は人と人とのつながりが希薄化」しており、「困っている人が SOS を出しにくい状況」であること、「給付やサービス提供など福祉的支援の充実だけでなく、その前段階にある日常生活や地域を豊かにするという観点も必要」との指摘がありました。

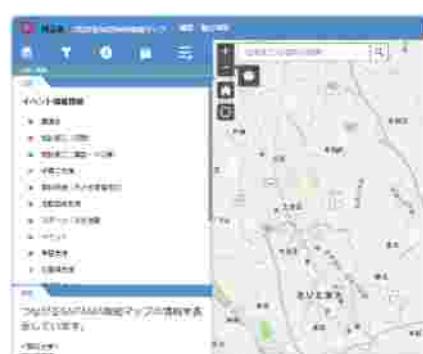
## 2 プラットフォームの活動内容及び今後の取組

令和5年度は、意見交換会を2回開催しました。1回目は、「若者のつながり・居場所づくり」をテーマとし、参加者からは「居場所づくりで行政、NPO、企業に何ができるか」や「若者の居場所の必要性、若者が抱える課題」などについて活発な議論が行われました。

2回目は、コロナ禍で加速した高齢者の社会的孤立に対応するため、「高齢者の社会参加再構築」をテーマに開催しました。

さらに、県ホームページに設置した「孤独・孤立対策ポータルサイト」上で会員の活動や国の動きなどを紹介しているほか、埼玉県 GIS（地理情報システム）上に「つながる SAITAMA マップ」を作成し、会員の活動と地図情報を重ね合わせ、孤独・孤立に関する活動の見える化に努めています。

今後は、メタバース空間の活用なども含め、広い視点からの対策を検討していく予定です。



## 4-2 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり

**低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、必要な支援の充実を図ります。**

**住宅確保要配慮者が安定的に住まいを確保できるための取組の強化**

### ■現状と課題

住宅は人生の大半を過ごす場所であり、安定した生活を送る上で欠くことができない、かけがえのない空間です。

しかし、低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者（以下、「住宅確保要配慮者<sup>11</sup>」という。）は、生活上のリスクがあることから、賃貸住宅の入居の制約を受ける傾向があります。収入等の入居要件を満たす方には公営住宅<sup>12</sup>が供給されていますが、応募倍率が高い状況である一方、民間賃貸住宅は空き家、空き室が増加傾向にあるなどミスマッチが生じています。

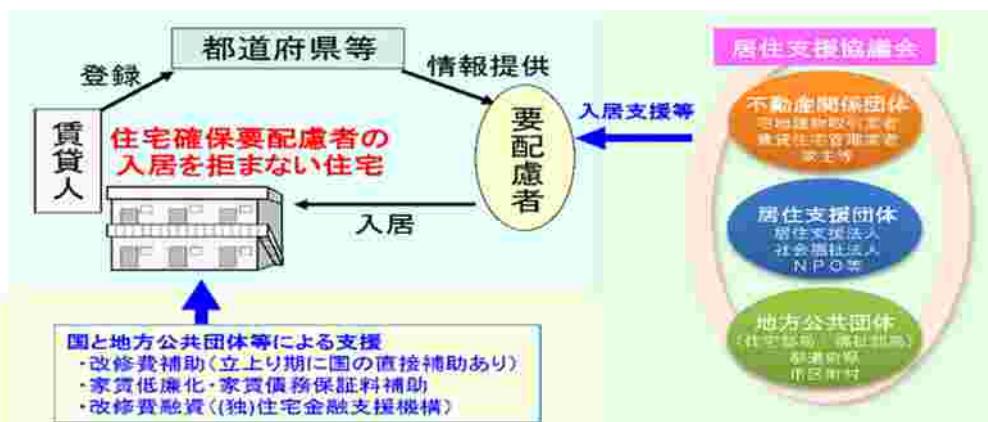
そこで県では、県営住宅の供給を行うとともに、市町村や住宅関連事業者団体、居住支援団体とともに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」という。）」に基づく居住支援協議会として「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」（以下、「安心ネット」という。）を設立し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組んでいるところです。また、市町村での居住支援協議会等の体制づくりを働き掛けています。（図42 参照）

また、住宅セーフティネット法に基づき、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や相談支援、入居中の見守りなどの居住支援を行う法人を指定しています。

<sup>11</sup> 住宅確保要配慮者：埼玉県賃貸住宅供給促進計画（令和4年3月）において住宅確保要配慮者の範囲を、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に定める者（低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者）、子供（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者）、省令に定める者（日本国籍を有しない者（外国人）、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、更生保護対象者、生活困窮者、東日本大震災等による被災者）、県が独自に本計画で規定する者（海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）、UIJターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者）のいずれかに該当するものとしている。

<sup>12</sup> 公営住宅：県営住宅又は市町村営住宅

■図42 新たな住宅セーフティネットのイメージ



## ■市町村・地域での取組の方向性

住宅セーフティネットとして重要な役割を担っている公的賃貸住宅<sup>13</sup>について、引き続き適正な整備と維持管理を進めるとともに、民間賃貸住宅の賃貸人が安心して住宅確保要配慮者に住宅を貸すことのできる環境づくりを進め、増加傾向にある住宅確保要配慮者の住まいの安定的な確保に努めていく必要があります。

高齢者や障害者に住宅を貸した場合、急病や孤立死を心配する賃貸人も多いと思われます。

そこで地域における見守り体制を引き続き整備するほか、市町村が「緊急通報機器の貸し出し」や「見守りのための配食サービス」を実施（支援）することで、高齢者や障害者が地域で安心して暮らすことが可能になるとともに、賃貸人の安心につながると期待されます。

さらに、高齢者等の見守り・生活支援サービスを提供する民間事業者との連携も必要です。民間事業者によるサービスは、見守り、安否確認、緊急対応など多様なタイプがあり、地域や居住者の特性に応じたサービスを提供することが期待されます。

住宅確保に配慮を要する生活保護受給者について、県では平成22年（2010年）9月から住宅ソーシャルワーカーを配置し、住宅支援を行っています。

また、様々な状況に対応するため、養護老人ホームや軽費老人ホームなどの活用のほか、サービス付き高齢者向け住宅<sup>14</sup>やグループホームの整備も引き続き必要です。

住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットを構築するには、市町村において居住支援協議会を設立するなど住宅施策と福祉施策とがこれまで以上に緊密に連携した取組や体制づくりを進める必要があります。

<sup>13</sup> 公的賃貸住宅：公営住宅（県営住宅又は市町村営住宅）、UR賃貸住宅、地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、特定優良賃貸住宅の総称

<sup>14</sup> サービス付き高齢者向け住宅：ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスなどを提供するバリアフリー構造の高齢者専用住宅。事業者は県、政令市、中核市などから登録を受ける。

## ■県の主な取組・支援

無料低額宿泊所等に入所している生活保護受給者に対して、民間アパートや養護老人ホーム、グループホーム等への入居支援を行います。	社会福祉課
地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治体、ボランティア、ライフライン事業者が連携した要援護高齢者等支援ネットワークを充実させ、高齢者等の見守り体制の整備を支援します。	地域包括ケア課
住宅セーフティネット法に基づき、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や相談支援、入居中の見守りなどの居住支援を行う法人を指定しています。	住宅課
民間事業者と協力して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、的確な情報提供を行います。	住宅課
住まいを含めた暮らしの相談を受け止める地域包括支援センターなどの職員に対し、安心ネットを通じて住宅に関する基本的な知識や支援制度などの情報提供を行います。	住宅課
住宅確保要配慮者に対する入居支援を強化するため、市町村、不動産団体及び居住支援団体による地域ごとの連携体制の構築を支援します。	住宅課
空き家を活用した新たな住宅セーフティネットを推進します。	住宅課
地域の実情を踏まえながら、質の高いサービス付き高齢者向け住宅などの整備を促進します。	住宅課
市町村での居住支援協議会等の体制づくりを働き掛けます。	住宅課

## 4-3 生活困窮者対策の推進

様々な部門・関係機関と連携して生活困窮者の早期発見に努め、自立に向けた支援を進めます。

### ①生活困窮者自立支援制度に基づく支援

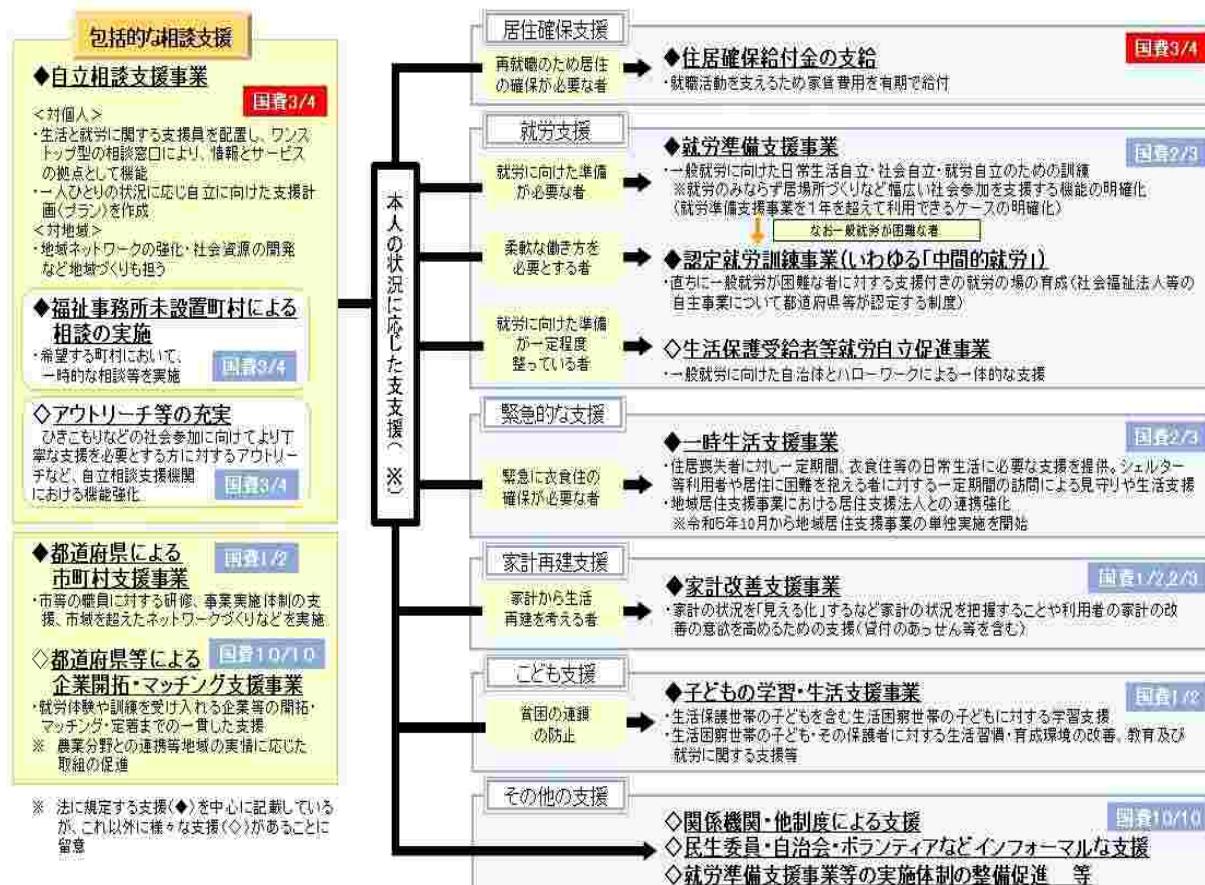
#### ■現状と課題

生活困窮者は、失業や家族の介護、子供の養育（貧困）、借金問題などにより生活に困窮するほど社会から孤立し、自ら支援を求めることができなくなると言われており、早期発見が必要です。

そこで、生活困窮者自立支援法が平成27年（2015年）4月から施行され、実施主体である自治体（町村部は県が実施）が自立支援施策を実施しています。

相談者が抱える課題は、経済的困窮をはじめ、精神障害、ひきこもり等の家族の問題など、多岐にわたる場合も多く、相談者が抱える複合的かつ複雑な課題に対して支援を行うには、相談支援員が高い専門知識やノウハウを習得することが重要です。

図43 生活困窮者自立支援制度の概要



【厚生労働省白書を基に作成】

## ■市町村・地域での取組の方向性

生活困窮者の自立を促進するためには、福祉事務所を設置している自治体が支援員<sup>15</sup>を配置し相談につなげ、自立支援施策を積極的に推進することが必要です。

福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業<sup>16</sup>だけでなく相談者の状況に応じた支援を行う任意事業<sup>17</sup>については、就労準備支援事業は40市中19市、一時生活支援事業は40市中6市、家計改善支援事業は40市中19市の実施にとどまっています（なお、いずれの事業も町村域は県が実施）。

厳しい財政状況の背景もありますが、各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待されます。

また、市や県が行う生活困窮者自立支援法に基づく事業だけでなく、市町村社会福祉協議会、社会福祉自立相談支援事業などの法人、NPO、民生委員・児童委員、自治会、地域住民や様々なボランティア等が協働して、地域の問題として取り組むことが必要です。

## ■県の主な取組・支援

相談窓口を設置し、生活困窮者が抱える課題に応じた自立支援を行います。	社会福祉課
離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、一定期間家賃相当額を支給し、住居を確保した上で就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を支援します。	社会福祉課
住居のない生活困窮者に一時的な宿泊場所と衣食を提供します。	社会福祉課
生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、学習・生活支援事業の実施により、将来の自立に向けて高校進学・高校中退防止を支援します。（再掲）	社会福祉課

<sup>15</sup> 支援員：主任相談支援員（相談業務全般のマネジメント等を担当）、相談支援員（アセスメント・プラン作成などを担当）、就労支援員（職業訓練や求人開拓などを担当）

<sup>16</sup> 必須事業：自立相談支援事業、住居確保給付金の支給（図43「生活困窮者自立支援制度の概要」参照）

<sup>17</sup> 任意事業：就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業

## 第4章 施策の体系と施策の展開

小学校3年生以上の学習・生活支援、体験活動、健康支援を行う「ジュニア・アスポート事業」を実施します。（再掲）	社会福祉課
生活困窮者自立支援事業に関する助言や情報提供を行います。	社会福祉課
支援員向けの研修を実施し、人材の育成を支援します。	社会福祉課

### ②生活福祉資金貸付事業、彩の国あんしんセーフティネット事業による取組

#### ■現状と課題

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした制度です。（表12参照）

実施主体である埼玉県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員の協力を得て、相談、貸付から償還終了までの制度を運営しています。

近年、貸付額は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付が令和2年（2020年）3月に開始となり、貸付件数は急増しました。

埼玉県社会福祉協議会と埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会では、平成26年（2014年）から県内の社会福祉法人による社会貢献活動である「彩の国あんしんセーフティネット事業」を展開しており、社会福祉法人が率先して生活困窮者の自立を支援しています。（図44参照）

「彩の国あんしんセーフティネット事業」に加え、就労支援事業さらには衣類バンク事業を実施しており、複雑化・複合化する生活課題の解決に取り組んでいます。（図45、46参照）

#### ■市町村・地域での取組の方向性

特例貸付が限度額に達した方等に支給していた新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、令和4年12月で終了しましたが、引き続き丁寧なフォローアップを行っていく必要があります。

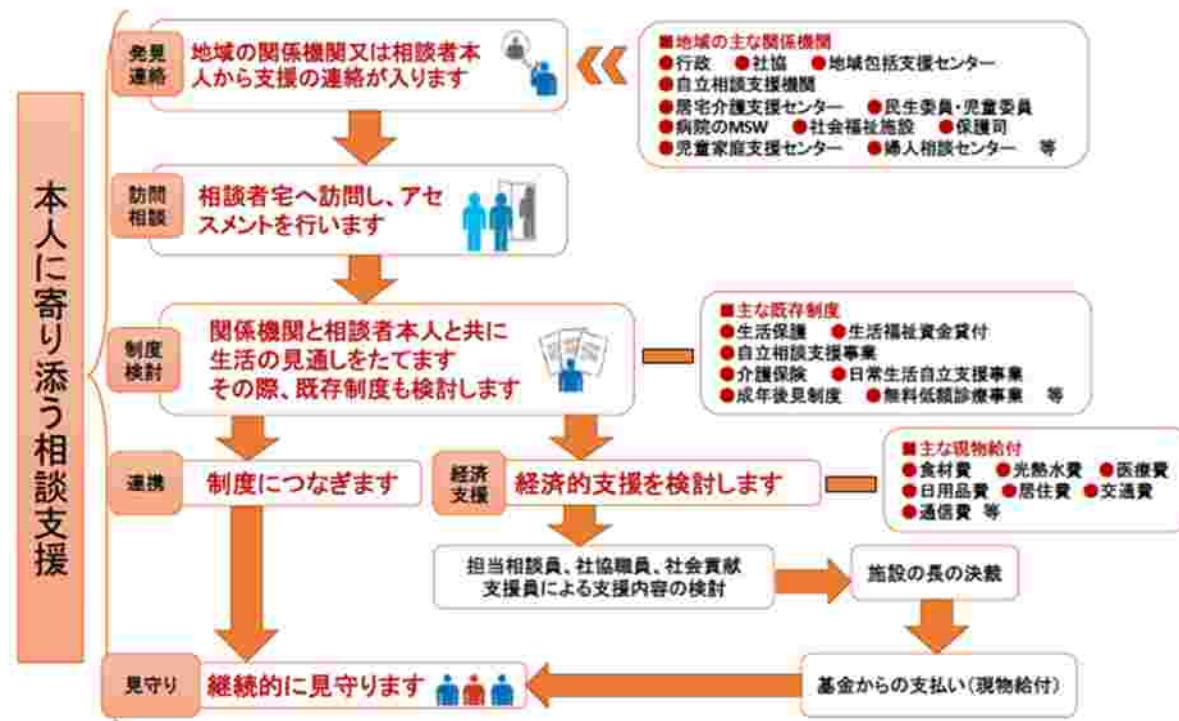
また、埼玉県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会は、継続的に適正な支援を実施できるための財源及び人員の確保を行う必要があります。

市町村は、引き続き生活に困難を抱える人への支援として、各相談支援機関・事業等による相談支援の強化を図るとともに、逼迫した状態の人に対して現物給付を伴う支援を行うことができる「彩の国あんしんセーフティネット事業」と連携、協働しながら、相談者の生活の自立を図る必要があります。

表 12 生活福祉資金 種類一覧

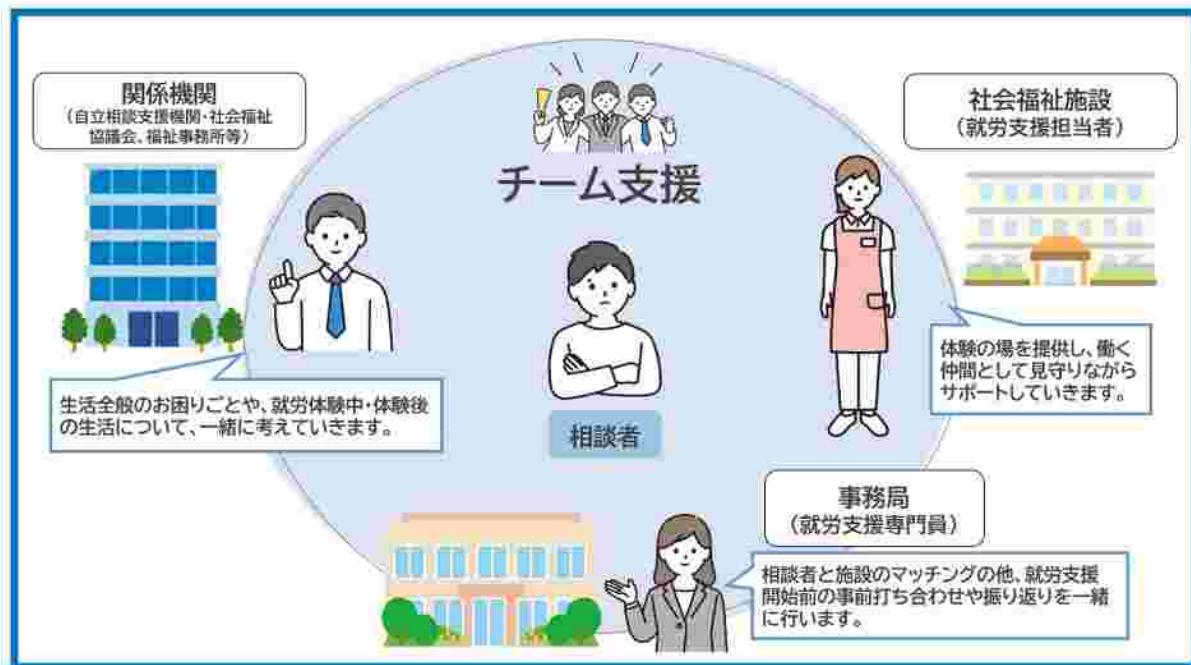
資金の種類		
総合支援資金	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生業を営むために必要な経費</li> <li>・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するためには必要な経費</li> <li>・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・障害者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</li> <li>・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するためには必要な経費</li> <li>・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するためには必要な経費</li> <li>・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>
	緊急小口資金	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するためには必要な経費
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際して必要な経費
不動産担保型生活資金		・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金		・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

図 44 彩の国あんしんセーフティネット事業



出典：彩の国あんしんセーフティネット事業 5年間のあゆみ

図 45 就労支援



出典：埼玉県社会福祉協議会 作成

図 46 衣類バンク



出典：埼玉県社会福祉協議会 作成

### ■県の主な取組・支援

低所得世帯に対し、経済的自立を図るための貸付を実施します。 (再掲)	社会福祉課
社会福祉法人が実施する彩の国あんしんセーフティネット事業が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と連携して実施できるよう支援します。 (再掲)	社会福祉課

## 4-4 ケアラー支援の推進

県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えることで、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指します。

### ■背景

本県は、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加することが見込まれ、それに伴い介護が必要になる方や高齢者を介護するケアラーの増加が見込まれています。また、高齢者以外にも障害や難病など、ケアが必要な方が医療技術の進展等により増えています。

一方で単独世帯や共働き世帯の増加、核家族化や少子高齢化の進行等により、これまで介護の担い手とされていた家族の状況も大きく変わっています。

こうした中、社会においては依然として「家族が介護するのは当たり前」という考え方方が根強く存在しています。そのため、ケアラーが孤立し、悩みを声に出しにくい環境となっています。

このような状況を踏まえ、本県ではケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「埼玉県ケアラー支援計画」を策定し、ケアラーについての広報啓発、支援にあたる人材育成等、ケアラー支援に関する施策を推進しています。

#### ①社会的認知度の向上

### ■現状と課題

全国初の条例として制定されたことや新聞やテレビなどで、ヤングケアラーを中心に報道される機会が増えたことで、その認知度は近年急速に上昇しました。

しかしながら、現在でも介護は家族が担っていることが多いこともあり、「家族が介護をするのは当たり前」という考えはまだ根強く、ケアラーが声を上げづらい状況があります。

今後は、ケアラーの存在を広く県民等に知ってもらうだけでなく、ケアラー自身に対しても周りに助けを求めてよいということについての啓発や具体的な相談窓口についての周知もさらに行く必要があります。

### ■市町村・地域での取組の方向性

広く県民に対しケアラーの存在について、そしてケアラー自身に対しても周りに助けを求めてよいということについて、引き続き啓発します。

また、市町村や身近な介護の相談機関である地域包括支援センター等を周知することで、ケアラーが支援につながるよう促します。

## ■県の主な取組・支援

ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推進します。	地域包括ケア課
ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動を実施します。	地域包括ケア課
児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する理解を促進するため、元ヤングケアラーや専門家等を講師とする出張授業を実施します。	人権教育課

### ②複合課題の増加と包括的な支援体制の構築

## ■現状と課題

公的福祉サービスについては、これまで高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談支援機関による支援の充実が図られてきました。

しかし、現場ではケアラーをはじめ、複合課題を抱える人・世帯が増加しており、分野ごとの相談支援体制では十分に対応できない状況となっています。そのため、市町村関係各課、各分野の相談支援機関の連携がこれまで以上に必要になっています。

ケアラーをはじめとした複合課題を抱える人・世帯を支援していくため、市町村の実情に応じて、重層的支援体制整備事業の活用など、包括的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

## ■市町村・地域での取組の方向性

認知症の人や障害のある方、難病疾患の方の介護・看護などケアラーがケアする相手も多様であり、ケアラー自身の困りごとやケアラーがいる世帯が抱える課題も様々です。

県内の市町村において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築します。また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村を支援します。

## ■県の主な取組・支援

ケアラーからの相談などに対応するため、包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	地域包括ケア課
--	---------

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。(再掲)</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。</p>	<p>地域包括ケア課 高齢者福祉課 障害者支援課</p>
<p>専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケアを必要とする障害児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。</p>	<p>障害者支援課</p>

### ③孤立の防止

#### ■現状と課題

ケアラーの中には、多種多様な悩みを抱えながらも身近に相談する相手がない状況の方も多くいます。そうした地域で孤立しがちなケアラーにとって安心できる居場所が必要です。ケアラーが信頼して相談できる居場所として「介護者サロン」の普及を進めてきましたが、まだまだどこでも身近にあるという状況ではありません。

今後は、引き続き介護者サロンの普及を進めるとともに、その担い手も育成していく必要があります。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

ケアラーが地域で孤立することがないよう、いわゆる介護者サロンなどの場づくりと住民同士の助け合いや見守り体制づくりを進めます。また、その担い手の育成に取り組むとともに、介護者サロンの認知度向上にも取り組みます。

#### ■県の主な取組・支援

<p>市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営を支援します。</p>	<p>地域包括ケア課</p>
<p>こどもの居場所など、ヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすために、地域で活動する団体等に働き掛けます。</p>	<p>地域包括ケア課 少子政策課</p>
<p>地域で孤立しがちなケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言や、必要なサービスにつなげるなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員に対し、研修等を通じてケアラーへの支援に関する理解促進を図り、活動を支援します。</p>	<p>地域包括ケア課 社会福祉課</p>

**④介護離職の防止****■現状と課題**

ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）は2030年に約318万人に達し、介護離職や仕事と介護の両立困難等による経済損失は約9.1兆円と推計されています。一方で、高齢の親の介護については、ケアの中でも事前に備えられるケアであるものの、多くの方が備えていない状況です。また、身近な介護の相談機関である地域包括支援センターの認知度も高くありません。

介護が始まる前の方も含め、知識の習得や心構え等の事前の準備を促していくとともに企業側の理解や体制整備を促し、ビジネスケアラーの介護離職を防止していく必要があります。

**■市町村・地域での取組の方向性**

働く現役世代のケアラーの介護離職を防止していくため、介護が始まる前の方も含め、相談先をはじめとした知識の習得や心構え等の事前の準備を促していくとともに、企業の理解や体制づくりを後押しし、ケアラーが仕事と介護を両立できる体制を構築します。

**■県の主な取組・支援**

企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。	多様な働き方推進課
企業における仕事と介護の両立支援体制の構築に向け、企業の経営者や人事担当者等を対象にセミナーを行い、両立支援の重要性や介護休業制度等の理解促進を図ります。	地域包括ケア課 多様な働き方推進課
企業の従業員に対して、介護にあたっての知識の習得や心構え等の事前の準備の重要性も含めて周知を行うことで、ケアラーの仕事と介護の両立を支援します。	地域包括ケア課

**⑤支援を担う関係機関の人材の育成****■現状と課題**

これまで、ケアラーにとって身近な相談機関である地域包括支援センター、担当のケアマネジャー、障害の相談支援事業所の職員などを中心にケアラー支援について理解をもった人材の育成を進めてまいりました。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

しかしながら、令和5年度に各支援機関を対象に実施した実態調査の結果では「ケアラーからの相談件数を把握していない」又は「今までにケアラーからの相談はまったくなかった」という回答が約7~9割を占めています。

引き続き研修や啓発を通じてケアラーについて理解を深めていくほか、各機関において個別のケースを把握し、支援に繋げられるような人材を育成していく必要があります。

### ■市町村・地域での取組の方向性

関係機関を対象とした研修においてアセスメントシートの活用等により、ケアラーの置かれている状況や悩みなどを適切に把握し、支援に繋げることができる人材を育成していきます。

また、地域の住民に対しても、支援の担い手として、ケアラーサポートへの理解を促していきます。

### ■県の主な取組・支援

地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。	地域包括ケア課
市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。（再掲）	福祉政策課 地域包括ケア課
学校以外の地域でヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役を育成するため、民生委員・児童委員や民間支援団体等地域で活動している方に対し、研修を実施します。	地域包括ケア課

### ⑥ヤングケアラーの支援体制の構築

### ■現状と課題

これまで、ヤングケアラー本人にとって「信頼できる大人」を増やすため、教育・福祉合同研修の実施や、民生委員・児童委員、子どもの居場所運営者等を対象に人材育成に取り組んできました。また、ヤングケアラーが困ったときに気軽に相談できる窓口として「埼玉県ヤングケアーチャンネル」を設置し、具体的な支援に繋がった事例も出てきています。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

しかしながら、令和5年度に各学校を対象に実施した実態調査の結果では「今までにヤングケアラーに関する相談はまったくなかった」という回答が約7割を占めていました。「家族のことなので話したくない」など、子供が相談することをためらうケースも考えられ、引き続きヤングケアラー本人が相談しやすい環境づくりとともに、研修や啓発を通じて、ヤングケアラーについて、教職員の理解を深めていく必要があります。

また、子供たちの居場所づくりも重要です。今後も、こども食堂をはじめとした子どもの居場所の普及に取り組んでいく必要があります。

さらに、ヤングケアラーが関わる課題は18歳を超えてなお続きます。令和5年度に大学生・短大生を対象に実施した実態調査の結果では、回答者の7.2%が「お世話をする家族がいる」と回答しており、経済面や、就職に不安を感じていることが伺えます。困難を抱える若者ケアラーの相談支援、就労支援についても進めていく必要があります。

### ■市町村・地域での取組の方向性

教育機関等と福祉部門が連携して支援できる体制を構築します。

あわせて、ヤングケアラーも含めた子供たちの居場所づくりを進めるほか、若者ケアラーについても切れ目なく支援していきます。

### ■県の主な取組・支援

ヤングケアラーに対して、福祉分野と教育分野が連携して適切な支援を行う体制を構築するため、市町村福祉関係課職員、教育委員会職員、学校の教職員等を対象とした合同研修を実施します。	地域包括ケア課 人権教育課
こども食堂などの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。	少子政策課
若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンの開催等を行います。	地域包括ケア課

## 4-5 ひきこもり支援

ひきこもり状態にある本人やその家族に対し、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携して相談支援や社会参加への支援を行います。

### ひきこもり支援体制の推進

#### ■現状と課題

ひきこもりは様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を示すものです。

ひきこもりの原因としては、知的障害や精神的な疾患、不登校、対人関係の不和などがありますが、地域や社会とのつながりを失い、長期的に社会的孤立に陥っている場合もあります。

令和4年3月に埼玉県ひきこもり支援に関する条例が施行され、本人及びその家族が孤立することのないよう、市町村及び民間支援団体等と相互に連携して、支援に取り組んでいます。

県では、積極的に支援に取り組む民間支援団体等の周知を行い、ひきこもり状態にある者及びその家族が必要な支援を受けられるように環境整備を図っています。

各市町村ひきこもり支援施策取組状況（令和5年10月調査）

	政令指定都市	市	町・村	合計
ひきこもり相談窓口の設置	1/1	39/39	23/23	63/63 (100%)
ひきこもり相談窓口の明確化	1/1	37/39	18/23	56/63 (88.8%)
ひきこもり相談窓口の周知	1/1	35/39	18/23	54/63 (85.7%)
市町村プラットフォームの設置	1/1	34/39	20/23	55/63 (87.3%)

## ■市町村・地域での取組の方向性

市町村では、ひきこもりに関する相談窓口の明確化と周知、支援対象者の実態やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営することが求められます。

中高年層へ支援においては長期間経過により対応が難しい場合も多く、身近な地域における相談体制、居場所支援が充実していることが重要です。また、保健所・保健センター、民生委員・児童委員、ひきこもり当事者を発見することの多い地域包括支援センター等地域の関係機関との連携も必要です。

## ■県の主な取組・支援

<p>生活困窮者の自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談があった際には、ひきこもりの状態にある方等の特性を踏まえ丁寧に対応するとともに、必要に応じて関係機関につなぎます。</p>	社会福祉課
<p>ひきこもり状態にある本人やその家族に対し、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の分野の関係機関と連携の下で埼玉県ひきこもり相談サポートセンター、精神保健福祉センター、保健所等において、相談支援を行い、ひきこもり支援を推進します。 (再掲)</p>	疾病対策課 障害者福祉推進課 雇用労働課
<p>ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、本人の意思を尊重した支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及び情報発信を行います。 (再掲)</p>	疾病対策課
<p>ひきこもりの当事者が悩みを共有し、社会的自立の促進を図る「集いの場」を運営する民間団体を支援します。</p>	疾病対策課
<p>若者自立支援センター埼玉において、関係機関、関係団体等と連携を図りながら若年無業者の就業活動を総合的に支援します。 (再掲)</p>	雇用労働課

## 4-6 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり

障害者への理解を促進するとともに誰もが安心して地域で暮らせる環境をつくるために、施設などハード面のバリアフリーとこころのバリアフリーを両輪で進め、誰もが安心して生活することができる環境づくりを進めます。

### ①誰にも優しく生活しやすい「福祉のまちづくり」の推進

#### ■現状と課題

本県では、平成7年（1995年）に「埼玉県福祉のまちづくり条例」を定め、平成20年（2008年）には「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」（以下、「埼玉県建築物バリアフリー条例」という。）を制定し、建築物、駅などの公共交通機関の施設、公園、道路などのバリアフリー化を推進しています。

施設等のハード面の整備だけでなく、一人ひとりがお互いを思いやり、マナーの向上やサポートの実施に努めることが、バリアフリー化に大きな役割を果たします。そのため、県は市町村と連携して、県民や事業者に対しポスターやリーフレット、広報紙などを活用し、障害者等用駐車場のマナーアップキャンペーンや障害者のシンボルマークの普及啓発を行っています

また、障害者等のための駐車区画の適正利用を一層推進するため、令和5年11月から障害のある方など歩行が困難と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に利用証を交付する「埼玉県思いやり駐車場制度」を開始しました。

さらに、内部障害や難病の方など外見から分からなくても援助や配慮が必要な人もいます。長時間立っていることがつらいなど、日常の生活に大きな支障がある方も多く、こういった人が援助を受けられやすいよう、ヘルプマークなどの障害者用マークの周知が進められています。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを超えて、誰にでも優しく、生活しやすいまちづくりを進めていくことが重要です。

特に駅の安全対策について早急に取り組むことが求められており、ホームドア整備など関係機関・団体などと連携して鉄道事業者に要請していく必要があります。また、交通事業者が実施する「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに協力するとともに、駅利用者等の意識醸成・普及啓発を推進していく必要があります。

「情報」のバリアフリー化にも配慮が必要です。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人がいます。それぞれの特性等を踏まえた情報提供の取組を展開する必要があります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

身体状況や障害の有無などにより、必要とされるバリアフリー設備は様々です。このため、全ての人にとって使いやすい施設の整備には限界があります。整備したバリアフリー施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供など、ソフト面の対応を引き続き進めていく必要があります。



障害者等用駐車場マナーアップキャンペーン

障害者用マーク普及啓発

### ■県の主な取組・支援

鉄道駅にエレベーター、スロープ及び障害者対応型トイレ等を整備する市町村（鉄道事業者が行う事業に補助する場合を含む）に対し、補助金を交付します。	交通政策課
利用者の多い駅等における、ホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備経費について補助金を交付します。	交通政策課
障害者や高齢者など誰もが快適に安心してバス・タクシーを利用できるよう、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。	交通政策課
ユニバーサルデザインを推進し、利用しやすいように配慮した施設や建物づくり、製品の普及を促進します。	文化振興課
「介護すまいる館」において、福祉用具などの利用支援やユニバーサルデザインについて、県民への普及啓発を実施します。	高齢者福祉課

## 第4章 施策の体系と施策の展開

<p>埼玉県福祉のまちづくり条例や埼玉県建築物バリアフリー条例により、誰もが円滑に利用できる生活関連施設<sup>18</sup>の整備を図ります。</p>	福祉政策課 建築安全課 道路環境課 公園スタジアム課
<p>障害者等用駐車場マナーアップキャンペーンや、ホームページなどを通じ、福祉のまちづくりの考え方を普及啓発します。</p>	福祉政策課
<p>「埼玉県思いやり駐車場制度」を運用し、障害者などのための駐車区画の適正利用を推進します。</p>	福祉政策課
<p>内部障害や難病の方など外見から分からなくても援助や配慮が必要な方が援助を受けられやすいようヘルプマークをはじめ各障害者用マークの周知を進めます。</p>	障害者福祉推進課
<p>手話は言語であるという認識の下、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣を行います。また、盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保、充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣を支援します。</p>	障害者福祉推進課
<p>視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練及び情報の確保などの支援を行うことによって、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。</p>	障害者福祉推進課
<p>パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保及び充実を図ります。</p>	障害者福祉推進課
<p>IT（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、IT講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。</p>	障害者福祉推進課
<p>バリアフリーマスタートプラン及びバリアフリー基本構想を策定する市町村に対し技術的な支援を行います。</p>	都市計画課
<p>老朽化した県営住宅の建替えなどを行い、生活の安定と居住水準の向上（バリアフリー化）を図ります。</p>	住宅課

<sup>18</sup> 生活関連施設：埼玉県福祉のまちづくり条例第2条に規定する病院、百貨店等不特定多数者の利用に供する建築物や鉄道の駅、公園等

## COLUMN

## 埼玉県思いやり駐車場制度

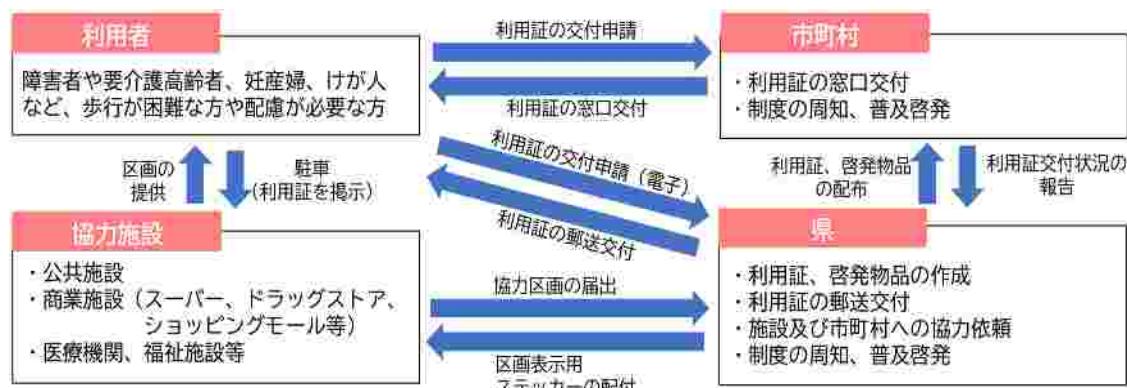
## 1 埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害者などのための駐車区画については、必要のない方が利用しているケースがあることや内部障害のある方など外見ではわかりにくい方が利用しづらいといったことなどが指摘されています。

そこで県では令和5年11月から、障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など歩行が困難な方と認められる方や移動の際に配慮が必要な方に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する「埼玉県思いやり駐車場制度」を開始しました。

同様の制度は令和6年4月現在、埼玉県を含めて42府県で導入されており、利用証は相互に利用することができます。

## 2 事業のスキーム



## 3 利用証の種類と対象区画

## 利用証

種類	車椅子使用者用	要介護高齢者・障害者専用	妊産婦・けが人専用
デザイン			
有効期間	なし(要件に該当しなくなるまで)	あり	
区画の利用	「車椅子使用者用駐車区画」を優先利用	「優先駐車区画」を優先利用 「優先駐車区画」がない駐車場では、「車椅子使用者用駐車区画」の利用も可。 (区画に余裕がある場合に限る)	

## 対象区画

種類	車椅子使用者用駐車区画	優先駐車区画
概要	車椅子使用者が優先的に利用できる幅の広い駐車区画 (幅員3.5メートル以上)	幅の広い区画は必要ないものの、歩行が困難、移動の際に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車区画 (幅員3.5メートル未満)
区画表示・整備例		

## ②障害者の地域生活の充実と社会参加の支援

### ■現状と課題

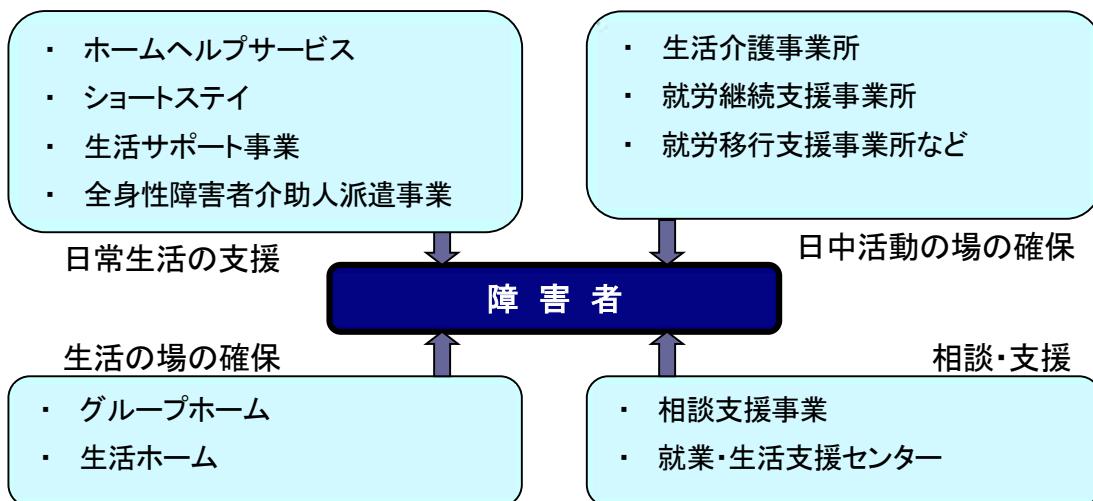
障害者的人権を総合的に支援していくことが求められており、相談支援は障害者等が地域生活を送る上で特に重要であり、障害者等やその家族を地域の人々や制度につなげていく役割を担っています。

しかし、相談支援が行われても地域移行に結びついていないという現状や、行政と民間、各種相談窓口、異なる障害における相談員間の連携にも大きな課題があり、相談支援サービスを提供していく上での基盤となる相談システムを構築していくことが求められています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

障害者が地域の中で共に安心して暮らしていくように、生活支援・相談支援体制の整備やサービス基盤の量、質の充実、住まいや地域の中の様々な場面に積極的に参加可能な環境づくり、訪問系サービスなどを充実する必要があります。

障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段を確立するとともに、障害者が社会の一員として、経済、文化、娯楽、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援する必要があります。



精神障害者は近年増加していますが、地域住民から正しい理解が得られにくい状況があり、地域で孤立している場合もあります

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。

## ■県の主な取組・支援

障害者の社会参加に向けた外出や移動の支援を行います。	交通政策課 福祉政策課 障害者支援課 障害者福祉推進課
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。 (再掲)	障害者福祉推進課
圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することによって、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などが情報を共有し、重層的な連携による支援体制を構築します。	障害者福祉推進課
障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を行います。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。 (再掲)	障害者福祉推進課
県民に障害や障害者に対する正しい理解を普及するための啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を図ります。 (再掲)	障害者福祉推進課

### ③障害者差別を解消する取組の推進

## ■現状と課題

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）（平成28年（2016年）4月1日施行）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。

県では共生社会の実現に向けて、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていくける共生社会づくり条例（以下、「共生社会づくり条例」という。）及び「埼玉県手話言語条例」を平成28年（2016年）4月1日に施行しました。

## ■市町村・地域での取組の方向性

障害者差別を解消するためには、行政・民間事業者そして地域住民のそれぞれが主体的に取り組むことが重要です。相談窓口の設置や、説明会・研修会の開催、リーフレットの配布など、継続した普及活動を実施していく必要があります。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

障害者差別解消法、埼玉県共生社会づくり条例及び埼玉県手話言語条例を普及するため、県は市町村と共同で事業者向け説明会を開催し、市町村の周知活動を支援するとともに、地域の事業者への普及啓発を進めます。

### ■県の主な取組・支援

障害者やその家族からの差別に関する相談に的確に対応するため、相談窓口を設置します。	障害者福祉推進課
障害者差別解消法、共生社会づくり条例及び埼玉県手話言語条例を普及するため、事業者向け説明会等の開催や普及啓発を行います。	障害者福祉推進課
不当な差別的取扱い及び合理的配慮の考え方をより明確にするため、国に引き続き具体的な判断基準を示すことを求めていきます。	障害者福祉推進課

#### ④障害者差別解消支援地域協議会の運営の推進

### ■現状と課題

障害者に身近な市町村においては、住民の関心と理解を深めるための啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークである「障害者差別解消支援地域協議会」の運営などを推進する必要があります。

### ■市町村・地域での取組の方向性

障害者差別解消支援地域協議会では、関係者が障害者差別に関する相談等についての情報を共有することで、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行なうことが期待されます。

市町村において、障害者差別解消支援地域協議会は必置ではありませんが、自立支援協議会など既存の会議を活用することも有効です。

また、障害者と接する機会の多い飲食業、旅館業、不動産業などの従業員の方を対象とした説明会等を行うことも必要です。

### ■県の主な取組・支援

障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行なうネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を開催します。	障害者福祉推進課
--	----------

## 4-7 配慮が必要な方への支援

地域社会から孤立しがちな人、また配慮が必要な人について、理解と必要な支援につなげる環境づくりを進めます。

4-2から4-6で取り上げてきた方々以外にも、セルフ・ネグレクトの状態にある人や外国人など、従来の見守り活動からもれる人々や制度からもれる人々を社会から孤立させずにいかに支援していくかが社会的課題となっています。

### ①地域社会から孤立している人や配慮が必要な人への支援

#### ■現状と課題

若年無業者、失業や病気、介護などをきっかけに仕事を辞めた中高年等の中には、地域や社会とのつながりを失い、社会的孤立に陥っている人もいます。

河川や道路等で生活しているホームレスの人や、ネットカフェ、終夜営業の飲食店、知人宅などを転々とする「ホームレス状態」の人も、地域社会から孤立し、ときには「排除」の対象になりかねない場合もあります。

認知症や精神疾患などにより、セルフ・ネグレクト<sup>19</sup>の状態にある人、買物弱者<sup>20</sup>など地域での生活の継続が危ぶまれる方々がいます。

また、DV被害者・犯罪被害者等の抱える問題は、被害の態様により様々であり、支援には多様な機関との連携が必要です。被害から回復するまでには時に長い時間を要し、その間にこれらの被害者等の求める支援の内容も変化していきます。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

これまで市町村は、自治会・町内会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動等、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んできました。

また、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者など、日頃高齢者と接する機会の多い業者などの関係機関の協力を得て、見守りの仕組みを構築しています。

生活の継続が危ぶまれる方に対し、地域での生活を支援するためには、保健・医療分野など専門性の高い機関と連携を図る必要があります。

しかし、「孤立した人々への見守りの介入」は、身近な地域だからこそ、難しい場合や、特段の配慮が必要な場合もあります。

<sup>19</sup> セルフ・ネグレクト：福祉・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態

<sup>20</sup> 買物弱者：流通機能や交通網の弱体化等の理由により、買物機会が十分に提供されない状況にある方

## 第4章 施策の体系と施策の展開

本人が公的福祉サービスについての知識がない、助けは借りたくないなどの理由により、支援が十分になされていないケースもあります。

これらの問題への対応は、単独の市町村では対応が難しいケースも考えられるため、広域で受け止める仕組みを構築する必要があります。国や県などの協力や情報提供が必要な場合もあると考えられます。

さらに、福祉分野以外の他分野との連携を強化する必要があります。例えばホームレスの方は住まいの確保、若年無業者の方は職業的自立が課題です。課題解決に適した分野との情報交換や連携を日頃から密にしておく必要があります。

### ■県の主な取組・支援

DV 被害者に対し、市町村など関係機関と連携して支援を行います。	人権・男女共同参画課
民間団体及びスタッフの育成などについて支援することにより、多様な状況にある DV 被害者の支援充実を図ります。	人権・男女共同参画課
犯罪被害者等個々のニーズに応じた支援を行うため、犯罪被害者等支援のワンストップ体制を強化するほか、県民が身近な窓口で相談できるよう市町村の取組を支援します。	防犯・交通安全課
ホームレスの実態に関する調査を行い、巡回時に必要に応じて生活保護等の福祉サービス受給に向けた支援を行います。	社会福祉課
市町村における、民生委員・児童委員など福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。（再掲）	地域包括ケア課
配達・送迎・移動販売・買物サポート・見守り・割引・多目的トイレ利用・居場所づくりなど高齢者に優しいサービスを実施している民間事業者を登録する「プラチナ・サポート・ショッピング」制度を推進します。	地域包括ケア課
若者自立支援センター埼玉において、関係機関、関係団体等と連携を図りながら若年無業者の就業活動を総合的に支援します。（再掲）	雇用労働課

**②専門的な支援を必要とする方への支援**

**■現状と課題**

医療的ケアを必要とする児童や難病患者などは、地域で生活を送る上で専門的な支援が必要であり、地域での生活を支援するためには、保健・医療分野など専門性の高い機関と連携を図る必要があります。

**■市町村・地域での取組の方向性**

医療的ケア児者の支援を促進するとともに、医療的ケア児者が地域で安心して暮らせるよう、地域における支援体制の整備を図ることが必要です。具体的には、市町村における基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児支援の協議の場の設置などが挙げられます。

難病患者については、在宅の重症者への支援のほか、社会参加の機会確保や仕事と生活の両立といった、様々なニーズに対応した支援策が求められています。

**■県の主な取組・支援**

医療的ケアが必要な障害児が適切に支援を受けられるよう、保健医療・保育・教育等の関係機関との連携促進に努めます。	障害者支援課
医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、市町村への配置を促進します。	障害者支援課
保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家族支援を行う訪問相談員の育成を行います。	疾病対策課
がん患者やその家族にとって利用しやすい相談支援体制の整備を図るとともに、がん患者や家族が適切な医療や支援により社会とのつながりを維持し、自分らしく安心して生きることのできる社会づくりを推進します。	疾病対策課

## ③外国人への支援

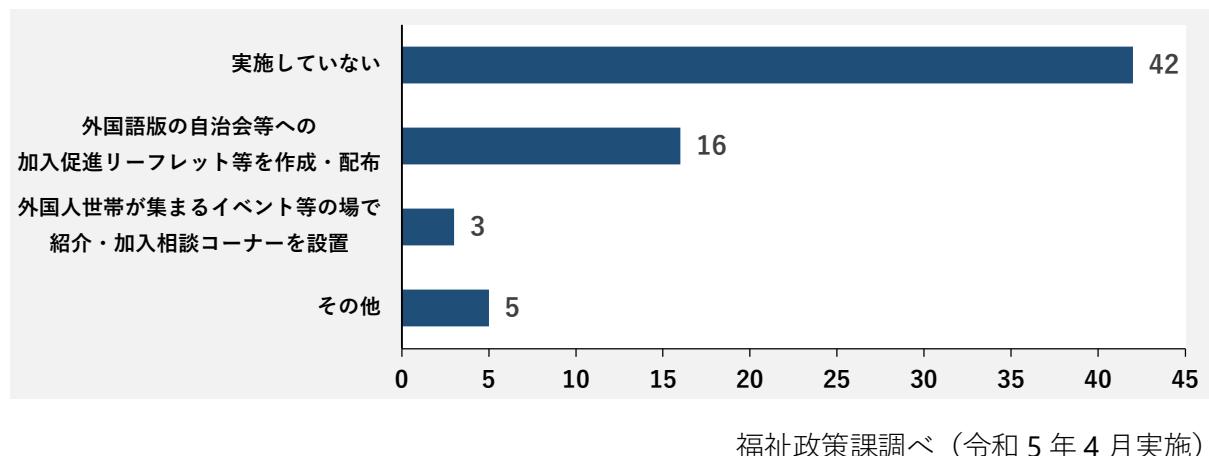
## ■現状と課題

県内の在留外国人数は212,624人（令和4年（2022年12月末現在））であり、県民の約34人に1人が外国人であり、日本人と外国人が共に地域づくりの担い手としてその能力を最大限発揮できる多文化共生社会を築いていくことが強く求められています。

日本人住民と外国人住民がお互いの立場を理解するとともに、等しく必要な情報を得て安心し、暮らしやすさを実感できる地域づくりを進める必要があります。

しかし、県内市町村のうち、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進については67%（42市町村）が取り組んでいない状況です。（図47参照）

図47 県内市町村が取り組む、外国人世帯に対する自治会・町内会への参加促進の内容  
(n=63市町村、複数回答)



## ■市町村・地域での取組の方向性

外国人住民が地域の中で一方的に支えられる存在ではなく、社会を構成する一員であり、その能力を発揮して地域づくりを共に支える担い手として環境整備を進めることが重要です。地域の行事や防災活動、また、他の外国人支援の担い手としてその能力を十分発揮できる機会を広げる必要があります。

また、外国人住民との接点を持つことが日常となる中で、日本人住民の側も多文化共生を適切に理解することが重要です。外国の文化や生活習慣を理解し、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、交流を深めることができます。

市町村においては、外国人住民への効果的な情報発信や地域活動への参画促進に取り組むことが望まれます。

また、日本人住民に対しても、意識啓発などを働き掛けるとともに、地域住民が支え合う関係づくりにつながるような交流機会の創出が期待されます。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

留学や就労などで日本に暮らす外国人が増加する中、情報提供やコミュニケーションにおいて、保有率の高いスマートフォン等を活用することで、効率化や双方向のやりとりの円滑化を図り、暮らしやすさを高めることができます。

なお、市町村社会福祉協議会は、貸付事業で書類をやり取りする中で、困難な生活課題を抱えている外国人住民については、その後も市町村社会福祉協議会で意識してつながり続け、必要な支援をすることが重要です。

### ■県の主な取組・支援

「外国人総合相談センター埼玉」において、日本語理解が十分ではない外国人を対象に多言語で相談対応や情報提供等を実施します。	国際課
外国人住民が日本で生活をする上で必要な基本的・共通的な事項をまとめた「埼玉県外国人の生活ガイド」を作成し多言語で提供します。	国際課
日本語能力が十分でない外国人が生活に必要な日本語能力を身に着けられるよう、地域における日本語教室の運営を支援するため日本語学習支援者向け研修を実施します。	国際課
外国人住民と行政との間に立って橋渡しをする多文化共生キーパーソンを委嘱し、外国人住民に対する行政情報の伝達や外国人住民のニーズ把握などを行います。	国際課

### ④再び犯罪や非行をしてしまう者等に対する支援

### ■現状と課題

本県の刑法犯検挙人員は令和4年(2022年)に9,573件となっており、年々減少傾向にあります。一方で、検挙人員に占める再犯者の割合は5割前後を推移しており、「再犯防止」が大きな課題となっています。(図48参照)

犯罪をした者の中には、高齢者や障害のある者、住居や就労先を確保できない者など継続的な支援を必要とする者が、十分な支援を受けられないまま再び犯罪に手を染めてしまう者も数多く存在します。

そのような状況を踏まえ、平成28年(2016年)12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有すると規定されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。

## 第4章 施策の体系と施策の展開

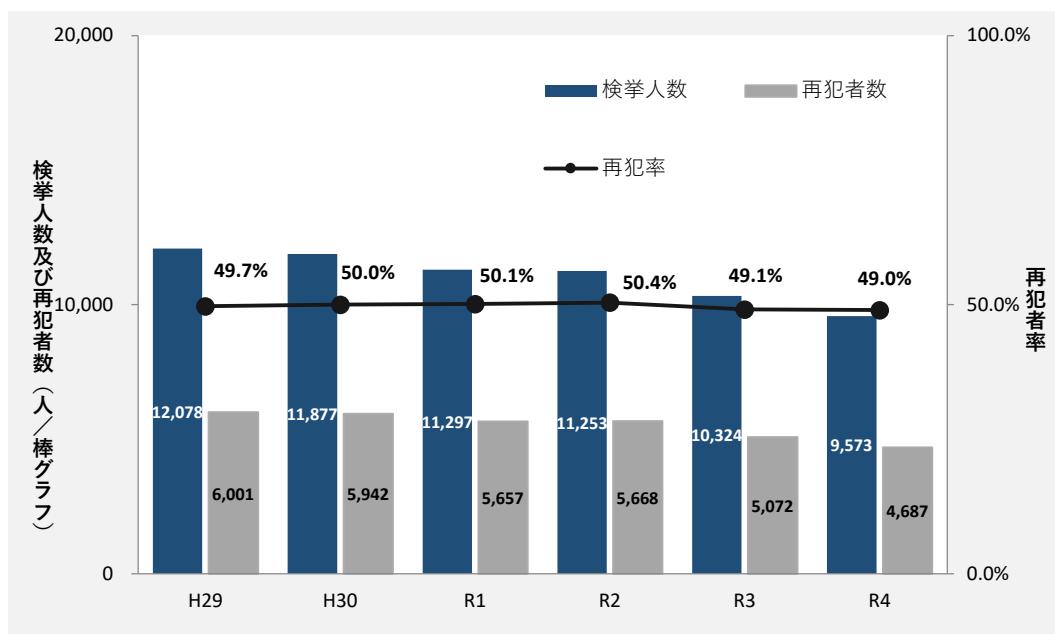
そこで、本県では、犯罪をした者等を含めた全ての県民が安心・安全に暮らすことができる社会の実現に取り組んでいくため、「埼玉県再犯防止推進計画」を策定し、円滑な社会復帰に向けた支援をしています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

刑務所等出所者の方は、まず住居の確保や生活保護等の受給などが課題であり、適切な支援につながることが求められます。

誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することが必要です。

図48 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



### ■県の主な取組・支援

刑務所等の出所後に帰住先のない高齢者や障害者で福祉の支援が必要な方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。

社会福祉課

犯罪を犯した人や非行のある少年の自立更生の促進を図り、犯罪防止活動に資することを目的として、埼玉県更生保護観察協会を支援します。

社会福祉課

## ⑤性の多様性を尊重した社会づくり

### ■現状と課題

性的マイノリティ<sup>21</sup>の方は、周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、性的マイノリティの方が暮らしやすい環境づくりや性の多様性に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

そこで、県では、性の多様性を尊重した社会を実現するため、令和4年7月に施行された埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の基本理念を踏まえ、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備、暮らしやすい環境づくりの3本柱で施策を進めています。

### ■市町村・地域での取組の方向性

市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう取組を進める必要があります。

### ■県の主な取組・支援

市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。	人権・男女共同参画課
性の多様性に関する理解増進に向け啓発活動の実施と相談体制の充実や性的マイノリティが安心して生活でき、働きやすい環境づくりに取り組みます。	人権・男女共同参画課

<sup>21</sup> 性的マイノリティ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）などのこと。

## 柱5 市町村の支援と計画の推進

### 5-1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援

市町村が地域福祉計画の策定及び改定が適切に行うための支援をします。

#### ■現状と課題

市町村が策定する地域福祉計画は、住民に身近な地域において分野ごとの施策を横につなげ、地域にあるボランティアなどの人材、様々な施設や関係機関などのネットワークを構築し、多様な社会資源を活用した総合的な対応を図ることを目指すところに意義があるものです。

地域福祉計画の策定意義への理解が進んだ結果、県内で地域福祉計画を策定している市町村は、令和5年（2023年）4月1日現在 62市町村（県内市町村数63）となっています。

平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となり、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載するいわゆる上位計画として位置付けられることとなっています。

#### ■市町村・地域での取組の方向性

平成29年改正社会福祉法に基づき、市町村地域福祉計画は福祉分野における共通的な事項を定めることとなりました。

また令和2年改正社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業に取り組む市町村は、実施計画を定めることとされており、地域福祉計画の改定時などに当該事業について盛り込むこととされました。

さらに、市町村介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など福祉関係計画との連動や、市町村社会福祉協議会との連携により地域福祉活動計画との策定を一体的に行うことも地域の実情を反映する効果的な方法です。

そのため、計画の策定に当たっては、関係各課と連携することが今まで以上に必要です。地域住民、専門職、関係団体等の積極的な参加を促し、検討を進めていくとともに、小地域（小・中学校区域）で意見を聞く機会を設けるなど、きめ細かく行う必要があります。

#### ■県の主な取組・支援

市町村及び市町村社会福祉協議会の職員を対象に、地域福祉に関する先進事例を紹介するなど研修会や意見交換会を行うことにより、地域福祉計画の策定・改定を支援します。（再掲）

福祉政策課  
地域包括ケア課

**【福祉の各分野における共通的な事項の例】**

- ①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ②高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の課題への対応の在り方
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉分野以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

**【計画策定に当たっての留意点】**

- ・ 狹義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

出典：令和3年3月31日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（通知）を参考に作成

## 5-2 計画の進捗管理

市町村が地域福祉計画の進捗管理を適切に行うための支援をします。

### ■現状と課題

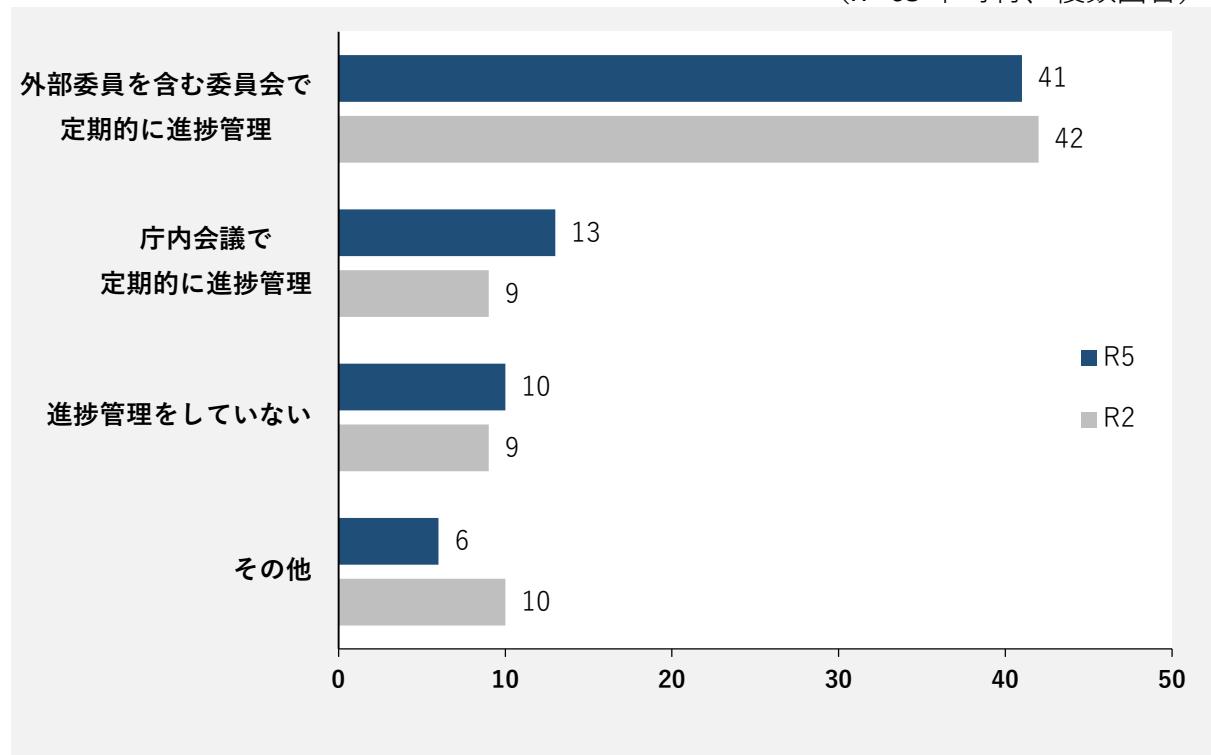
市町村は地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めることとされています。

地域福祉計画策定後の進捗管理については、41市町が有識者等外部委員を含めた委員会等を設置し、定期的に計画の進捗管理を行っています。また、庁内会議を設置し、定期的な計画の進捗管理を行っているのは13市町となっています。

一方、10市町村が計画の進捗管理をしていない状況となっています。(図49参照)

図49 本県市町村における地域福祉計画の進捗管理の状況

(n=63市町村、複数回答)



福祉政策課調べ（令和5年4月実施）

### ■市町村・地域での取組の方向性

地域福祉計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、継続的に進捗管理を行うことが重要です。

また、必要に応じて見直しを行うことも大切です。

地域福祉計画を実効性のある計画とするためには、計画に記載されている施策・事業の進捗管理を実施し、その結果を公表することにより、PDCAサイクルによる着実な実行が必要です。

このためには、計画を評価する委員会等を設置し、定期的な進捗状況の管理や新たな課題に対する検討が必要です。

### ■県の主な取組・支援

県地域福祉支援計画の進捗状況や市町村地域福祉計画の策定・改定状況などについて公表するとともに、埼玉県地域福祉推進委員会により定期的な進捗状況の管理や新たな課題に対する検討などをています。

福祉政策課



埼玉県地域福祉推進委員会

## 參考資料

## 1 埼玉県地域福祉支援計画 数値目標一覧

### 柱1 基盤づくり（包括的な支援体制の構築に向けた基盤づくり）

項目	【基準年】	【目標年】	目標の根拠
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	51市町村 (R5.4.1)	全市町村 (R9.4.1)	包括的な相談支援体制の構築を促進するため

### 柱2 地域づくり（地域住民による支え合い・見守りの仕組みづくり）

子どもの居場所の数	628か所 (R5.3)	800か所以上 (R8年度)	家庭でもない、学校でもない第3の居場所である「子どもの居場所」づくりを進めるため
福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	55市町村 (R4年度末)	全市町村 (R8年度末)	高齢者や障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めるため
チームオレンジを整備している市町村数	29市町村 (R6.2.1)	全市町村 (R7年度末)	認知症の人とその家族を、地域の支援へつなぐ仕組みの整備を進めるため

### 柱3 担い手づくり（専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり）

介護職員数	97,852人 (R5.10.1)	121,800人 (R8.10.1)	介護人材の確保・定着対策の推進するため
-------	----------------------	-----------------------	---------------------

### 柱4 環境づくり（誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり）

ケアラー支援を担う人材育成数	3,590人 (令和3~5年度の累計)	6,000人 (令和3~8年度の累計)	ケアラーへの支援を図るため
生活保護世帯の中学生3年生の学習支援事業利用率	36.3% (R4年度)	60.0% (R8年度)	貧困の連鎖を断ち切るため
地域生活支援拠点等の設置市町村数	36市町村 (R4年度)	各市町村又は各圏域に1箇所以上 (R8年度末)	親亡き後を見据えた相談に応じるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を支援するため

※「全市町村」は県内63市町村を指す。

## 2 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、市町村における包括的な支援体制の構築を実現するための施策（任意事業）として、令和3年4月に創設されました。

市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「I 相談支援（包括的な相談支援）」「II 参加支援」「III 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

支援	内容
I 相談支援	<p>高齢者（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施</p> <p>○以下の2つの機能を強化</p> <p>①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）</p> <p>②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能</p>
II 参加支援	<p>高齢者・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施</p> <p>（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど</p> <p>（※2）就労支援、見守り等居住支援など</p> <p>○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う</p>
III 地域づくりに向けた支援	<p>高齢者（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</p> <p>○以下の場及び機能を確保</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所</p> <p>②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出す</p>

I～IIIを通じ、「継続的な伴走支援」、「多機関協働による支援」を実施

※ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）

【厚生労働省の資料を基に作成】

図 50 重層的支援体制整備事業の全体イメージ

【厚生労働省の資料を基に作成】

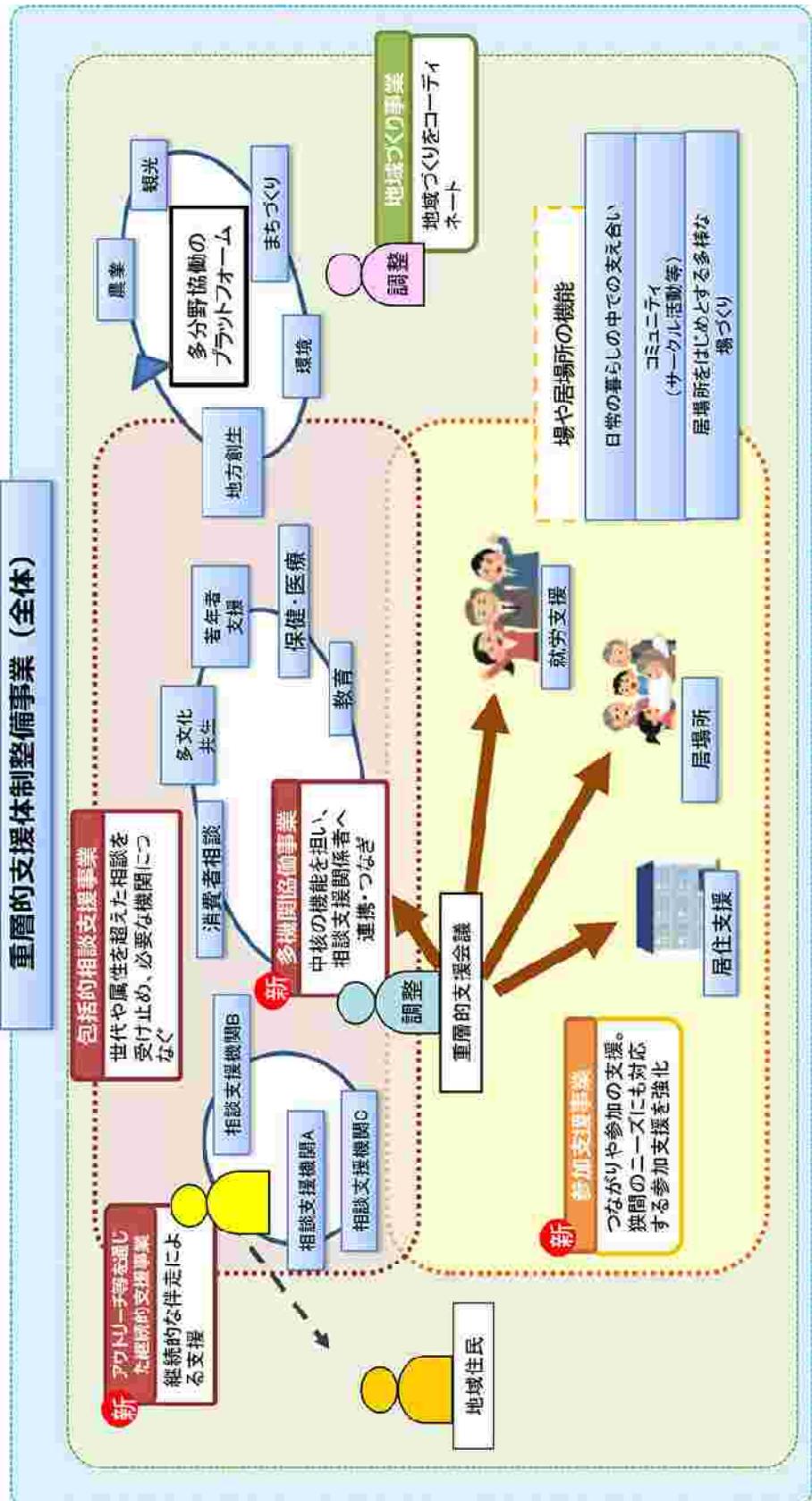
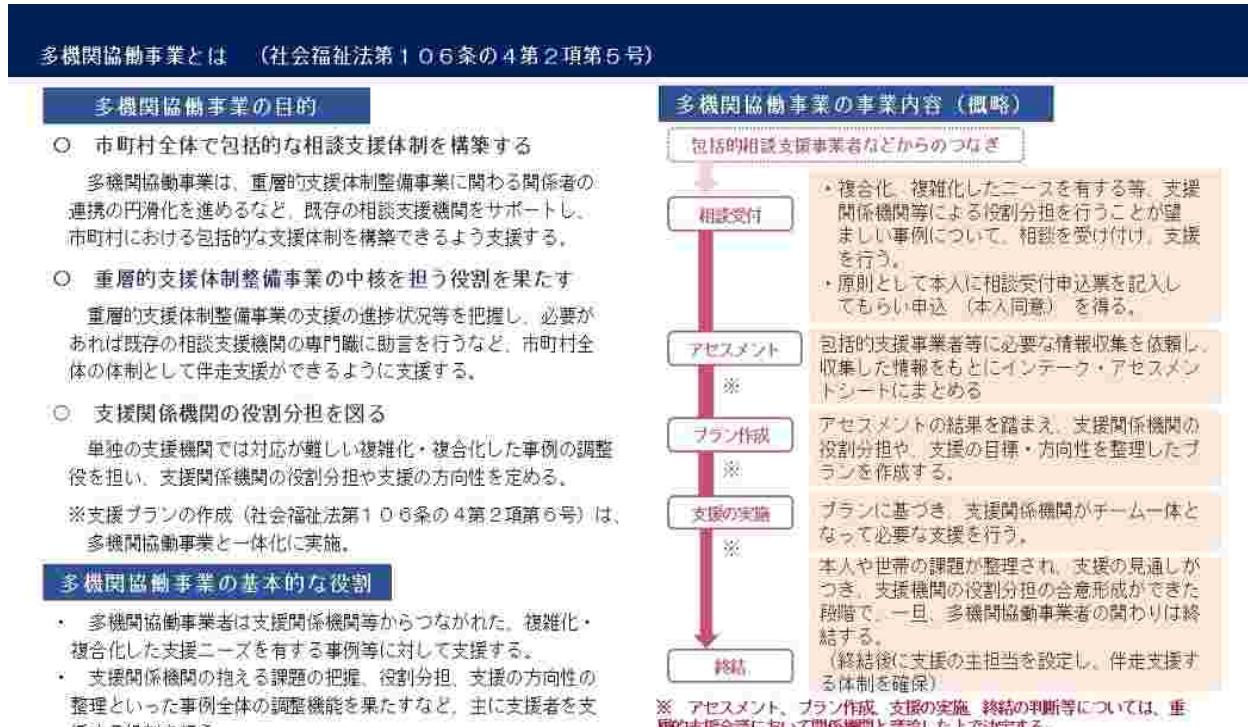
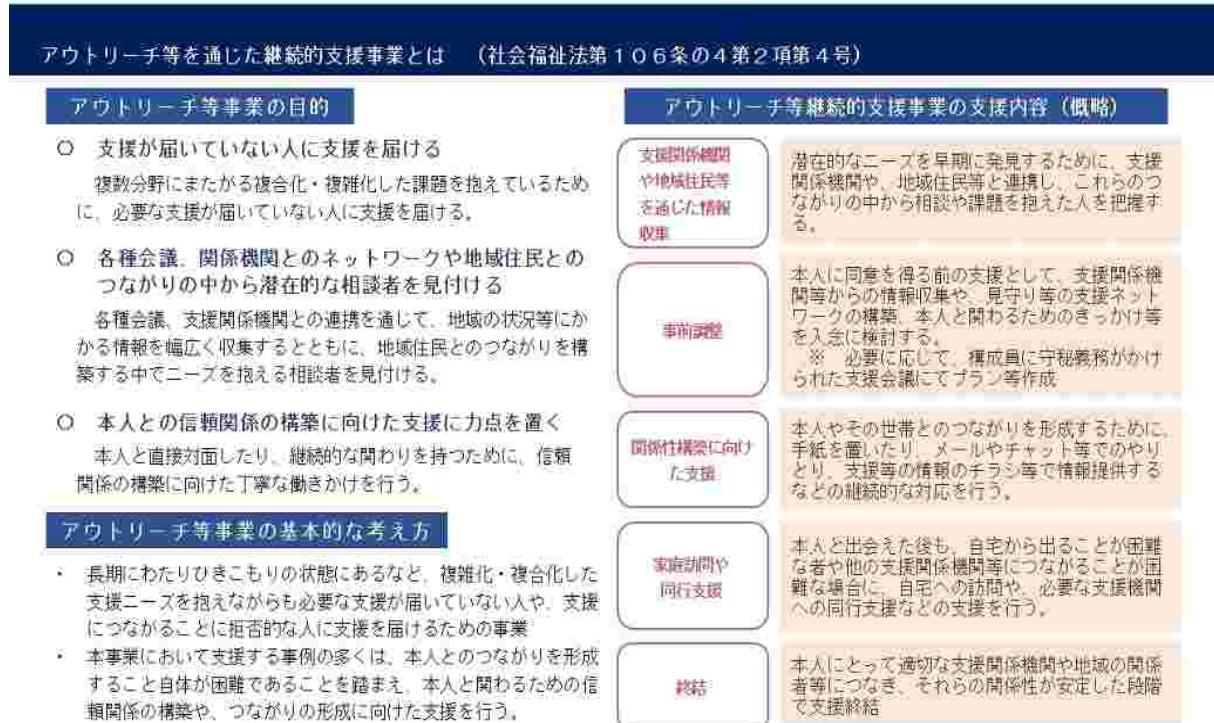


図 51 多機関協働事業



【厚生労働省の資料を基に作成】

図 52 アウトリーチ支援事業



【厚生労働省の資料を基に作成】

### 3 埼玉県地域福祉支援計画策定の経緯

#### 3-1 これまでの計画

平成 16 年 3 月	第 1 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 16 年度～平成 20 年度）
平成 21 年 3 月	第 2 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 21 年度～平成 23 年度）
平成 24 年 3 月	第 3 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 24 年度～平成 26 年度）
平成 27 年 3 月	第 4 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 27 年度～平成 29 年度）
平成 30 年 3 月	第 5 期埼玉県地域福祉支援計画（平成 30 年度～令和 2 年度）
令和 3 年 3 月	第 6 期埼玉県地域福祉支援計画（令和 3 年度～令和 5 年度）

#### 3-2 本計画の策定に向けて

令和 5 年 1 月 17 日	第 1 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 5 年 2 月 14 日	令和 4 年度第 2 回埼玉県地域福祉推進委員会
令和 5 年 4 月 18 日	第 2 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 5 年 4 月 28 日	市町村、市町村社会福祉協議会へ地域福祉に関する基礎調査実施
令和 5 年 6 月 16 日	第 3 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 5 年 7 月 14 日	令和 5 年度第 1 回埼玉県地域福祉推進委員会
令和 5 年 10 月 18 日	第 4 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 5 年 10 月 27 日	令和 5 年度第 2 回埼玉県地域福祉推進委員会
令和 5 年 11 月 22 日	埼玉県社会福祉審議会
令和 5 年 11 月 27 日	第 5 回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
令和 6 年 1 月 5 日	市町村、市町村社会福祉協議会へ案に対する意見照会
令和 6 年 2 月 15 日	令和 5 年度第 3 回埼玉県地域福祉推進委員会

#### 3-3 県民コメントの実施

令和 6 年 1 月 5 日～令和 6 年 2 月 5 日の間、「埼玉県県民コメント制度」により、本計画への意見募集を行った。

## 4 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿

### 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 埼玉県地域福祉支援計画の推進を目的として、埼玉県地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

#### (構成)

第2条 推進委員会は、委員20人程度をもって組織する。

2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

#### (委員)

第3条 推進委員会の委員は、福祉に関する学識経験者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を経営する者、民間企業者、商店街関係者、市町村職員、社会福祉協議会職員及び公募による県民等のうちから福祉部長が選任する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

#### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

#### (部会)

第6条 推進委員会には、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

#### (事務局)

第7条 推進委員会に事務局を置き、その事務は福祉部福祉政策課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 埼玉県地域福祉推進委員会委員名簿

任期（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

選出区分	氏名	所属・役職
学識経験者	◎新井 利民	立正大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
	保科 寧子	埼玉県立大学保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 准教授
社会福祉協議会	○上木 雄二	埼玉県社会福祉協議会 副会長
社会福祉活動	佐藤 政美	埼玉県民生委員・児童委員協議会理事
	土屋 匠宇三	一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク 代表理事
	森田 圭子	特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク 代表理事
	黒川 愛	社会福祉法人シナップス 特別養護老人ホーム ナーシングヴィラ与野(さいたま市与野本町デ イサービスセンター)
商店街関係	間中 繁孝	埼玉県商店街振興組合連合会理事 (川越サンロード商店街振興組合 代表理事)
社会福祉事業	池田 徳幸	埼玉県老人福祉施設協議会 副会長
	飯塚 壽美	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 副代表理事
民間企業	石川 誠	生活協同組合パルシステム埼玉 地域活動室
一般公募	大木 淳人	さいたま市在住
市町村行政	仲野 公堅	ふじみ野市 福祉部地域福祉課長

(選任区分別 50 音順、敬称略)

◎委員長 ○副委員長

## 5 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱及び作業部会員名簿

### 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱

#### (趣旨)

第1条 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱第6条に基づき、埼玉県地域福祉推進委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 第7期埼玉県地域福祉支援計画の策定に関する検討
- (2) その他目的達成に必要な事項

#### (構成)

第3条 作業部会は、福祉部長が選任する者で構成する。

2 作業部会に部会長を置き、作業部会員の中から福祉部長が選任する。

#### (任期)

第4条 部会員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。

#### (報告)

第5条 部会長は、委員会委員長に対して検討結果を報告する。

2 推進委員会委員長は、必要に応じて、部会長に対し、推進委員会への検討結果の報告を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 作業部会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるほか、作業部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

埼玉県地域福祉推進委員会作業部会員名簿

任期（令和5年1月1日～令和6年3月31日）

分 野	氏 名	役 職
学識経験者	◎保科 寧子	公立大学法人 埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 准教授
福祉相談機関 (地域包括支援センター)	彦坂 祐輔	さいたま市桜区南部圏域 地域包括支援センター管理者
保健師 (市町村保健師)	木暮 桂	桶川市健康推進部保険年金課 副課長兼後期高齢者医療係長
福祉活動実践者	青砥 祥子	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 専務理事
社会福祉協議会	大島 聰志	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部主幹兼地域連携課長
市町村行政	廣川 純代	草加市健康福祉部 福祉政策課 課長補佐
権利擁護・ 生活困窮者支援機関	中村 裕治	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 受託事業 副統括責任者

※社会福祉協議会は令和5年3月31日まで 中島 亜樹 部会員

(敬称略)

◎部会長

## 6 埼玉県地域福祉支援計画取組の県担当課一覧

施策	頁	担当課
<b>柱 1 基盤づくり～包括的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～</b>		
1-1 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援	37	福祉政策課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、障害者支援課、疾病対策課、雇用労働課
1-2 地域住民等との協働による地域生活課題への対応	48	計画調整課、共助社会づくり課、危機管理課、福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、障害者支援課、少子政策課、保健医療政策課
1-3 分野横断的な福祉サービスの展開や社会参加に向けた支援	58	共助社会づくり課、福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、疾病対策課、雇用労働課
1-4 権利擁護体制の充実	61	福祉政策課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、障害者支援課、こども安全課、健康長寿課、疾病対策課
1-5 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実	68	社会福祉課、福祉監査課、こども安全課
<b>柱 2 地域づくり～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～</b>		
2-1 地域福祉の場・拠点づくりの促進	72	共助社会づくり課、福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、少子政策課
2-2 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充	78	共助社会づくり課、消費生活課、社会福祉課、地域包括ケア課、住宅課
2-3 災害時に備えた支援の取組の充実	82	共助社会づくり課、国際課、危機管理課、災害対策課、社会福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課、疾病対策課
2-4 安心して子育てできる地域づくり	87	共助社会づくり課、福祉政策課、社会福祉課、少子政策課、こども安全課、健康長寿課、雇用労働課、住宅課、生涯学習推進課
2-5 子供の貧困に対する取組の強化	93	青少年課、福祉政策課、社会福祉課、少子政策課、住宅課、財務課、生徒指導課、生涯学習推進課、
2-6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり	97	地域包括ケア課、障害者福祉推進課、疾病対策課、生涯学習推進課
<b>柱 3 担い手づくり～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～</b>		
3-1 民生委員・児童委員の活動への支援	102	危機管理課、社会福祉課、障害者福祉推進課、地域包括ケア課
3-2 介護、保育等サービス人材の確保等	105	社会福祉課、高齢者福祉課、障害者支援課、少子政策課、産業人材育成課
3-3 N P O・ボランティア団体への支援	109	計画調整課、共助社会づくり課、福祉政策課、社会福祉課、少子政策課、
3-4 住民による多様な地域活動の推進	114	県民広聴課、共助社会づくり課、消費生活課、防犯・交通安全課、福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、こども安全課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課
<b>柱 4 環境づくり～誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり～</b>		
4-1 孤独・孤立問題への対応	123	計画調整課、人権男女共同参画課、共助社会づくり課、青少年課、福祉政策課、疾病対策課、生徒指導課
4-2 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり	127	社会福祉課、地域包括ケア課、住宅課
4-3 生活困窮者対策の推進	130	社会福祉課
4-4 ケアラー支援の推進	135	福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、障害者支援課、少子政策課、雇用労働課、多様な働き方推進課、人権教育課
4-5 ひきこもり支援	141	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、疾病対策課、雇用労働課
4-6 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり	143	交通政策課、文化振興課、福祉政策課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、都市計画課、建築安全課、道路環境課、公園スタジアム課、住宅課
4-7 配慮が必要な方への支援	150	計画調整課、人権・男女共同参画課、国際課、防犯・交通安全課、社会福祉課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、障害者支援課、少子政策課、疾病対策課、雇用労働課
<b>柱 5 市町村の支援と計画の推進</b>		
5-1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援	157	福祉政策課、地域包括ケア課
5-2 計画の進捗管理	159	福祉政策課



**埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当**

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
TEL: 048-830-3391  
FAX: 048-830-4801  
E-mail: a3380-10@pref.saitama.lg.jp